

85-972

普文學會編纂

訂正改版第十二版

明治

43.10.29

丙午

文官普通及式試驗問題答案  
裁判所書記

東京

清水書店發兌



自序

敵地ニ入ラント欲スル者ハ須ラク其地理ヲ  
知悉セサルヘカラス若シ夫レ地理ニシテ詳  
カナラサラン乎百戰一勝得テ期スヘカラス  
亦危イ哉

余實驗上茲ニ見アリ一本ヲ著ハシ省及各府  
縣ニ於テ施行セシトコロノ文官普通試驗裁  
判所書記登用試驗等ノ問題ヲ蒐集シ一々之  
カ詳解ヲ附シ以テ是等應試希望者ヲシテ試



驗ノ概況及程度ヲ知ラシメ必勝ノ幸福ヲ與ヘント欲ス然リト雖モ其詳解ノ如キハ著者カ忙餘ノ執筆ニ係ルヲ以テ杜撰ノ責ヲ免レズ讀者宜シク之ヲ取捨シテ可ナリ只參考ノ資ニ供スルノミ

著者誌

文官普通及裁判所書記試驗問題答案

目次

第一類 法律學

第一部 憲法

- 憲法上ノ大權トハ何ソ(明治三十一年五月 鹿手縣文官普通試驗)
- 法律命令ノ區別及命令ノ種類ヲ説明スヘシ(同上)
- 命令ノ種類及其效力ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)
- 緊急命令ハ勅令ヲ以テ廢スルコトヲ得ルカ(明治三十二年六月 新潟縣文官普通試驗)
- 憲法上法律ヲ以テ定ムヘキ事項ハ之ヲ命令ニ委任スル事ヲ得ルカ(明治三十三年六月 新潟縣文官普通試驗)
- 條約ト法律ト抵觸セル場合ニ於テ其法律ヲ變更スル爲メ議會ノ協賛ヲ需ムル必要アリヤ(明治三十二年六月 新潟縣文官普通試驗)
- 國務大臣ノ輔弼及ヒ副署ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)



● 左ノ問題ヲ説明スヘシ (明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)

(1) 帝國議會ノ地位 (2) 帝國議會ノ組織

● 豫算ノ性質及效力ヲ論スヘシ (明治三十三年六月 新潟縣文官普通試驗)

● 歳入歳出豫算ハ如何ナル必要アリテ設定スルカ (明治三十二年三月 長野縣文官普通試驗)

第二部 會計法

● 豫算ノ性質ヲ説明スヘシ (明治四十二年三月 北海道廳文官普通試驗)

● 豫備金ノ性質及ヒ種類ヲ説明スヘシ (同上)

● 豫備金ノ種類及ヒ其種類ニヨリテ使途ヲ異ニスルヤ (明治二十六年四月 山梨縣文官普通試驗)

● 金庫カ仕拂命令ヲ執行スルコトヲ拒ムヘキ場合ヲ列舉セヨ (明治四十二年四月 山口縣文官普通試驗)

● 豫算決算ノ意義ヲ問フ (同上)

● 物件ノ購入代價ハ何ヲ標準トシテ歳出年度所屬ヲ定ムルヤ (明治三十六年四月 山梨縣文官普通試驗)

● 左ノ意義ヲ説明スヘシ (同上)

定額戻入 過年度支出

● 出納官吏ノ意義ヲ問フ (明治四十二年三月 北海道廳文官普通試驗)

● 出納官吏水火盜難若クハ其他ノ事故ニ依リ其保管スル現金又ハ物品紛失毀損シタル

場合ニ於テ責任解除ヲ受ケ又ハ辨償ノ責ヲ負フ事由如何 (明治三十一年三月 静岡縣文官普通試驗)

● 出納官吏ノ職務及責任ヲ説明セヨ (明治三十二年三月 福井縣文官普通試驗)

● 會計法ニ於テ仕拂命令ノ職務ト現金出納ノ事務ト相兼スルコトヲ得スト規定セシ理

由如何 (同上)

● 仕拂命令官ト出納官吏トノ性質並ニ仕拂命令ノ職務ト現金出納ノ職務ト相兼スルコ

トヲ得サル理由如何 (明治三十一年七月 茨城縣文官普通試驗)

第三部 行政法

● 行政ノ意義ヲ説明スヘシ (明治三十九年四月 山梨縣文官普通試驗)

● 行政法ニ於ケル官廳ノ意義如何 (明治四十二年三月 北海道廳文官普通試驗)

● 官吏ノ服從義務ヲ論スヘシ (明治三十九年四月 山梨縣文官普通試驗)

● 公共團體トハ如何ナルモノナルカヲ説明シ其種類ヲ舉クヘシ (明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)

● 公共團體ノ意義ヲ二三ノ例ヲ舉ケテ説明セヨ (明治三十九年四月 山梨縣文官普通試驗)

● 普通水利組合ト水害豫防組合トノ區別ヲ説明スヘシ (明治三十四年十一月 長崎縣文官普通試驗)

● 何ヲカ營造物ト云フ (明治三十四年一月 宮城縣文官普通試驗)

● 左ノ問題ノ意義ヲ述ヘヨ (明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)



(1)官廳(2)營造物(3)公用徵收(4)市町村ノ條件

- 行處分トハ何ソヤ(明治三十一年五月 鹿手縣文官普通試驗)
- 行政處分ヲ説明シ其種類ヲ舉クヘシ(明治四十三年三月 島根縣文官普通試驗)
- 許可ノ意義ヲ説明セヨ(明治四十一年三月 鹿手縣文官普通試驗)
- 許可認可及特許ノ意義ヲ述ヘ其區別ノ點ヲ示スヘシ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)
- 訓令ノ性質ヲ説明セヨ(明治四十三年三月 島根縣文官普通試驗)
- 公用徵收ノ性質ヲ説明スヘシ(明治四十一年三月 鹿手縣文官普通試驗)
- 左ノ意義ヲ詳述スヘシ(明治四十二年八月 新潟縣文官普通試驗)
- イ 縣令、訓令、告示、ロ 公用徵收
- 左ノ各號ヲ説明スヘシ(明治四十三年三月 島根縣文官普通試驗)
- イ 租稅、ロ 手数料、ハ 使用料
- 訴願ハ如何ナル事件ニ付キ提起スルコトヲ得ルヤ(明治三十三年四月 宮崎縣文官普通試驗)
- 行政訴訟ト行政訴願トノ區別ヲ説明スヘシ(明治三十一年五月 鹿手縣文官普通試驗)
- 行政訴願ト行政訴訟並ニ請願トノ異ナル點ヲ詳述スヘシ(明治四十二年八月 新潟縣文官普通試驗)
- 本邦ニ於テ行政裁判所ヲ設ケタル主旨如何(明治三十三年四月 宮崎縣文官普通試驗)

行政上ノ強制手段ヲ説明スヘシ(明治三十六年七月 山形縣文官普通試驗)

第四部 地方制度

- 地方自治ノ意義ヲ論セヨ(明治四十二年四月 山口縣文官普通試驗)
- 地方自治ト行政トノ區別如何(明治三十二年三月 福井縣文官普通試驗)
- 地方分權ト地方自治トノ區別ハ如何(明治三十三年二月 大分縣文官普通試驗)
- 公共團體トハ如何ナルモノヲ謂フヤ(明治四十二年三月 北海道廳文官普通試驗)
- 市町村公民權取得ノ條件如何(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試驗)
- 市町村住民ノ權利義務ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 北海道廳文官普通試驗)
- 市ト町村トノ區別(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試驗)
- 市町村會議員、郡會議員、府縣會議員ハ何人カ之ヲ選舉スルヤ(明治三十一年三月 靜岡縣文官普通試驗)
- 市町村會議員ノ選舉ニ關シ選舉人ノ等級ヲ設ケタル理由如何(明治三十二年六月 新潟縣文官普通試驗)
- 府縣制第四條一項ニ府縣内市町村公民中選舉權ヲ有シ其府縣ニ於テ一年以來直接國稅十圓以上ヲ納ムルモノハ府縣會ノ被選舉權ヲ有ストアリ茲ニ所有地ニ屬スル地租ト質取地ニ屬スル地租トヲ合セラ十圓以上ヲ納メ他ノ要件ヲ具備スルモノアリトセハ被選舉權上ノ有無如何(明治三十一年七月 茨城縣文官普通試驗)



- 府縣會議員ノ選舉ノ投票ノ無効ナル場合ヲ列記セヨ (明治三十三年四月) (岐阜縣文官普通試驗)
- 府縣會議員選舉ノ無効ト當選ノ無効トノ區別 (明治三十三年二月) (大分縣文官普通試驗)
- 選舉ノ無効及ヒ當選ノ無効ヲ説明スヘシ (明治四十三年三月) (島根縣文官普通試驗)
- 町村會ハ町村ノ行政ヲ監督スル權利アリヤ若シアリトセハ其監督方法如何 (明治三十一年六月) (新潟縣文官普通試驗)
- 市町村ハ自治體ナリトセバ何故ニ市町村會ハ法令ニ依リテ認許セラレタル事ノ外議決權ヲ有セシメサルヤ (明治三十一年五月) (鹿手縣文官普通試驗)
- 郡會ノ決議スヘキ事件ハ何ナリヤ (明治三十三年四月) (宮崎縣文官普通試驗)
- 郡會ノ選召決議ニ對スル郡長ノ處置如何 (明治三十三年四月) (岐阜縣文官普通試驗)
- 府縣制第八十六條中株符セル所ヲ解釋スヘシ (明治三十二年三月) (福井縣文官普通試驗)
- 府縣制第八十六條  
府縣會召集ニ應セス又ハ成立セサルトハキ府縣知事ハ內務大臣ノ指揮ヲ請ヒ處分  
スルコトヲ得
- 府縣會ノ解散ハ何人カ如何ナル手續ヲ以テ命スルカ (同上)
- 市參事會ノ組織並ニ職務ヲ述ヘ郡參事會ト異ナル點ヲ舉ケヨ (明治四十三年三月) (島根縣文官普通試驗)

- 市參事會ト府縣參事會トノ異同ヲ辯セヨ (明治四十二年四月) (山口縣文官普通試驗)
- 市町村ノ法規設定權ヲ説明スヘシ (明治三十四年一月) (宮城縣文官普通試驗)
- 市町村條例ト市町村規則トノ差別如何 (明治三十二年三月) (福井縣) (明治三十三年四月) (岐阜縣) (明治四十二年三月) (北海道) (宮城縣文官普通試驗)
- 市町村公吏ノ性質ヲ説明スヘシ (明治三十四年一月) (宮城縣文官普通試驗)
- 府縣吏員ノ義務ヲ説明スヘシ (明治三十四年十一月) (長崎縣文官普通試驗)
- 左ノ各號ヲ説明スヘシ (明治四十三年三月) (島根縣文官普通試驗)
- (イ)市町村條例 (ロ)普通水利組合 (ハ)右均一賦課  
府縣郡市町村ハ如何ナル收入ヲ以テ其支出ニ充ツルモノナリヤ (明治三十二年三月) (長野縣文官普通試驗)
- 郡費賦課ノ方法如何 (明治三十三年四月) (岐阜縣文官普通試驗)
- 使用料手数料及町村税ノ性質ヲ説明スヘシ (明治三十四年三月) (宮城縣文官普通試驗)
- 左ノ法條ヲ説明スヘシ (明治三十二年三月) (長野縣文官普通試驗)
- 町村制第六十二條ニ收入役ハ町村長及助役ヲ兼スルコトヲ得ス  
市町村内ノ一部落カ財產ヲ所有スルモ特別ノ機關ヲ設ケテ之ヲ處理セサル場合ニ於テ其部落並ニ財產ノ地位如何 (明治三十四年一月) (宮城縣文官普通試驗)
- 町村監督ノ目的及之ヲ達スル方法ヲ述ヘヨ (明治三十一年五月) (鹿手縣文官普通試驗)



●町村住民ノ權利義務ニ關シ町村會ノ議決ニ不服ニシテ郡參事會ニ訴願シ郡參事會ノ裁判ニ不服ニシテ府縣參事會ニ訴願シ府縣參事會ノ裁決ニ不服ニシテ行政裁判所ニ出訴セントスルトキハ前町村會郡參事會府縣參事會何レヲ對手トスルヤ(明治三十一年三月靜岡縣文官普通試驗)

第五部 刑法

- 刑法ト刑事訴訟法トノ關係ヲ説明スヘシ(明治三十二年三月長野縣文官普通試驗)
- 刑罰ノ種類ヲ列擧スヘシ(明治四十二年十月函館地方裁判所書記試驗)
- 刑ノ執行猶豫ノ條件如何(同上)
- 正當防衛ノ成立條件ヲ説述スヘシ(明治四十二年八月新潟縣文官普通試驗)
- 罪ヲ犯スノ意ナキ所爲ト罪トナルヘキ事實ヲ知ラスシテ犯シタルモノハ性質如何ナル區別アリヤ例ヲ擧ケテ説明スヘシ(明治三十三年四月岐阜縣文官普通試驗)
- 法律不知ト事實ノ不知トノ刑法上ノ責任如何(明治三十九年四月山梨縣文官普通試驗)
- 左ノ語ヲ説明スヘシ(同上)
  - 未遂犯、不能犯、中止犯
- 併合罪トハ何ソヤ(明治四十二年十月函館地方裁判所書記試驗)

- 自首減刑ト宥恕減刑トノ區別及理由ヲ説明スヘシ(明治四十二年八月新潟縣文官普通試驗)
- 謀殺犯ト故殺犯トノ區別ヲ示セ(明治三十三年四月岐阜縣文官普通試驗)
- 毆打致死ト過失殺及ヒ故殺ノ差異ヲ問フ(明治三十九年四月山梨縣文官普通試驗)

第六部 刑事訴訟法

- 公訴ト私訴トノ區別如何(明治四十一年四月名古屋地方裁判所書記試驗)
- 公訴ト私訴トノ區別並ニ消滅原因如何(明治三十二年三月新潟地方裁判所書記試驗)
- 公訴權消滅ノ原因ヲ列記シ且其理由ヲ詳述スヘシ(明治三十四年四月大分地方裁判所書記試驗)
- 公訴ハ如何ナル事項ニ因テ消滅スヘキモノカ詳説スヘシ(明治四十一年四月山形地方裁判所書記試驗)
- 公訴消滅ノ各原因ヲ明示スヘシ(明治三十四年五月佐賀地方裁判所書記試驗)
- 時効ニ因リ公訴權ノ消滅スル理由如何(明治三十三年十一月山形地方裁判所書記試驗)
- 公訴ノ時効ヲ設ケタル理由(明治三十七年九月安濃津地方裁判所書記試驗)
- 時効ヲ設ケタル理由及其中斷ノ場合ヲ説明スヘシ(明治四十二年六月根室地方裁判所書記試驗)
- 時効中斷ノ原因及效果如何(明治三十四年三月福島地方裁判所書記試驗)



- 時効ノ中斷ハ如何ナル者ニ對シ如何ナル效果ヲ生スルヤ(明治三十四年五月 松江地方裁判所書記試驗)
- 私訴トハ何ソヤ(明治四十二年六月 福岡地方裁判所書記試驗)
- 私訴ヲ公訴ニ附帶シテ爲スコトヲ許シタル理由及其利益如何(明治四十二年十月 鳥取地方裁判所書記試驗)
- 公訴ニ附帶シテ私訴ヲ提起スル實益ヲ説明セヨ(明治四十二年八月 大分地方裁判所書記試驗)
- 私訴ノ時効ト公訴ノ時効ト其期間ヲ同フセシ理由(明治三十三年九月 熊本地方裁判所書記試驗)
- 時効ノ適用ニ付キ公訴ト私訴トノ間ニ差異アリヤ(明治三十三年九月 青森地方裁判所書記試驗)
- 時効ノ期間ヲ計算スルニ初日ヨリ起算シ最終日休暇ニ當ルモ仍ホ之ヲ期間ニ算入スル理由如何(明治三十三年六月 水戸地方裁判所書記試驗)
- 刑事訴訟法上官吏公吏ノ作ルヘキ書類ヲ列擧スヘシ(明治四十二年八月 札幌地方裁判所書記試驗)
- 官吏公吏ノ作ルヘキ書類ニ具備スヘキ要件如何(明治三十四年六月 熊本地方裁判所書記試驗)
- 訴訟ニ關スル書類ノ調製ニ付テハ如何ナル方式ニ依ルヘキカ之ヲ説明スヘシ(明治三十四年 二月宮崎地方裁判所書記試驗)
- 官吏ノ作ルヘキ訴訟書類ノ要式如何(明治三十三年十月 福岡地方裁判所書記試驗)
- 書類ノ作成ニ關シ方法ニ規定セル形式ヲ詳述スヘシ(明治三十三年十一月 神戸地方裁判所書記試驗)
- 同一事件ニ付キ同時ニ又ハ日ヲ異ニシテ甲乙ニケテ裁判所ニ起訴アリタルトキ其管轄ハ何レノ裁判所ニ屬スルヤ(明治三十二年四月 長野地方裁判所書記試驗)
- 刑事訴訟法第二十八條ニ從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトストアリ之ヲ説明スヘシ(明治三十三年四月 岐阜地方裁判所書記試驗)
- 地方裁判所ニ於テ被告事件地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキハ如何ナル判決ヲ爲スヘキヤ且其理由ヲ説明スヘシ(明治三十三年十二月 鳥取地方裁判所書記試驗)
- 除斥廻避忌避トハ如何ナル差別アリヤ(明治三十三年六月 水戸地方裁判所書記試驗)
- 裁判所書記カ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ場合如何(明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)
- 裁判所ハ如何ナル場合ニ於テ公訴ヲ受理スルヤ(明治三十四年三月 福島地方裁判所書記試驗)
- 檢事ノ起訴ナクシテ公訴ノ起ル場合ヲ擧ケテ説明スヘシ(明治四十二年八月 神戸地方裁判所書記試驗)
- 公訴ハ檢事ニ於テ起訴スルヲ原則トス之ニ例外アラハ詳説スヘシ(明治三十二年十一月 月宮崎地方裁判所書記試驗)
- 裁判所ハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲スヘキコトアルカ若シ之アリトセハ其場合ヲ掲ケテ説明スヘシ(明治三十三年三月 福岡地方裁判所書記試驗)
- 不告不理トハ如何又其例外ノ場合ヲ掲ケテ説明スヘシ(明治三十四年十一月 福岡地方裁判所書記試驗)
- 不告不理ノ原則ニ對スル例外ノ場合ヲ説明スヘシ(明治三十四年四月 長野地方裁判所書記試驗)



●告訴ト告發ノ區別ヲ説明スヘシ

明治三十三年五月名古屋地方裁判所  
明治三十三年五月京都府京都市地方裁判所  
明治三十三年六月青森縣地方裁判所  
明治三十三年五月高松縣地方裁判所  
明治三十三年十月横濱地方裁判所

●告訴告發ノ區別及ヒ其手續ヲ詳述スヘシ

●告訴ノ取下ハ如何ナル效果ヲ生スルヤ

●告訴告發ノ區別及ヒ其取下ニ付テノ效果如何

●官吏公吏其職務ヲ行フニ依リ犯罪アリト認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ如何ニスヘキヤ

●左ノ用語ノ區別ヲ略説スヘシ

(イ)告訴告發(ロ)送致送達(ハ)除斥、回避、忌避(ニ)控訴、抗告

●現行犯ト非現行犯トハ其治罪手續ニ如何ナル差異アリヤ

●左ノ語ノ概念ヲ解説セヨ

(イ)現行犯(ロ)檢證調書(ハ)故障(ニ)上訴

●豫審トハ何ソヤ(同上)

●搜查處分ト豫審處分トノ異同如何

●豫審刑事ノ作ルヘキ檢證調書ハ如何ナル事項ヲ記載スヘキヤ

●豫審刑事ノ家宅搜索ニ立會タル書記ノ職務如何

●令狀ノ種類ヲ擧ケテ之ヲ略説スヘシ

●令狀ノ種類及ヒ之ヲ發スル場合如何

●拘引狀ハ如何ナル場合ニ發スルコトヲ得ルヤ

●令狀ノ種類及ヒ其效力如何

●令狀ノ種類ヲ列擧シ其各種ノ性質及ヒ效力ヲ説明セヨ

●令狀ノ種類及ヒ其差異如何

●召喚狀、拘引狀、拘留狀ノ差異如何

●令狀ノ種類及ヒ其效力ノ差異ヲ示セ

●保釋ト責付トノ差異ヲ説明スヘシ

●保釋ト責付ノ別並ニ保釋責付ヲ取消シ得ル場合

●證人呼出狀ニ記載スヘキ要件如何

●證人呼出ニ應セサルトキハ如何ニ處分スルヤ

●證人トシテ證書ヲ拒ムコトヲ得ル場合ヲ掲ケ其理由ヲ述ブヘシ



- 證書ヲ拒ムコトヲ得ルハ何人ナルヤ及其理由如何(明治三十三年九月 松山地方裁判所書記試驗)
- 何人ト雖トモ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ルヤ(明治四十二年十月 松山地方裁判所書記試驗)
- 證人ト参考人トノ差異如何(明治三十四年五月 青森地方裁判所書記試驗)
- 證人ト鑑定人トノ差異ヲ説明セヨ(明治四十二年八月 神戸地方裁判所書記試驗)
- 證人ト鑑定人トハ其呼出狀ニ記載スヘキ要件ニ差異アリヤ(明治三十二年四月 長野地方裁判所書記試驗)
- 豫審ニ於ケル免訴ト公判ニ於ケル免訴トハ如何ナル差異アルカ(明治三十四年七月 福岡地方裁判所書記試驗)
- 裁判所カ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任シ又ハ選任シ得ヘキ場合如何(明治三十四年二月 宮崎地方裁判所書記試驗)
- 裁判所ハ被告カ其罪ヲ自白シタルトキト雖トモ尙證據調ヲ爲サ、ルヘカラサルカ理由ヲ附シテ説明スヘシ(明治四十二年九月 高知地方裁判所書記試驗)
- 附帶犯トハ何ソヤ(明治四十二年三月 山形地方裁判所書記試驗)
- 附帶犯ノ性質其場合如何(明治三十三年四月 京都地方裁判所書記試驗)
- 附帶犯トハ如何何故ニ附帶犯ハ檢事ノ起訴ナクシテ審判ヲ爲シ得ルヤ(明治四十二年九月 山口地方裁判所書記試驗)
- 公判ニ於テハ如何ナル場合ニ無罪ヲ言渡シ如何ナル場合ニ免訴ヲ言渡スヘキヤ(明治三十二年三月 新潟地方裁判所書記試驗)

- 公判ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ト免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合トヲ列舉スヘシ(明治三十四年六月 熊本地方裁判所書記試驗)
- 關席判決ハ如何ナル場合ニ之ヲ爲スヘキヤ(明治三十三年十一月 長野地方裁判所書記試驗)
- 被告人公判期日ニ出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲スニ付犯罪ノ種類ニ依リテ手續上如何ナル差異アリヤ(明治三十三年五月 名古屋地方裁判所書記試驗)
- 關席判決ニ要スル手續如何(明治三十三年十一月 山形地方裁判所書記試驗)
- 被告人及證人カ公判期日ニ出頭セサルトキハ如何ナル結果ヲ生スルヤ(明治四十二年十月 鳥取地方裁判所書記試驗)
- 故障ノ期間及ヒ其起算點如何(明治三十二年三月 新潟地方裁判所書記試驗)
- 關席判決ニ對スル故障期間ハ何ノ日ヨリ起算スヘキヤ(明治三十三年九月 熊本地方裁判所書記試驗)
- 被告ノ法律上代理人及辯護人ハ被告ニ代ハリ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ得ルヤ否ヤ理由ヲ附シテ答フヘシ(明治三十四年五月 京都地方裁判所書記試驗)
- 故障ハ之ヲ取下ルコトヲ得ルヤ理由ヲ附シテ説明スヘシ(明治四十年五月 秋田地方裁判所書記試驗)
- 豫審ノ終結決定ト判決トノ效力ニ如何ナル差異アリヤ(明治三十二年四月 長野地方裁判所書記試驗)



- 公判始末書ニ記載スヘキ事項ヲ舉示スヘシ (明治三十三年十一月宮崎地方裁判所書記試驗)
  - 明治三十四年三月大分地方裁判所
  - 明治四十二年八月神戸地方裁判所
- 訴訟ヲ爲スニ付キ定メラレタル期間ヲ經過シタルトキ其訴訟行爲ヲ爲ス權利ヲ喪失セサル場合ヲ詳説スヘシ (盛岡地方裁判所書記試驗)
  - 明治三十三年六月
- 上訴ノ種類ヲ舉ケテ之ヲ説明スヘシ (山形地方裁判所書記試驗)
  - 明治三十三年十一月
- 上訴ノ種類ヲ舉ケ其特質ヲ説明スヘシ (盛岡地方裁判所書記試驗)
  - 明治四十年四月
- 上訴ノ種類及其期間ヲ示スヘシ (山形地方裁判所書記試驗)
  - 明治四十二年三月
- 公訴判決ニ對シ上訴ヲ爲シ得ル者ヲ列舉シ各其上訴權ノ性質ヲ説明スヘシ (明治四十年福岡地方裁判所書記試驗)
  - 明治三十四年五月 (松江地方裁判所書記試驗)
  - 明治三十三年四月 (神戸地方裁判所書記試驗)
- 上訴ハ何人カ之ヲ爲シ得ヘキヤ (松江地方裁判所書記試驗)
  - 明治三十四年五月
- 闕席判決ニ對スル控訴期間ヲ論セヨ (明治三十三年四月)
  - 神戸地方裁判所書記試驗
- 控訴抗告ノ區別 (和歌山地方裁判所書記試驗)
  - 明治三十二年三月
- 控訴ト故障トノ區別如何 (函館地方裁判所書記試驗)
  - 明治四十二年十月
- 非常上告ト再審トノ區別如何 (明治三十四年五月佐賀地方裁判所書記試驗)
  - 同年同月青森地方裁判所書記試驗

第七部 民法

- 無能力者ノ意義ヲ略述シ併セテ妻ヲ無能力者ト定メタル理由ヲ問フ (明治三十二年岩手縣文官普通試驗)
- 一般ノ無能力者ヲ舉ケテ之ヲ説明スヘシ (新潟縣文官普通試驗)
  - 明治四十二年八月
- 私權行使ノ能力ニ關スル制限ヲ列舉スヘシ (山口縣文官普通試驗)
  - 明治四十二年四月
- 左ノ意義ヲ述フヘシ (石川縣文官普通試驗)
  - 明治四十二年三月
- (1) 私權ノ享有 (2) 住所 (3) 失踪 (4) 相殺
- 推定ト看做ノ區別如何 (明治四十一年三月)
  - 岩手縣文官普通試驗
- 社團法人ト財團法人トノ區別如何 (明治四十一年七月)
  - 廣島縣文官普通試驗
- 民法上物ノ意義及其重ナル種類ヲ問フ (明治四十二年三月)
  - 北海道廳文官普通試驗
- 法定果實ノ意義ヲ説明セヨ (明治三十二年六月)
  - 大藏省文官普通試驗
- 法律行爲、不法行爲、不當利得ノ意義ヲ説明スヘシ (明治三十九年四月)
  - 山梨縣文官普通試驗
- 錯誤ト意思表示ノ關係ヲ説明スヘシ (明治三十二年六月)
  - 新潟縣文官普通試驗
- 隔地者ニ對スル意思表示ノ效力ヲ生スル時期如何 (明治四十二年六月)
  - 新潟縣文官普通試驗
- 代理ノ性質及ヒ效力ヲ説明スヘシ (明治三十四年十一月)
  - 長崎縣文官普通試驗
- 無効ノ行爲ト取消シ得ヘキ行爲トノ差異ヲ説明スヘシ (明治三十年九月)
  - 大藏省文官普通試驗
- 法律行爲ノ無効及ヒ取消ノ區別 (明治三十二年六月)
  - 新潟縣文官普通試驗



- 條件ト期限トノ異同ヲ説明スヘシ (明治三十七年十一月大藏省 文官普通試驗)
- 期間ノ計算方法如何 (明治四十年四月同四十二年 八月新潟縣文官普通試驗)
- 時効ノ意義ヲ説明シ且ツ此制度ヲ設ケタル理由ヲ述フヘシ (明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)
- 物權ノ意義ヲ説明スヘシ (山口地方裁判所書記試驗)
- 物權ノ特質ヲ述ヘ其種類ヲ列舉スヘシ (明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)
- 物權ノ性質ヲ述ヘ其種類ヲ舉クヘシ (福岡地方裁判所書記試驗)
- 物權ノ性質及ヒ效力ヲ説明スヘシ (明治四十二年九月 大分地方裁判所書記試驗)
- 物權ノ效力ヲ説明スヘシ (根室地方裁判所書記試驗)
- 物權カ他人ノ物ノ上ニ存スル場合ニ如何ナル效力アリヤ (明治四十二年八月 札幌地方裁判所書記試驗)
- 物件ノ讓渡ヲ第三者ニ對抗スルニハ動産ト不動産トノ間ニ差異アリヤ (明治三十三年九月 青森地方裁判所書記試驗)
- 不動産ヲ賣買シタルトキニ登記ヲ爲スハ何等ノ必要ニ依ルヤ (明治三十年九月 大藏省文官普通試驗)
- 占有權トハ何ソヤ (明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)
- 善意ノ占有ト惡意ノ占有トハ其效果ニ如何ナル差異アリヤ (明治四十二年六月福岡地方裁判所書記試驗)
- 善意ノ占有ト惡意ノ占有トハ其效果ニ如何ナル差異アリヤ (明治四十二年十月鳥取地方裁判所書記試驗)

- 準占有トハ何ソヤ (明治四十二年十月 松山地方裁判所書記試驗)
- 所有權トハ何ソヤ (明治三十四年五月 青森地方裁判所書記試驗)
- 所有權ノ原始取得方法ヲ列舉シ簡單ニ説明スヘシ (明治四十二年八月 札幌地方裁判所書記試驗)
- 各共有者カ其共有物ニ對スル使用權ノ程度如何 (明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)
- 地上權ト永小作權トノ差異ヲ説明スヘシ (明治三十三年九月 青森地方裁判所書記試驗)
- 地上權ノ消滅原因ヲ論セヨ (明治四十二年九月 大分地方裁判所書記試驗)
- 永小作權ト土地ノ賃借權トノ差異如何 (明治三十二年六月 大藏省文官普通試驗)
- 地役權ト所有權ノ關係ヲ論セヨ (明治三十七年十一月 大藏省文官普通試驗)
- 地役權ト所有權トノ限界ヲ説明スヘシ (明治三十九年四月 山梨縣文官普通試驗)
- 留置權ノ性質如何 (明治四十二年十月鳥取地方裁判所書記試驗)
- 留置權ヲ説明スヘシ (明治三十三年七月 横濱地方裁判所書記試驗)
- 留置權ト質權トノ區別 (明治四十二年十月 松山地方裁判所書記試驗)
- 動産ノ留置權ト動産質權トノ區別 (明治三十四年五月 青森地方裁判所書記試驗)
- 一般ノ先取特權ノ原因ヲ列舉セヨ (同上)
- 質權ノ性質及其設定條件ヲ説明スヘシ (明治四十二年六月 根室地方裁判所書記試驗)



- 不動産質権者ハ何故ニ債權ノ利息ヲ請求スルコトヲ得サルヤ (明治三十三年七月) 横濱地方裁判所書記試驗
- 抵當權ノ性質如何 (明治三十三年九月) 青森地方裁判所書記試驗
- 質權ト抵當權トノ差異如何 (明治四十二年六月) 福岡地方裁判所書記試驗
- 不動産質權ト抵當權トノ差異如何 (明治四十二年八月) 札幌地方裁判所書記試驗
- 抵當權ト不動産質權トノ異同ヲ舉示スヘシ (明治四十二年九月) 山形地方裁判所書記試驗
- 滌除ノ意義如何 (明治四十二年三月) 山形地方裁判所書記試驗
- 債務者カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ債權者ハ如何ナル權利ヲ有スルヤ (明治三十年九月) 大藏省文官普通試驗
- 損害賠償ノ方法及範圍ヲ述ヘヨ (明治三十九年四月) 山梨縣文官普通試驗
- 連帶債務ト保證債務トノ差異ヲ說明セヨ (明治四十二年八月) 神戶地方裁判所書記試驗
- 保證人カ債務ヲ辨濟シタルトキハ如何ナル效力ヲ生スルカ (明治三十八年六月) 大阪稅務監督局文官普通試驗
- 債權消滅ノ原因ヲ列舉スヘシ (明治三十二年六月) 大藏省文官普通試驗
- 代位辨濟ノ意義ヲ說明スヘシ (明治三十七年十一月) 大藏省文官普通試驗
- 當事者ノ一方カ第二者ニ對シテ或行爲ヲ爲スヘキコトヲ約シタル契約ノ效力如何 (明治三十二年六月) 新潟縣文官普通試驗

- 貸借ノ性質ヲ說明セヨ (明治四十二年八月) 神戶地方裁判所書記試驗
- 家督相續ト遺產相續トノ區別如何 (明治三十八年六月) 大阪稅務監督局文官普通試驗

### 第八部 民事訴訟法

- 當事者ノ合意ニ因リ裁判所ノ管轄ヲ生スル場合及ヒ其制限如何 (明治三十三年十月) 京都地方裁判所書記試驗
- 第一審裁判所ハ當事者ノ合意ニ因リ如何ナル場合ニ於テモ管轄權ヲ有スルカ (明治四十二年四月) 十月函館地方裁判所書記試驗
- 合意ヲ以テ裁判管轄ヲ變更シ得ル場合及ヒ其合意ノ方式如何 (明治三十四年四月) 富山地方裁判所書記試驗
- 當事者能力ト訴訟能力トノ區別 (明治四十一年三月) 福島地方裁判所書記試驗
- 訴訟代理人ト輔佐人トノ區別如何 (明治三十三年十月) 福岡地方裁判所書記試驗
- 訴訟委任ノ法律上ノ範圍如何 (明治三十一年五月) 佐賀地方裁判所書記試驗
- 共同訴訟ノ條件ヲ說明スヘシ (明治四十二年六月) 福室地方裁判所書記試驗
- 共同訴訟人中ノ或一人ノ訴訟行爲ハ他ノ共同訴訟人ニ利害ヲ及ホスヤ否ヤヲ詳説スヘシ (明治三十三年十月) 福岡地方裁判所書記試驗
- 第三者ノ訴訟參加ノ種類ヲ列舉シ之ヲ略述スヘシ (明治三十三年十一月) 山形地方裁判所書記試驗
- 主參加トハ如何ナルモノナリヤ (明治三十二年三月) 新潟地方裁判所書記試驗



- 訴訟参加ノ種類及其性質ヲ説明スヘシ (明治三十四年七月) (福岡地方裁判所書記試験)
- 主参加及ヒ從参加ヲ詳説スヘシ (明治三十三年十月) (京都地方裁判所書記試験)
- 訴訟費用ノ負擔ハ如何ニ之ヲ定ムヘキヤ (明治三十三年九月) (青森地方裁判所書記試験)
- 口頭辯論調書ニ記載シテ明確ニスヘキ要件ヲ舉示スヘシ (明治四十二年九月) (山口地方裁判所書記試験)
- 調書ニ記載シテ明確ニスヘキ事項如何 (明治四十二年三月) (山形地方裁判所書記試験)
- 送達ノ意義及種類ヲ説明スヘシ (明治四十二年三月) (福岡地方裁判所書記試験)
- 書類送達ノ方法ヲ詳記スヘシ (明治三十七年九月) (安濃津地方裁判所書記試験)
- 送達ノ種類ヲ舉ケ之カ手續ノ種類ヲ詳説スヘシ (明治三十二年四月) (名古屋地方裁判所書記試験)
- 送達ノ方法ノ種類ヲ舉ケヨ (明治三十三年五月) (同上)
- 送達ノ種類 (明治三十四年五月) (青森地方裁判所書記試験)
- 郵便ニ依リテ爲ス送達ト郵便ニ付シテ爲ス送達トハ如何ナル差異アリヤ (明治四十二年十月) (松山地方裁判所書記試験)
- 送達ノ種類及其效力 (明治四十二年三月) (山形地方裁判所書記試験)
- 訴訟書類ハ何人ニ送達スルヲ以テ有效ト爲スヤ (明治三十四年三月) (大分地方裁判所書記試験)
- 送達ヲ執行スルニ付キ裁判官ノ許可ヲ要スル場合及ヒ其理由如何 (明治三十二年十一月) (長野地方裁判所書記試験)
- 夜間送達ノ有效ナル場合 (明治三十一年十一月) (福井地方裁判所書記試験)
- 公示送達ヲ爲ス場合及ヒ其送達ノ方法ハ如何 (明治三十二年四月) (長野地方裁判所書記試験)
- 公示送達ヲ爲スヘキ場合及其手續如何 (明治三十三年十一月) (神戶地方裁判所書記試験)
- 公示送達ハ如何ナル場合ニ於テ爲ス事ヲ得ルヤ及其手續ハ如何 (明治三十三年九月) (熊本地方裁判所書記試験)
- 公示送達ヲ爲スヘキ場合及ヒ公示送達ヲ爲ス方法ヲ説明スヘシ (明治四十二年九月) (山口地方裁判所書記試験)
- 期日ノ變更辯論ノ延期及辯論ノ續行期日ノ指定ノ區別ヲ説明セヨ (明治三十二年六月) (水戸地方裁判所書記試験)
- 年四月名古屋 (書記試験) (地方裁判所)
- 期日ノ變更辯論ノ延期及ヒ辯論ノ續行ノ差異ヲ舉ケテ説明スヘシ (明治三十二年二月) (千葉地方裁判所書記試験)
- 期日ノ期間ノ差異 (明治三十四年五月) (青森地方裁判所書記試験)
- 訴訟手續ノ中断、中止、休止ノ區別如何 (明治三十三年三月) (京都地方裁判所書記試験)
- 訴訟手續ノ中止、休止ノ區別及ヒ其效果如何 (明治三十四年三月) (大分地方裁判所書記試験)
- 訴訟ノ手續ノ中断、中止、休止ノ性質及ヒ其效果ハ如何 (明治三十三年三月) (京都地方裁判所書記試験)
- 地方裁判所訴訟手續ト區裁判所訴訟手續ト大差如何 (明治三十二年三月) (新山地方裁判所書記試験)
- 地方裁判所ト區裁判所トノ間ニ於テ訴訟手續上如何ナル差異アリヤ (明治四十二年九月) (高知地方裁判所書記試験)



- 訴訟ニ具備スヘキ條件ヲ擧ケテ之ヲ説明スヘシ (明治三十二年三月新潟地方裁判所書記試驗)
- 訴訟物ノ權利拘束ノ意義及ヒ其效力如何 (明治三十三年十一月長野地方裁判所書記試驗)
- 權利拘束ハ如何ナル場合ニ生シ又如何ナル能力ヲ有スルカヲ詳述スヘシ (明治三十三年三月福岡地方裁判所書記試驗)
- 權利拘束ノ效力如何 (明治三十二年四月大阪地方裁判所書記試驗)
- 左ノ條文ニ説明ヲ付スヘシ (明治三十三年六月水戸地方裁判所書記試驗)

第九十六條

- 反訴トハ如何又反訴ハ如何ナル場合ニ提起スヘキカモノ (明治三十二年四月名古屋地方裁判所書記試驗)
- 訴ノ取下ノ方法及其取下ノ效果如何 (明治四十年五月秋田地方裁判所書記試驗)
- 各審ニ於ケル訴訟取下ノ手續及ヒ取下ノ效力如何 (明治三十三年五月高松地方裁判所書記試驗)
- 妨訴ノ抗辯トハ何ソヤ例ヲ擧ケテ説明スヘシ (明治四十二年八月札幌地方裁判所書記試驗)
- 妨訴抗辯ヲ列擧シ各其意義ヲ説明スヘシ (明治三十三年二月宮崎地方裁判所書記試驗)
- 妨訴抗辯ヲ列擧シテ之ヲ説明スヘシ (明治三十八年九月千葉地方裁判所書記試驗)
- 妨訴抗辯ハ訴ノ如何ナル程度ニアルヲ問ハス爲シ得ヘキヤ (明治三十二年三月新潟地方裁判所書記試驗)
- 妨訴ノ抗辯ヲ爲シ得ヘキ場合如何 (明治三十三年十一月山形地方裁判所書記試驗)

- 判決ノ種類ヲ擧ケテ之ヲ略説スヘシ (明治四十二年九月大分地方裁判所書記試驗)
- 中間判決ト終局判決トノ差異如何 (明治三十三年九月香森地方裁判所書記試驗)
- 判決ノ效力ヲ説明スヘシ (明治四十一年三月福島地方裁判所書記試驗)
- 原告又ハ被告若クハ當事者双方カ口頭辯論期日ニ出頭セザルトキハ如何處分スルヤ (明治三十二年四月大阪地方裁判所書記試驗)
- 闕席判決ノ申立ヲ却下スヘキ場合ヲ擧ケ其理由ヲ説明スヘシ (明治三十四年十一月福岡地方裁判所書記試驗)
- 自由ト認諾及ヒ拋棄ヲ區別シ例ヲ擧ケテ詳説スヘシ (明治三十四年三月福島地方裁判所書記試驗)
- 自由ト認諾トノ差異如何 (明治三十三年五月名古屋地方裁判所書記試驗)
- 人證ト鑑定トノ差異如何 (明治四十二年六月福岡地方裁判所書記試驗)
- 證人カ證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合ト得サル場合トヲ詳述スヘシ (明治三十三年十一月宮崎地方裁判所書記試驗)
- 督促手續トハ如何又此手續ヲ許ササル場合ヲ詳述スヘシ (明治三十四年七月福岡地方裁判所書記試驗)
- 支拂命令ヲ發スルコトノ申請ニ具備スヘキ條件ヲ列擧スヘシ (明治三十三年十二月高取地方裁判所書記試驗)
- 支拂命令ニ記載スヘキ要件如何
- 支拂命令ニ對シ異議ノ申立アリタルトキノ效果如何 (明治三十四年五月松江地方裁判所書記試驗)
- 支拂命令ニ對シ異議ノ申立アリタルトキ請求ニ付キ起スヘキ訴カ區裁判所ノ管轄ニ



屬スル場合ト地方裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ因リ其手續上ノ差異如何(明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)

● 執行命令ト轉付命令トノ差異(明治三十四年五月 青森地方裁判所書記試驗)

● 上訴ノ種類ヲ列舉シ各其性質ヲ説明ス(明治三十三年六月 盛岡地方裁判所書記試驗)

● 控訴、上告、抗告ノ區別如何(明治三十四年十一月 福岡地方裁判所書記試驗)

● 上告ト抗告トノ異同ヲ説明セヨ(明治三十三年十一月 神戸地方裁判所書記試驗)

● 控訴、抗告及ヒ故障ノ區別如何(明治三十三年四月 同上)

● 故障ヲ許ササル闕席判決ニ對シ控訴ヲ爲スコトヲ得サルヤ(明治三十三年十一月 山形地方裁判所書記試驗)

● 控訴審ニ於テハ相手方ノ承諾アルトキト雖トモ訴ノ變更ヲ許ササル理由ヲ詳述ス(明治三十三年九月 熊本地方裁判所書記試驗)

● 證書訴訟ノ要件及爲替訴訟ト證書訴訟ノ區別(明治三十三年十一月 福井地方裁判所書記試驗)

● 證書訴訟ト替爲訴訟トノ異同ヲ説明ス(明治四十二年六月 根室地方裁判所書記試驗)

● 證書訴訟ト通常訴訟ト異ナル點如何(明治三十三年三月 京都地方裁判所書記試驗)

● 通常訴訟ト證書訴訟トノ差異ヲ説明セヨ(明治四十二年八月 神戸地方裁判所書記試驗)

● 債務名義トハ何ソヤ(明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)

● 執行シ得ヘキ債務名義ノ種類ヲ列舉ス(明治四十二年十月 鳥取地方裁判所書記試驗)

● 判決以外ノ債務名義ヲ説明ス(明治四十年五月 秋田地方裁判所書記試驗)

● 假執行ノ宣言ハ如何ナル場合ニ之ヲ爲スヘキ者ナルカ(明治三十四年四月 福岡地方裁判所書記試驗)

● 外國裁判所ノ判決ハ本邦ニ於テ直チニ強制執行ヲ爲シ得ヘキヤ若シ直チニ爲シ得サルモノトセハ之ヲ爲シ得ヘキ手續ヲ示ス(明治三十三年三月 福岡地方裁判所書記試驗)

● 確定判決ト公證人ノ作りタル證書ニ於ケル強制執行上ノ差異如何(明治卅三年六月 盛岡地方裁判所書記試驗)

● 執行文ヲ付スヘキ各債務名義ヲ舉ケテ説明ス(明治三十四年二月 千葉地方裁判所書記試驗)

● 執行文ハ如何ナル裁判ニ對シ附與スヘキヤ(明治三十四年四月 富山地方裁判所書記試驗)

● 執行文ヲ付セスシテ執行シ得ル裁判ヲ列舉ス(明治四十四年八月 札幌地方裁判所書記試驗)

● 執行力アル正本ハ何人ニ對シ如何ナル場合ニ附與スヘキヤ(明治四十二年九月 大分地方裁判所書記試驗)

● 書記ノ獨立シテ判決ノ執行力アル正本ヲ附與スル場合及裁判長ノ命令ヲ俟ツ場合ヲ舉ケヨ(明治三十三年五月 名古屋地方裁判所書記試驗)

● 裁判所書記ノ判決ノ執行力アル正本ヲ附與スルニ當リ裁判長ノ命令ヲ要スル場合如何(明治四十年四月 名古屋地方裁判所書記試驗)

● 強制執行ハ如何ナル場合ニ於テ之ヲ停止シ又ハ制限スルコトヲ得ルヤ(明治三十四年三月 福岡地方裁判所書記試驗)



所書記  
試驗

● 照査手續トハ何ソヤ (明治四十二年十月) (松江地方裁判所書記試驗)

● 金錢ノ債務ニ付テノ強制執行ノ種類ヲ列舉シ其手續ノ大略ヲ説明スヘシ (明治三十三年四月神戶地方裁判所書記試驗)

裁判所書記  
試驗

● 債務ニ對スル強制執行ノ取立命令ト轉付命令トノ差異如何 (明治三十四年五月佐賀地方裁判所書記試驗)

● 不動産ニ對スル強制競賣ト強制管理トノ性質上ノ差異如何 (明治四十二年三月山形地方裁判所書記試驗)

● 配當事施ノ手續ヲ略述セヨ (明治四十二年八月神戶地方裁判所書記試驗)

● 假差押申請ハ如何ナル場合ニ之ヲ爲スコトヲ得ルヤ (明治三十三年九月青森地方裁判所書記試驗)

● 假處分ヲ請求シ得ヘキ場合如何 (明治三十四年五月松江地方裁判所書記試驗)

● 假差押ト假處分ノ區別 (明治三十二年三月和歌山地方裁判所書記試驗)

● 假差押ト假處分トノ異同如何 (明治四十二年六月福岡地方裁判所書記試驗)

● 假差押ノ執行ニ着手シタルモ差押フヘキ物件ナキ爲メ一旦之ヲ中止シ十四日ノ期間經過後ニ至リ始メテ該物件ヲ發見シ之ニ對シテ執行ヲ爲サントスルトキハ更ニ新ナル假差押命令ヲ要スルヤ否ヤ (明治四十二年九月高知地方裁判所書記試驗)

● 公示催告ノ要件及效力 (明治三十七年十一月福井地方裁判所書記試驗)

## 第二類 普通學

### 第一部 讀書

三〇五

### 第二部 作文

三〇四

● 招魂祭ヲ觀ルノ記 (明治二十九年九月岐阜縣文官普通試驗)

● 交通ト産業トノ關係ヲ論ス (明治三十年九月大藏省文官普通試驗)

● 人材養成論 (明治三十年十一月香川縣文官普通試驗)

● 官紀ヲ論ス (明治三十一年三月神岡縣文官普通試驗)

● 前年中某縣管内商工業發達ノ原因并現況ヲ詳具シ當局大臣ニ申報スル文案 (同上)

● 秩序論 (明治三十一年三月滋賀縣文官普通試驗)

● 衆議院議員ノ當選ヲ賀スル文 (同上)

● 國民教育ノ必要ヲ論ス (明治三十一年五月岩手縣文官普通試驗)

● 蠶業視察ノ狀況ヲ營業者ニ通報スル文 (同上)

● 某縣ノ農工共進會ヲ觀テ所感ヲ記ス (明治三十一年七月茨城縣文官普通試驗)

● 某官ニ任セラレタル友人ニ與フル文 (同上)



- 友人ノ兵役ニ就クヲ祝スル文(明治三十二年三月)
- 讀書有感(新潟地方裁判所書記試驗)
- 裁判所ノ移轉ヲ長官ニ具申スル文(同上)
- 長野縣普通文官ヲ受クルニ際シ友人ニ告クルノ書(明治三十二年三月)
- 分村請願書ヲ郡長ヨリ知事ニ進達スル際ニ於ケル副申書(同上)
- 觀櫻記(明治三十二年三月)
- 盤狩記(明治三十一年四月)
- 試驗及第ヲ祝スル文(同上)
- 職責論(明治三十二年四月)
- 仕官ノ目的ヲ友人ニ報スル文(同上)
- 觀櫻記(明治三十二年四月)
- 大阪控訴院地方裁判所ノ新築竣工ヲ司法省ニ報告スル文(同上)
- 自助論(明治三十二年六月)
- 殖産興業論(明治三十二年六月)
- 秋日山ニ遊フノ記(明治三十二年十月)

- 甲地區裁判所出張所ヲ乙地ニ移轉セントノ請願書(同上)
- 旅行記(福岡地方裁判所書記試驗)
- 法律書ヲ借用スル文(同上)
- 京都地方裁判所ノ増築ヲ祝ス(明治三十三年三月)
- 官吏ノ責務ヲ論ス(明治三十三年四月)
- 某縣ニ於テ文官普通試驗ヲ施行セントスルニ當リ疑キニ該試驗ヲ行ヒタル他ノ縣ニ對シ參考ト爲ル事項問合ノ文(同上)
- 觀櫻記(明治三十三年四月)
- 書記試驗ノ及第ヲ父ニ報スル文(同上)
- 在學ノ弟ヲ獎勵スル文(明治三十三年五月)
- 人ノ入營ヲ賀スル文(同上)
- 任地ノ現況ヲ記シ郷友ニ與フル文(明治三十三年六月)
- 實地臨檢前所轄警察署ニ諸般ノ準備ヲ依頼スル文(同上)
- 舟遊ノ記(明治三十三年六月)
- 端午友人ヲ招ク文(同上)



- 觀月ノ記(明治三十三年九月)  
(青森地方裁判所書記試驗)
- 裁判所ノ新築落成ヲ司法大臣ニ報告スルノ文(同上)
- 仲秋月ヲ賞スルノ記(明治三十三年九月)  
(熊本地方裁判所書記試驗)
- 從軍中ノ友人ニ遺ス文(同上)
- 松ノ記(明治三十三年十月)  
(福岡地方裁判所書記試驗)
- 未夕遇ハサル人ニ贈ル文(同上)
- 友人ノ不品行ヲ忠告スル文(明治三十三年十月)  
(京都地方裁判所書記試驗)
- 觀楓記(明治三十三年十一月)  
(神戸地方裁判所書記試驗)
- 昔記試驗ノ狀況ヲ友人ニ報スル文(同上)
- 秋郊ニ遊フノ記(明治三十三年十一月)  
(長野地方裁判所書記試驗)
- 土藏ノ新設ヲ必要トシ其意見ヲ長官ニ具申スル文(同上)
- 公務ノ爲メ傷痕ヲ受ケタル同僚ヲ慰ムル文(明治三十三年十一月)  
(山形地方裁判所書記試驗)
- 民事訴訟事件ニ付某村長ニ對シ其村役場備付ノ印鑑簿ノ送付方ヲ照會スル文(同上)
- 觀楓ノ記(明治三十三年十二月)  
(島取地方裁判所書記試驗)
- 外國留學生ノ安否ヲ問ヒ本國ノ模様ヲ報知スル文(同上)
- 官吏ノ榮轉赴任ヲ賀スル文(明治三十四年三月)  
(大分地方裁判所書記試驗)
- 遊公園記(同上)
- 某長官ニ仕官ヲ求ムル文(明治三十四年三月)  
(福島地方裁判所書記試驗)
- 某被告事件ニ付證據物件ヲ添ヒ證人訊問ヲ某裁判所ニ囑託スル公用文(同上)
- 余ノ境遇及前途ノ目的(明治三十四年三月)  
(宮城縣文官普通試驗)
- 友人ニ文官普通試驗ノ狀況ヲ報告スル文(同上)
- 觀櫻ノ記(明治三十四年四月)  
(富山地方裁判所書記試驗)
- 借覽ノ書籍ヲ返戻スル文(同上)
- 觀櫻記(明治三十四年四月)  
(長野地方裁判所書記試驗)
- 書類ノ送付ヲ他官廳ニ照會スル文(同上)
- 友人ノ小成ヲ誠ムル文(明治三十四年五月)  
(京都地方裁判所書記試驗)
- 初夏舟遊ノ記(明治三十四年五月)  
(松江地方裁判所書記試驗)
- 友人ノ凱旋ヲ賀スル文(同上)
- 山寺ニ遊フノ記(明治三十四年五月)  
(青森地方裁判所書記試驗)
- 豫審判事ヨリ郵便電信局ニ對シ被告ニ關係アル郵便物廻送方照會文(同上)



- 司法權ノ獨立ヲ要スル論(明治三十四年五月)  
(佐賀地方裁判所書記試驗)
- 公園ニ遊フノ記(明治三十四年六月)  
(熊本地方裁判所書記試驗)
- 登記所設置ノ請願書(同上)
- 雨中ノ述懐(明治三十四年七月)  
(福岡地方裁判所書記試驗)
- 避暑ヲ約スル文(同上)
- 秋夜ノ所感(明治三十四年十一月)  
(同上)
- 觀菊誘引ノ文(同上)
- 衛生論(明治三十四年十一月)  
(長崎縣文官普通試驗)
- 實業大會ヲ開クニ付其地方某團體ヨリ隣府縣團體へ有志者ノ出席勸誘方依頼案同上
- 自治ノ氣風ヲ振作スルコトノ急務ナル所以ヲ論ス(明治四十年四月)  
(新潟縣文官普通試驗)
- 文官普通試驗ヲ受ケタル感想ヲ郷里ノ友人ニ報スル文(同上)
- 博覽會ヲ見ルノ記(明治四十年四月)  
(名古屋地方裁判所書記試驗)
- 任官ヲ賀スル文(同上)
- 友人ノ海外ニ遊學スルヲ送ル文(明治四十年四月)  
(盛岡地方裁判所書記試驗)
- 甲官房ヨリ其採用スヘキ人物ニ付乙官廳ニ照會スル文(同上)

- 山ニ遊フノ記(明治四十年五月)  
(秋田地方裁判所書記試驗)
- 證據決定ニ基キ家宅搜索ヲ囑託スル官用文(同上)
- 友人ニ任官ヲ勸ムル文(明治四十年七月)  
(廣島縣文官普通試驗)
- 探梅ノ記(明治四十二年三月)  
(山形地方裁判所書記試驗)
- 廳舍附屬ノ倉庫新設ヲ稟請スル文(同上)
- 友人ニ北海道移住ヲ勸誘スル文(明治四十二年三月)  
(北海道廳文官普通試驗)
- 月夜舟遊ノ記(同上)
- 友人ノ韓國ニ行クヲ送ル文(明治四十二年三月)  
(石川縣文官普通試驗)
- 文章ノ添削ヲ人ニ依頼スル文(同上)
- 青年矯風會設立趣意書(明治四十二年四月)  
(山口縣文官普通試驗)
- 時ヲ守ラサル人ヲ誡ムル文(同上)
- 友人ノ小成ヲ誡ムル文(明治四十二年六月)  
(根室地方裁判所書記試驗)
- 綠陰讀書ノ記(明治四十二年六月)  
(福岡地方裁判所書記試驗)
- 廳舍増築ニ付具申文(同上)
- 大阪大火罹災ノ友人ニ送ル文(明治四十二年八月)  
(神戸地方裁判所書記試驗)



- 新刑法ニ付テノ所感(同上)
- 納涼ノ記(明治四十二年八月)  
(札幌地方裁判所書記試驗)
- 友人ニ新刑法施行後ノ狀況ヲ報スル文(同上)
- 自治ノ氣風ヲ振作スルコトノ急務ナル所以ヲ論ス(明治四十二年八月)  
(新潟縣文官普通試驗)
- 文官普通試驗ヲ受ケタル感想ヲ郷里ノ友人ニ報スル文(同上)
- 戊申詔書ヲ拜誦ス(明治四十二年九月)  
(大分地方裁判所書記試驗)
- 友人ノ飛行器發明ヲ祝スル文(同上)
- 過去ニ於テ樂シカリシコトヲ記セ(明治四十二年九月)  
(千葉地方裁判所書記試驗)
- 餘寒見舞ノ文(同上)
- 舟ヲ泛ヘテ月ヲ觀ルノ記(明治四十二年九月)  
(山口地方裁判所書記試驗)
- 修學旅行ノ狀況ヲ報スル文(同上)
- 旅行ノ記(明治四十二年九月)  
(高知地方裁判所書記試驗)
- 秋日友人ノ起居ヲ問フ文(明治四十二年十月)  
(鳥取地方裁判所書記試驗)
- 活動寫眞ヲ觀タル記(同上)
- 常識ヲ論ス(明治四十二年十月)  
(松山地方裁判所書記試驗)

- 友人ニ讀書ヲ勸ムル文(同上)
- 秋日某公園ニ遊フノ記(明治四十二年十月)  
(函館地方裁判所書記試驗)
- 外國ニ在ル友人ニ郷里ノ近狀ヲ報スル文(同上)
- 仲秋觀月ノ記(明治四十二年十月)  
(岡山地方裁判所書記試驗)
- 人ヲ推薦スル文(同上)
- 應試者ノ覺悟(明治四十三年三月)  
(島根縣文官普通試驗)
- 時弊ヲ論ス(同上)
- 共進會ニ出品ヲ勸誘スル文(同上)

第三部 數 學……………三九七

第四部 地 理……………四七一

- 左ノ各項ヲ示シタル本縣ノ略圖ヲ記セ(明治三十二年三月)  
(長野縣文官普通試驗)
- 一 郡市ノ區分
- 二 郡役所々在ノ市町村名
- 三 有名ナル河川



- 本縣ノ重要ナル物産ヲ示セ(同上)
- 本縣ニ隣接セル府縣名(同上)
- 我國水産業ノ盛ナル地方ヲ列舉シ其種類ヲ舉ケヨ(明治三十二年三月 宮崎縣文官普通試驗)
- 京都ヲ出發シ東京ニ到達スル迄ノ道筋ニアル縣廳ノ所在地ヲ問フ(同上)
- 我國海軍鎮守府ノ所在及所管區域ヲ問フ(同上)
- 我國重要鑛産ヲ舉ケ重ナル鑛山ヲ列舉セヨ(同上)
- 左ノ地名ニ就テ知ル所ヲ示セ(同上)
  - (イ)米子(ロ)上田(ハ)博多(ニ)淡水(ホ)銚子(ヘ)打狗(ト)福井(チ)高知(リ)三春(ヌ)五島
- 東海道ノ縣名及其管轄スル國名ヲ記セ(明治三十六年四月 山梨縣文官普通試驗)
- 左記地名ノ所在國及其著名ナル所以ヲ問フ(同上)
  - 桶狭間 川中島 淡川 金ヶ崎
- 左記帝國領事館ノ所在國ヲ列記セヨ(同上)
  - 芝罘 紐育 シドニー
- 我國鎮守府ノ所在ヲ問フ(明治三十九年四月 山梨縣文官普通試驗)
- 左ノ地名ノ所在國ヲ問フ(同上)
  - (イ)ハンブルク (ロ)カムラン (ハ)九春古丹

- 我國師團司令部ノ所在地名ヲ舉ケヨ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)
- 神戸港ヲ發シ英京、ロンドンニ至ル普通ノ航路ニ當ル著名ナル海洋及地名ヲ示セ(同上)
- 左ノ諸地方ノ重ナル物産ヲ舉ケヨ(同上)
  - 群馬縣 高知縣 福岡縣
- 南日本ト北日本ト相違スル點ヲ舉ケヨ(明治四十二年八月 新潟縣文官普通試驗)
- 清國沿海省名ヲ北ヨリ順ニ記セヨ(同上)
- 南北亞米利加ニ在ル獨立國十ヶ國ノ名ヲ記セヨ(同上)
- 四國ノ略圖ヲ畫キ縣廳所在地、鐵道、高キ山一ツ、大ナル川一ツ、著名ノ神社一ツ及ヒ溫泉ヲ書キ込メ(明治四十三年三月 島根縣文官普通試驗)
- 控訴院ノ所在地並ニ海軍鎮守府ノ所在地ヲ列記セヨ(同上)
- 九州臺灣及ヒ北海道ニツイテ各主要ナル物産三ツツヲ舉ケヨ(同上)
- 日本近海ノ海流ニ付テ記ルセ(同上)
- 輸出價格ノ最モ多キ物品及其ノ重ナル産地並ニ輸入價格ノ最モ多キ物品ヲ記セ(明治四十二年四月山口縣 文官普通試驗)



●左記ノ名ニ就キ知レル所ヲ略述セヨ(同上)

九春古丹 阿里山 室蘭 枝光 江田島

●北陸道内ノ縣名及縣ノ管轄スル國名並ニ開港場ヲ記セ(同上)

第五部 歴史……………四七

●藤氏ノ政權ヲ擅ニスルニ至リシ原因如何(明治三十年九月)

●元寇ノ顛末ヲ略述スヘシ(同上)

●日本ト朝鮮トノ古來ノ關係ヲ略記スヘシ(同上)

●大化ノ革新ノ大要ヲ記セ(明治三十二年六月)

●奈良朝トハ何天皇ヨリ何天皇ニ至ル何年間ヲイフヤ(同上)

●足利氏ノ末葉四方ニ割據セル豪族及其地名ヲ舉ケヨ(同上)

●關ヶ原役ノ原因結果ヲ記セヨ(同上)

●聖德太子ノ事業ヲ問フ(明治三十四年三月)

●軍事上外國ト關係セシ顯著ナル事跡四ヲ舉ケテ其原因結果ヲ示セ(同上)

●徳川幕府ノ諸侯ヲ配置セシ策ヲ問フ(同上)

●鎌倉幕府ノ組織ヲ述ヘヨ(明治三十六年四月)

●藤原氏ノ盛ナリシ理由ヲ問フ(同上)

●左ノ人々ノ事蹟ヲ記セ(同上)

(一)華盛頓 (二)シーザル (三)フレデリック (四)亞歷山王

●藤原氏カ其政權ヲ武門ニ奪ハレシ原因(明治三十八年六月)

●左ノ人々ノ年代及著名ナル事實ヲ舉ケヨ(同上)

楠正儀 高山彦九郎 淀君 空海 稚郎子 青砥藤綱

●關ヶ原役ノ起原ヲ問フ(明治三十八年六月)

●十八年官制ノ大要如何(同上)

●保元平治ノ亂ノ結果ヲ問フ(明治三十九年四月)

●日英同盟ノ基原ヲ問フ(同上)

●大化ノ新政ニツキテ記セ(明治四十二年四月)

●守護地頭ニツキテ記セ(同上)

●明治三十七八年戰役ノ原因及媾和條約ニツキテ記セ(同上)

●院政ノ創始ヲ述ヘテ其特色ヲ舉ケヨ(明治四十二年八月)

●寛政ノ政治ノ大要如何(同上)



- ヅエルダン條約及メル、セン條約ハ何事ヲ決定シタルカ(同上)
- 英國東印度會社ノ歴史ヲ略述セヨ(同上)
- ビスマルクハ何故ニ又如何ニ三國同盟ヲ形成シタルカ(同上)
- 左ノ名辭ニ付キ歴史の解説ヲ與ヘヨ(明治四十三年三月島根縣文官普通試驗)
- イ班田收授法    ロ武家法度    ハ律令格式    ニ代官    ホ徳政
- 左ノ人名ニツキ知ル所ヲ記セ(同上)
- イ水野忠邦    ロ北條泰時    ハ竹内式部    ニ大伴金村    ホ北島親房
- 國會開設ノ由來(同上)

第六部	簿記	四九三
第七部	書取	四九一
第八部	筆寫	四九八

文官普通及裁判所書記試驗問題答案目次終

文官普通及裁判所書記試驗問題答案

普文學會編纂

第一類 法律學

第一部 憲法

解説

● 憲法上ノ大權トハ何ソヤ(明治三十一年五月廢手懸文官普通試驗)

憲法上ノ大權トハ君主カ機關ニ委任セシテ親裁スル政務ノ範圍ナリ即統治權カ機關ノ權限ニヨラスシテ君主親裁ノ形式ニテ現ハルモノヲ大權ト云フナリ而シテ君主カ大權トシテ親裁スル政務ノ事項ヲ名ケテ大權事項ト稱ス大權事項ハ憲法ノ列記ニ依テ定ル之レ大權トハ憲法上ノ大權タルカ故ナリ從テ列記シタル事項ハ必ス君主



之ヲ親裁スヘキコトヲ憲法上ノ要件トス今大權事項ヲ例フレハ左ノ如キモノナリ  
兵馬、宣戰講和、大赦、特赦、官制、官吏任命等之レナリ

●法律命令ノ區別及命令ノ種類ヲ説明スヘシ(同上)

解説

- 一、法律トハ國會ノ協賛ヲ經テ且法律ナル形式ヲ以テ公布セラレタルモノヲ云フ
- 二、命令トハ君主及國務大臣以下ノ機關カ其委任ノ權限内ニ於テ發スル所ノモノヲ云フ而シテ君主カ其大權ニヨリテ直接ニ臣民ニ對シテ發スル所ノ命令ハ之ヲ勅令ト云フ一般命令ノ最要部分ヲナス國務大臣以下ノ機關カ發スル所ノ命令ハ其機關ノ異ナルニ從ヒテ各其形式ヲ異ニスルヲ以テ命令ノ種類ヲ觀テ知ルヘシ
- 三、命令ノ種類
  - イ、勅令 勅令ハ更ニ分テテ普通勅令及ヒ緊急勅令ノ二種ト爲ス
  - ロ、閣令
  - ハ、省令
  - ニ、府縣令

ホ、郡令  
ヘ、警察令  
等之レナリ

●命令ノ種類及其效力ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試験)

解説

- 第一 命令ノ種類
  - 命令ノ種類ニ付テハ前問既ニ述ヘタルヲ以テ再說セス
- 第二 命令ノ效力
  - 命令ハ其種類ノ異ナルニ從ヒ多少其效力ヲ異ニスルモノアルヲ以テ左ニ之ヲ分說スヘシ
  - 甲 勅令 勅令中緊急勅令ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避クル爲メ緊急ノ必要ニ依リ發セラルルモノニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有シ法律ヲ改廢スルコトヲ得ルモノナリ又大權命令ハ法律ト同等ノ地位ニアリ互ニ相侵スコトヲ得サルモノナリ之ニ反シテ其他ノ勅令即チ憲法第九條ニ基ク勅令ハ法律ヲ動カスノ效力

法律學 憲法



力ナキハ勿論却テ法律ニ依リテ改廢セラルヘキモノナリ

乙 閣令以下ノ命令ハ所謂行政命令ニシテ其ニ法律勅令ノ範圍内並ニ其委任ニ基キテ發セラルヘキモノニシテ法律勅令ヲ改廢スルノ效力ナキハ勿論其相互ノ間ニ於テモ效力ニ優劣アルコトナシ唯其拘束力ヲ生スル土地及ヒ事物ニ付キ廣狹ノ差異アルニ過キス

●緊急命令ハ勅令ヲ以テ廢スルコトヲ得ルカ(明治三十二年六月  
新潟縣文官普通試験)

解説

此問題ニ付テハ學者或ハ緊急命令モ亦勅令ノ一種ナルヲ以テ之ヲ廢止スルニハ普通ノ勅令ヲ以テモ之ヲ爲スコトヲ得ヘシト論スル者アリト雖トモ余輩ハ緊急命令ハ法律若クハ緊急命令ヲ以テスルニアラサレハ之ヲ廢スルコトヲ得サルモノト解スルヲ正當ナリト信ス如何トナレハ普通ノ勅令ハ法律ヨリモ其效力薄弱ニシテ法律ヲ改廢スルノ效力ナキモノナリ然ルニ今普通ノ勅令ヲ以テ法律ト同一ノ效力ヲ有スル緊急命令ヲ廢止スルコトヲ得ルモノト爲ストキハ結局普通勅令ヲ以テ法律ヲ廢止スルト同一ノ結果ニ至ルヘケレハナリ

●憲法上法律ヲ以テ定ムヘキ事項ハ之ヲ命令ニ委任スルコトヲ得ルカ(明治三十三年  
新潟縣文官普通試験)

解説

憲法上法律ヲ以テ定ムヘキ事項ヲ法律ヲ以テ更ニ之ヲ命令ニ委任スルコトヲ得ルハ勿論ナリ例之或ル事項ニ付法律カ特更ニ何々ノ件ハ命令ヲ以テ定ムト規定シタルトキハ即法律ヲ以テ定ムヘキ事項ヲ命令ニ委任シタルモノナリ故ニ此場合ハ當然ニ委任シ得ヘキモノナリト雖モ憲法上法律ヲ以テ定ムヘキコトヲ毫モ法律ニ依ラヌシテ直接ニ命令ヲ以テ規定スルコトハ斷シテナシ得ヘカラサルモノトス(但事變其他ノ緊要ナル場合ニ於テハ法律ニ代ルヘキ命令ヲ發スルコトヲ得ルモノ之レ憲法ノ既ニ認ムル所ナリ)何トナレハ或ル事項ハ必ラス法律ヲ以テ規定スヘキコトヲ憲法上ノ要件トナセハナリ

●條約ト法律ト抵觸セル場合ニ於テ其法律ヲ變更スルカ爲メ議會ノ協賛ヲ需ムル必要アリヤ(明治三十二年六月  
新潟縣文官普通試験)

法律學 憲法



法律ヲ廢止變更スルニハ緊急命令ニ依ル場合ノ外ハ常ニ必ス法律ニ依ラサルヘカラス而シテ法律ハ凡テ帝國議會ノ協賛ヲ經サルヘカラサルコトハ憲法第三十七條ノ明定スル所ナリ又一方ニ於テハ條約ハ其自體ニ於テハ締約國タル國家ヲ拘束スルノ効力ヲ生スト雖トモ當然ニ國內法タル法律ヲ廢止變更スルノ効力ヲ生スルモノニアラス隨テ本問ノ如キ假令法律カ條約ト抵觸スルカ爲メニ其法律ヲ變更スルノ必要アルトキト雖トモ苟クモ緊急命令ニ依ルコトヲ得ル場合ニアラサル限りハ常ニ必ス議會ノ協賛ヲ經サルヘカラサルモノナリ

●國務大臣ノ輔弼及ヒ副署ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)

解説

第一 國務大臣ノ輔弼

國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任スルノ機關ナリ而シテ輔弼トハ天皇ノ大政ヲ輔弼スルノ行爲ナリ君主專制國ニ於テハ大臣ノ輔弼ハ憲法上ノ必要ニアラサルモ立憲君主國ニ於テハ君主ノ總テノ國務上ノ行爲ハ特別ノ例外ヲ除クノ外ハ國務大臣

ノ輔弼ニ依ルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得サルモノナリ換言スレハ立憲國ニ於テハ君主ノ行爲ハ總テ君主ノミノ意思ヲ以テ其効力ヲ有スルコトヲ得ス國務大臣ノ輔弼ヲ俟テ始メテ國法上ノ効力ヲ生シ其行爲ニ對スル責任ハ國務大臣ニ於テ自ラ之ヲ負擔スルモノナリ

第二 國務大臣ノ副署

國務大臣ノ副署ハ天皇ノ行爲ヲシテ國法上ノ効力ヲ生セシムル一形式ナルト同時ニ國務大臣カ其行爲ニ輔弼シタルコトヲ公ニ證明スルモノナリ然レトモ輔弼ヲ爲シタル大臣ハ必スシモ皆之ニ副署スルコトヲ要スルモノニアラス君主ノ國務上ノ行爲ニ國法上ノ効力ヲ生セシムルカ爲メニハ少ナクトモ一人ノ國務大臣ノ副署ヲ要スト雖トモ一人ノ副署タニアラハ其効力ヲ生スルニ充分ナルモノナリ此ノ如ク副署ハ輔弼ヲ公ニ證明スルモノナリト雖トモ必スシモ其責任歸屬ノ源泉ニアラス如何トナレハ假令副署ヲ爲ササル大臣ト雖トモ苟クモ輔弼ヲ爲シタル者ハ其責任セサルヘカラサレハナリ

●左ノ問題ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試驗)



(1)帝國議會ノ地位(2)帝國議會ノ組織

解説

第一 帝國議會ノ地位

帝國議會ノ國法上ノ地位如何ニ關シテハ學者間ニ議論ノ存スル所ニシテ或ハ(一)統治權ノ主體ナリトシ(二)或ハ統治權ノ客體ヲ代理スルモノトシ(三)或ハ立法權ノ主體ナリトシ(四)或ハ國民全體ヲ代理スルモノナリトシ其他種々ノ學說アリト雖トモ我國法上ノ解釋トシテハ帝國議會ハ統治ノ機關ニシテ天皇カ統治權ヲ行使セラルルノ一手段タル立法ノ行爲ニ翼賛スルモノナリト解スルヲ正當ナリトス

第二 帝國議會ノ組織

帝國議會ハ貴族院及ヒ衆議院ノ二院ヲ以テ成立ス而シテ貴族院ハ(一)皇族(成年ニ達シタル皇族男子)(二)華族(滿二十五歳以上ノ公侯爵及ヒ伯子男爵中ノ互選ニ依ル者)(三)終身勅選議員(三十歳以上ノ男子ニシテ勅選セラレタル者)(四)多額納稅者議員(各府縣ノ多額納稅者十五名ノ互選ニ依リ勅選セラレタル者)ノ四者ヲ以テ組織シ又衆議院ハ全國ノ有資格者ニ依リ選出セラレタル議員ヲ以テ組織スルモノナリ

●豫算ノ性質及效力ヲ論スヘシ(明治三十三年六月) 新潟縣文官普通試驗

解説

一、豫算ノ性質

豫算ノ性質ニ付テハ之ヲ細説スレハ縷々數萬言ヲ費スモ尙足レリトセス從テ之レカ詳述ヲナスハ其所ヲ得サルニヨリ今簡單ニ其定義ヲ説明セン  
豫算トハ一會計年度間ニ於ケル財政ノ標準ナリ

二、豫算ノ效力

豫算ハ行政官ニ對スル一種ノ命令タル效力ヲ有スルモノナリ而シテ今此效力ヲ述フルニハ之ヲ歳入ト歳出トニ區別シテ論スルヲ可トス  
イ、歳入豫算 歳入豫算ハ一種ノ命令タル效力ヲ有スルニ相違ナキモ未モ存在セサルモノニ對スル豫算ナルニ依リ絶對的命令ナリト云フヲ得ス何トナレハ果シテ豫算ト同額ノ收入ヲナスコトヲ得ルヤ否ヤハ前知シ得ヘキモノニアラサレハナリ故ニ豫算ハ之ヲ標準トシテ收入スヘシト云フニ過キス其收入カ從テ豫算ニ超過スルモ將タ豫算額ニ達セサルモ之ニ依リ行政官吏ノ責



任ヲ論スルヲ得ス

ロ、歳出豫算 行政官吏ハ支出ヲナスニ當リ其支出カ變算ニ超過セサルヤ將タ豫算ノ目的ニ違フコトナキヤヲ調査スルノ責任アルコトハ會計法ノ規定スル所ナリ故ニ豫算ハ支出ニ關シテハ行政官吏ニ對スル絶對的命令タリ即豫算ノ目的ニ從ヒ豫算定額ノ範圍ニ於テ支出ヲ爲スコトヲ要ス約言スレハ歳出豫算ハ行政官吏ノ濫出ヲ妨ク效力ヲ有ス

解説

●歳入歳出豫算ハ如何ナル必要アリテ之ヲ設定スルカ(明治三十二年三月 長野縣文官普通試験)

財政ハ複雑ニシテ至難ナルコトハ多言ヲ要セス而シテ此困難紛糾セル財政ヲシテ整理非形ノ如クナラシムルニハ先ツ之レカ計數表ヲ設ケテ一見財政ノ概況ヲ知得シ歳入歳出ヲシテ各一方ニ偏セス其宜シキヲ得テ均衡ヲ保タシメ依テ以テ其必要ノ費用ハ之ヲ支出スルニ吝ナラサルト同時ニ一方ニ於テ目的以外ニハ假令厘毛ノ微ト雖トモ之レカ支出ヲ許サス濫費ヲ防キ金錢ノ出納ニ制限ヲ加フルニアリ之レ豫算ナルモノヲ設定スル所以ナリ故ニ一言ニシテ之ヲ盡セハ

一、計入制出ニアリ

一、一定ノ目的ヲ定メテ一定ノ金額ヲ收入支出スルニアリ

## 第二部 會計法

●豫算ノ性質ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 北海道廳文官普通試験)

解説

豫算ハ國家ノ一ヶ年度内ニ屬スル歳入歳出ヲ豫定シタル事實上ノ豫見ニシテ憲法ノ規定ニヨリ議會ノ協賛ヲ經テ成立スル計數書ナリ而シテ豫算ハ天皇ヨリ行政官廳ニ對シテ與フル處ノ財政上ノ訓令タルノ性質ヲ具有スルモノナリ

●豫備金ノ性質及ヒ種類ヲ説明スヘシ(同上)

解説

### 第一 豫備金ノ性質

豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費

法律學 會計法



用ニ充ツル爲メニ必ス豫算中ニ設クルコトヲ要スル費目ナリ  
第二 豫備金ノ種類

其一 豫備金 避クヘカラサル豫算超過ノ支出ニ充テラルルモノナリ  
其二 豫備金 避クヘカラサル豫算外ノ支出ニ充テラルルモノナリ

● 豫備金ノ種類及ヒ其種類ニヨリテ使途ヲ異ニスルヤ (明治三十六年四月 山梨縣文官普通試験)

解説

前問ノ答案ヲ参照スヘシ

● 金庫カ仕拂命令ヲ執行スルコトヲ拒ムヘキ場合ヲ列舉セヨ (明治四十二年四月 山口縣文官普通試験)

解説

金庫ハ左ノ事由ノ存スル場合ニ於テハ其事由ヲ仕拂命令持參人ニ告ケテ其仕拂命令ノ執行ヲ拒マサルヘカラス

第一 案内仕拂命令ノ到着セサルトキ

第二 仕拂命令ト案内仕拂命令ト符合セサルトキ

第三 仕拂命令汚損シ案内仕拂命令ト照合シ難キトキ

● 豫算決算ノ意義ヲ問フ(同上)

解説

豫算トハ一會計年度間ニ於ケル歳入歳出ノ見積ヲ言ヒ決算トハ一會計年度ニ於テ實施セラレタル歳入歳出ノ精算ヲ謂フ

● 物件ノ購入代價ハ何ヲ標準トシテ歳出年度所屬ヲ定ムルヤ (明治三十六年四月 山梨縣文官普通試験)

解説

物件ノ購入代價ハ其購入契約ヲ爲シタル日ヲ標準トシテ其日ノ屬スル年度ノ歳出ニ屬スヘキモノナリ

● 左ノ意義ヲ説明スヘシ(同上)

法律學 會計法



定額戻入 過年度支出

解説

定額戻入トハ未タ確定セサル債權ニ對シ支出シタル一部又ハ全部ヲ其支出シタル科目ニ戻入シ原狀ニ回復シテ再ヒ支出シ得ヘキモノト爲スヲ謂フ  
過年度支出トハ其年度ノ定額豫算内ニ於テ前年度ニ於テ支出スヘカリシヲ請求ナカリシカ又ハ請求アリタルモ事故ニヨリ翌年五月三十一日迄ニ支出シ能ハサリシモノヲ大臣又ハ長官ニ上申シテ支出スルヲ謂フ

●出納官吏ノ意義ヲ問フ(明治四十二年三月 北海道廳文官費通試驗)

解説

出納官吏トハ政府ニ屬スル現金若クハ物品ノ支出ヲ司ルモノニシテ其職務ニ關シテハ大藏大臣ノ監督ヲ受クル者ヲ謂フ又此官吏ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ身元保證金ヲ納ムヘキモノニシテ其額ハ會計規則ニ由リ各省大臣之ヲ定ムルコトヲ得ルモノナリ

●出納官吏水火盜難若クハ其他ノ事故ニ依リ其保管スル現金又ハ物品紛失毀

損シタル場合ニ於テ責任解除ヲ受ケ又ハ辨償ノ責ヲ負フ事由如何(明治三十一年三月 靜岡縣文官費通試驗)

(靜岡縣文官費通試驗)

解説

凡ソ出納官吏ハ其看守スル所ノ現金物品ニ付テ常ニ慎重ノ注意ヲ以テ之レカ保管ノ責ニ任スルモノナリ故ニ出納官吏カ水火盜難若クハ其他ノ事故ニヨリ其保管スル所ノ現金又ハ物品ノ紛失毀損ニ付テ(一)責任解除ヲ受クルハ其紛失毀損カ出納官吏ノ責ニ歸セサル場合ニ於テスルモノニシテ換言スレハ現金物品ノ紛失毀損カ天災其他ノ事故ニ原因シ毫モ出納官吏ノ故意又ハ過失懈怠ニ出テサリシヲ以テナリ(二)反之辨償ノ責ヲ負フ所以ハ出納官吏カ職責上爲スヘキ注意ヲ怠リ又ハ故意ヲ以テ現金物品ヲ紛失シ又ハ毀損シタルニヨル即チ其原因カ出納官吏ノ責ニ歸スヘキ場合ナルヲ以テナリ

●出納官吏ノ職務及責任ヲ説明セヨ(明治三十二年三月 福井縣文官費通試驗)

解説

出納官吏ハ政府ニ屬スル現金又ハ物品ノ出納ヲ掌リ其現金又ハ物品ニ付キ一切ノ責

法律學 會計法



任ヲ負ヒ會計検査院ノ検査判決ヲ受クヘキ旨ヲ會計法第二十六條ニ規定セリ故ニ出納官吏ハ政府ニ屬スル現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ル職務ヲ有ス仕拂命令官ノ命令ニ依リ適法ノ出納ヲ爲シ決シテ自己ノ任意ヲ以テ猥リニ出納ヲ爲スヘカラス若シ之ヲ爲ストキハ違法ノ所爲ナルニ依リ之ヨリ生スル一切ノ責任ヲ負フヘキハ勿論自己ノ保管ニ屬スル現金又ハ物品カ水火盜難又ハ其他ノ事故ニ依リ紛失毀損シタルトキハ會計検査院ノ検査判決ヲ受ケサルヘカラス此場合ニ於テハ其事實カ保管上避クヘカラザリシコトヲ證明シ以テ責任解除ノ判決ヲ受クルマテハ其負擔ノ責ニ任スル者トス

●會計法ニ於テ仕拂命令ノ職務ト現金出納ノ事務ト相兼ヌルコトヲ得スト規定セシ理由如何(同上)

解説

一人ニシテ仕拂命令ノ職務ト現金出納ノ事務ト相兼ヌルトキハ若シ現金出納官吏トシテ現金ヲ出納センコトヲ欲ヌルトキハ何レノ場合何レノ時ヲ問ハス之レカ仕拂ヲ命令スルコトヲ得從テ專横ニ流ルル恐レアリ之レ財政紊亂ノ緒トナリ救フヘカラスル状態ニ陥リ國家カ財政ノ經理ヲ明確ナラシメント欲ヌルノ趣旨ニ背戻スルニ至

ル之レ會計法ナルモノヲ設ケテ仕拂命令ノ職務ヲ主トスルモノハ現金出納ノ事務ヲ相兼ヌルコトヲ得サル旨ヲ規定シタル所以ナリ

●仕拂命令官ト出納官吏トノ性質並ニ仕拂命令ノ職務ト現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得サル理由如何(明治三十一年七月 茨城縣文官普通試験)

解説

仕拂命令官ハ會計法上ノ規定ニ從ヒ仕拂ヲ命令スルモノニシテ出納官吏ハ仕拂命令官ノ命令ニ依リ其所屬ノ現金若クハ物品ヲ出納スルモノナリ而シテ仕拂命令ノ職務ト現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得サル理由ハ若シ一人ニシテ仕拂命令ノ職務ト現金出納ノ職務ト相兼ヌルトキハ現金出納官吏カ現金ヲ出納セント欲ヌルトキハ何レノ場合何レノ時ヲ問ハス之カ仕拂ヲ命令スルコトヲ得從テ專横ニ流ルル恐レアリ遂ニハ財政紊亂ノ緒トナリ救フヘカラサルノ状態ニ陥リ國家カ財政ノ經理ヲ明確ナラシメント欲ヌル趣旨ニ背戻スルニ至ル之レ會計法ニ於テ仕拂命令ノ職務ヲ掌ルモノハ現金出納ノ職務ヲ相兼ヌルコトヲ得サル旨ヲ規定シタル所以ナリ



## 第三部 行政法

一八

●行政ノ意義ヲ説明スヘシ(明治三十九年四月 山梨縣文官普通試験)

解説

行政トハ憲法上ノ機關ノ如ク憲法ニヨリ其權限ノ基礎ヲ確定スルニアラスシテ法律若シクハ勅令ニヨリテ其權限ヲ確定セラレタル機關ニ委任シテ行ハシムル國權ノ作用ナリ

憲法上ノ機關トハ國務大臣、樞密顧問、國會、司法裁判所等ニシテ國務大臣及樞密顧問ハ大權執行ノ補助機關トシテ其權限ノ基礎ハ憲法第四章ニ於テ確定セラレ國會ハ立法機關トシテ同法第三章ニ於テ其權限ノ基礎確定セラレ司法裁判所ハ司法機關トシテ同法第五章ニ於テ其權限ノ基礎確定セラレ然レトモ行政機關ノ權限ニ關シテハ一モ憲法ニ於テ規定セシテ之ヲ法律若クハ勅令ノ規定ニ一任シタリ故ニ此點ニ於テ行政機關ト大權執行補助機關及立法、司法ノ機關ト劃然タル區別ヲ立ツルヲ得ルナリ又大權ノ執行ハ主權者親裁シテ之ヲ行フモ行政ハ行政機關ニ委任シテ行ハシ

ム之レ兩者ノ區別ノ要點ナリトス

●行政法ニ於ケル官廳ノ意義如何(明治四十二年三月 北海道廳文官普通試験)

解説

官廳トハ一人又ハ數人ヲ以テ組織セラレ官制ニ依リテ統治者ヨリ分配セララルル行政事務ヲ處理スル所ノ人格ナキ機關ナリ今之ヲ分説スレハ

- 第一 官廳ハ國家統治ノ機關ナリ
- 第二 官廳ハ行政事務ヲ處理スル機關ナリ
- 第三 官廳ノ處理スヘキ行政事務ハ官制ニ依リテ統治者ヨリ分配セララルルモノナリ、故ニ官廳ノ權限ノ範圍ハ官制ニ於テ定マル
- 第四 官廳ハ一人又ハ數人ヲ以テ組織セララルルモノナリ其一人ナルトキハ之ヲ單獨制ノ官廳ト謂ヒ數人ナルトキハ合議制ノ官廳ナリ

●官吏ノ服從義務ヲ論スヘシ(明治三十九年四月 山梨縣文官普通試験)

解説

法律學 行政法

一九



官吏ハ任命ナル形式ニヨリ國家ノ事務ヲ行フモノニシテ公法上特別ノ服從義務ヲ負フモノナリ茲ニ所謂特別ノ服從義務トハ官吏カ其上官タル者ニ對シ其命令ニ從ハサルヘカラサルノ義務ヲ指スモノナリ然ラハ下官ハ如何ナル程度ニマテ上官ノ命令ニ從ハサルヘカラサルカ此點ニ付テハ或ハ下官ハ苟クモ上官ノ命令ナル以上ハ其上官ノ權限内ニアルト否ト又自己ノ權限内ノ行為タルト否ト又其命令カ必要ナル形式ヲ具フルト否トヲ問ハス絶對ニ之ニ服從セサルヘカラスト論スル者アリト雖トモ余輩ハ其命令カ上官ノ權限内ニ於テ必要ナル形式ヲ具ヘテ發セラレタル國家ノ事務ニ關スル命令ニシテ而カモ自己ノ權限内ニ屬スル場合ニ於テ始メテ服從ノ義務アルモノナリト信ス而シテ此條件ヲ具備スルヤ否ヤハ下官ノ責任ヲ以テ調査スヘキモノニ屬ス

●公共團體トハ如何ナルモノナルカヲ説明シ其種類ヲ舉クヘシ(明治四十二年三月石川縣文官普通試驗)

解説

公共團體トハ國家事務ノ一部ヲ行フヘキ公法上ノ義務ヲ擔任シ其義務ノ履行ヲ以テ

生存ノ目的トスル公法人ヲ謂フ

公共團體ハ之ヲ大別シテ普通公共團體及ヒ特別公共團體ノ二種ト爲スコトヲ得府、縣、郡、市村町ノ如キハ第一種ニ屬シ水利組合、産業組合、商業會議所ノ如キハ第二種ノ公共團體ニ屬ス

●公共團體ノ意義ヲ二三ノ例ヲ舉ケテ説明セヨ(明治三十九年四月山梨縣文官普通試驗)

解説

前問ノ答案ヲ参照スヘシ

●普通水利組合ト水害豫防組合トノ區別ヲ説明スヘシ(明治三十四年十一月長崎縣文官普通試驗)

解説

普通水利組合ト水害豫防組者トハ二者均シク水害ノ防禦ニ關スル組合ナルモ普通水利組合トハ用悪水等災害豫防ニ屬セサル事等ノ爲メニ設ケラレタルモノナルモ水害豫防組合ハ水害豫防ノ爲ニスル事業ノ爲メニ設ケラレタルモノナリ亦普通水利組合ハ任意的ノモノナルモ水害豫防組合ハ強制的ノモノナリ換言スレバ前者ハ關係者ノ自由ナル意思ニ依テ成立不成立ノ決定スルモ後者ハ否ラヌ又前者ハ



土地ノ利益ヲ目的トスルヲ以テ區域内ノ土地所有者ヲ組合員トナスモ後者ハ家屋ヲ所有スル者モ其組合員トシ特ニ賦役ニ限リテハ之ヲ區域内ノ一般人民ニ課スルコトヲ得ヘシ

以上ハ其概略ヲ説明シタルニ過キヌ詳細叙述スルハ其處ヲ得サルヲ以テ省略ス讀者若シ精細ヲ知ラントセハ二十三年法律第四十六號水利組合條例ヲ緝閱セヨ

●何ヲカ營造物ト云フ(明治三十四年一月  
宮城縣文官普通試験)

解説

營造物トハ人及ヒ物若クハ物ノミヲ以テ組織シ直接ニ公共ノ用ニ供セラルル設備ヲ云フ以下分析説明セム

第一 營造物ハ公共ノ目的ニ共用セラルルモノナラサル可ラス國家ノ目的ニ共用セラルル手段ニテモ單ニ國家ノ收入ヲ得ル目的ニ供セラルル財産ノ如キ直接ニハ國庫ノ利益ノ目的トナルモノハ營造物ニ非ス

第二 營造物ハ直接ニ人民ニ接シテ公共ノ目的ヲ達スルモノナラサル可ラス故ニ官署ノ敷地建物ノ如キハ公共ノ目的ニ供用セラルルモ直接ニ公衆ノ用ニ供セラ

ルルニ非サルヲ以テ營造物ニアラス

第三 營造物ハ國家命令權ノ行使ニ依ラスシテ公共ノ目的ヲ達スルモノナリ例之學校ノ如キ病院ノ如キ是レナリ而カシ學校ノ如キハ生徒ニ對シテ命令シ懲戒シテ多少ノ命令權ヲ行フモ之レ入學ニヨリテ生シタル一ノ服從關係ニ基クモノニシテ直接臣民ノ國家ニ對スル服從關係ノ如キ命令權ノ作用ニ非ス

第四 命令權ノ行使ニヨラス人民ニ直接シテ直接ニ公共ノ目的ヲ達スル一手段ハ或ハ物件ヲ以テ足レリトシ又ハ之ヲ使用スル人民ノ行爲ニヨリテ直ニ效用ヲ奏スルモノアリ道路橋梁ノ如キハ物ノミニヨリテ成ルト云フヲ得ヘシ反之國家機關ノ働キト物件ト相俟テ初メテ效用ヲ奏スルモノアリ此場合ハ物ト人トニヨリテ成ルト云フヲ得ヘシ何レノ場合ニ於テモ營造物ハ一定ノ範圍内ノ目的ヲ達スル爲メニ必要ナル一切ノ手段ヲ包含スルモノナリ又一方ニ於テハ營造物ハ主トシテ其目的ニノミ供用セラルルノ手段ヲ以テ其目的ヲ達シ得ヘキモノナラサル可ラス故ニ命令權ヲ行使スル官廳カ其事務ノ一部トシテ營造物ノ目的タルヘキ事業ヲ行フモ此官廳ヲ以テ營造物ト看做スコトヲ得ヌ要之營造物ハ一定ノ範圍内ニ於テ國家ノ命令權ノ作用ニ依ラス人民ニ直接シテ直接ニ公共ノ目的ヲ達ス



ルニ足ルヘキ國家ノ手段ニシテ特ニ此目的ニ供用セラルルモノナリ  
以上ニ於テ營造物ノ概念ノ大體ヲ叙説セリト云爾

●左ノ問題ノ意義ヲ述ヘヨ(明治四十二年三月  
石川縣文官普通試験)

(1)官廳(2)營造物(3)公用徴收(4)市町村ノ條例

解説

第一 官廳

官廳トハ一人又ハ數人ヲ以テ組織セラレ官制ニヨリテ統治者ヨリ分配セララル行  
政事務ヲ處理スル所ノ人格ナキ機關ヲ謂フ

第二 營造物

營造物トハ人及ヒ物若クハ物ノミヲ以テ組織シ直接ニ公共ノ用ニ供セララル設備  
ヲ謂フ

第三 公用徴收

公用徴收トハ公益ノ爲メ特定物ノ所有權若クハ其他ノ物權ヲ徴收シテ國家公共團  
體又ハ私人ニ移轉シ之ニ對スル損害ヲ賠償スル所ノ行政處分ヲ謂フ

第四 市町村ノ條例

市町村條例トハ市町村カ其自主權ニヨリテ制定スル所ノモノニシテ市町村ノ組織  
又ハ市町村ト其住民トノ關係ヲ規定スルモノヲ謂フ

●行政處分トハ何ソヤ(明治三十一年五月  
岩手縣文官普通試験)

解説

處分トハ行政官カ國家ノ公權ニ依テ行フ特別ノ事實ニ對スル特別ノ行爲ヲ云フ其命  
令ト異ナル所ハ命令ハ或ル一般普通ノ事實ニ就キテ其結果ヲ豫想スルニ止マリ處分  
ハ特定ノ事實ニ就キテ其豫想ノ結果ヲ惹起スルニ在リ例ヘハ公園ニ於テ銃獵ヲ禁ス  
犯シタルモノハ五錢ノ過料ニ處スト云フハ命令ニシテ之ヲ犯シタルト云フ特定ノ事  
實發生シタルトキニ五錢ノ過料ヲ言渡スハ即豫想ノ結果ヲ惹起スルモノニシテ處分  
ナリ故ニ處分ハ之ヲ受クル者ノ意思如何ニ關セス行政官單獨ノ意思ヲ以テ成ルモノ  
ナルヲ以テ行政官カ一人ニ通知スルヲ以テ處分ハ全ク成立スルモノトス

行政處分ハ主トシテ法律勅令及其他一切ノ行政法規ヲ執行スルカ爲メニ行ハレ又行  
政法規ノ存セサル場合ニハ獨立シテ臨機ニ之ヲ行フコトアリ之ヲ細別スレハ左ノ四



種トスルコトヲ得

- 一、證明 トハ既存ノ事實ヲ確ムル方法ナリ
  - 二、裁定 トハ判斷力ニ依リテ疑ヲ決スル方法ナリ
  - 三、命令 此ニ命令トハ狹義ノ命令ニシテ行政官カ一私人ニ對シ特定ノ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルヲ云フ
  - 四、免許トハ一私人ノ請求ニ對シテ與フル處ノ認可ニシテ命令ト同シク行政官ノ意思ニ基ク行政處分ノ一部分ナリ只命令ト異ル處ハ免許ヲ受クルモノノ行爲ナクシテ免許ナル處分ノ存スルコト能ハサルニアリ
- 以上ハ唯行政處分ノ大要ヲ說示シタルニ過キス

解説

前問ノ答案ヲ参照スヘシ

●許可ノ意義ヲ説明セヨ(明治四十一年三月)  
(石川縣文官普通試験)

解説

許可ニハ廣狹二様ノ意義アリ即チ廣義ニ於テハ許可トハ一私人又ハ團體ヨリ爲シタル出願ニ對シテ行政官應ノ爲ス行政處分ヲ謂フ故ニ此意義ニ於テハ法律上ノ禁止ヲ解クモノト禁止セラレサルモノニ對スルモノトヲ包含スルモノナリ狹義ニ於ケル許可トハ法ノ一般ニ禁止スル行爲ヲ特定ノ場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ許ス所ノ處分令ヲ指スモノナリ換言スレハ一般ニ或行爲ヲ禁止シタル法律存在シ而カモ其禁止カ絕對的ニアラサル場合ニ特定ノ出願者ニ對シテ其禁止ヲ解除スル行政處分ヲ狹義ニ於ケル許可ト稱ス而シテ普通一般ニ許可ト稱スルモノハ即チ此狹義ノ許可ヲ指スモノナリ

●許可、認可及特許ノ意義ヲ述ヘ其區別ノ點ヲ示スヘシ(明治四十二年三月)  
(石川縣文官普通試験)

解説

第一 三者ノ意義

- 一、許可 許可ノ意義ニ付テハ前問ヲ参照スヘシ
- 二、認可 認可トハ特定ノ行爲ニ法律上ノ効力ヲ附與スル處分令ヲ謂フ例ヘハ市町村條件ノ認可ノ如シ



三、特許 特許トハ特定ノ一個人ニ對シテ特權ヲ與フル所ノ處分令ヲ謂フ例ヘハ  
專用權ノ特許ノ如シ

第二 三者ノ區別

- 一、許可ニ因リテ生スル所ノ關係ハ單ニ一私人ト國家トノ關係ニ止マルモノナル  
モ特許ニ在リテハ一私人相互ノ間ニ於テモ私權關係發生スルモノナリ
- 二、認可ハ許可及ヒ特許ト異ナリ其行為ニ對スル一般ノ禁止ヲ解クモノニアラス  
シテ唯認可ニ因リテ法律上ノ效力ヲ有スト云フニ過キサレモノナリ

●訓令ノ性質ヲ說明セヨ(明治四十三年三月  
島根縣文官普通試驗)

解説

訓令トハ上級官廳カ下級官廳ニ對シテ法令ノ範圍内ニ於テ或事務ヲ處理スヘキ方針  
ヲ示ス爲メ若クハ下級官廳ノ或失政ヲ矯正スルカ爲メニ爲ヌ指揮命令ヲ謂フ即チ訓  
令ハ其性質處分令ト異ナリ直接ニ人民ニ對シテ發セラルルモノニアラスシテ上級官  
廳ヨリ下級官廳ニ對シテノミ發セラルルモノナリ隨テ其效力モ亦下級官廳ヲ拘束ス  
ルニ止マリ直接ニ人民ニ及フモノニアラス

●法令ト訓令及處分ノ差異ヲ辯スヘシ(明治三十六年七月  
山形縣文官普通試驗)

解説

本問ニ付テハ前問及ヒ明治三十一年五月施行ノ岩手縣文官試驗問題(行政處分トハ  
何ソヤ)ノ答案ヲ參照シテ答案ヲ附スヘシ

●公用徵收ノ性質ヲ說明スヘシ(明治四十一年三月  
岩手縣文官普通試驗)

解説

公用徵收トハ公益ノ爲メ特定物ノ所有權若クハ其他ノ物權ヲ徵收シテ國家公共團體  
又ハ一私人ニ移轉シ之ニ對スル損害ヲ賠償スル所ノ行政處分ナリ  
公用徵收ハ賣買ノ如ク合意ニ基クモノニアラスシテ所有者ノ意思ニ反スルモ國家一  
方ノ意思ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得ルカ故ニ學者或ハ之ヲ強制賣買ト爲ス者アルモ賣  
買ハ常ニ當事者ノ合意ヲ要スルヲ以テ誤リタルヲ免レス而シテ公用徵收ニ依リテ徵  
收スルコトヲ得ルモノハ單ニ不動産ニ限ルヘキモノニアラスシテ動産ト雖トモ徵收  
スルコトヲ得ルモノトス例ヘハ博物館ニ備付クルカ爲メ或物品ヲ徵收スルコトヲ得



ルカ如シ又公用徴收ハ或特定物カ公益事業ノ爲ニ必要ナルカ爲ニ之ヲ徴收スルモノナリ租税ノ如キモ公益ノ爲ニ人ノ財産ヲ徴收スルモノナレトモ特種ノ物件ヲ得ンカ爲メニスルニアラスシテ國庫ノ收入ヲ得ルヲ目的トスルモノトス

●左ノ意義ヲ詳述スヘシ(明治四十二年八月 新潟縣文官普通試験)

(イ)縣令、訓令、告示(ロ)公用徴收

解説

第一 縣令、訓令、告示ノ意義

(イ) 縣令トハ縣知事カ其部内ノ行政事務ニ付キ其職權若クハ特別ノ委任ニヨリテ管内一般又ハ一部ニ對シテ發スル行政命令ヲ謂フ

(ロ) 訓令ノ意義ニ付テハ前ニ述ヘタル所ヲ參照スヘシ

(ハ) 告示トハ行政官廳カ一般人民ニ對シテ或事實ノ告知ヲ爲スヲ謂フ故ニ告示ハ行政處分ニアラス但シ告示ハ時トシテ法律ノ明文ニヨリ法規タルノ性質ヲ有スル場合ナキニアラス例ヘハ市制第三百三十一條ニヨリ内務、大藏兩大臣ノ爲ス租税ノ分類ニ關スル告示ノ如シ

第二 公用徴收ノ意義

前問ノ解説ヲ參照スヘシ

●左ノ各號ヲ説明スヘシ(明治四十三年三月 島根縣文官普通試験)

イ租税、ロ手数料、ハ使用料

解説

(イ) 租税トハ國費ヲ支辨スルカ爲メニ命令等ヲ以テ強制的ニ且ツ無償ニテ徴收スル所ノ財産ヲ謂フ

(ロ) 手数料トハ一人ノ利益ノ爲メニ官廳ノ爲シタル行爲ニ對シテ報償トシテ徴收スルモノヲ謂フ

(ハ) 使用料トハ營造物ノ使用ニ對シテ報償トシテ徴收スルモノヲ謂フ

●訴願ハ如何ナル事件ニ付キ提起スルコトヲ得ルヤ(明治三十三年四月 宮崎縣文官普通試験)

解説

訴願ヲ爲スコトヲ得ル事項ノ範圍ヲ定ムルニ付テハ概括法ニ依ルモノト列記法ニ依



ルモノトノ二主義アリト雖トモ我訴訟法ニ於テハ列記主義ヲ採用セリ其事項即チ左ノ如シ

- 第一 租税及ヒ手数料ノ賦課ニ關スル事件
- 第二 租税金納處分ニ關スル事件
- 第三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 第四 水利及ヒ土木ニ關スル事件
- 第五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件
- 第六 地方警察ニ關スル事件
- 第七 其他法律勅令ニ於テ特ニ訴訟ヲ許シタル事件

● 行政訴訟ト行政訴訟ノ區別ヲ説明スヘシ  
(明治三十一年五月岩手縣  
 明治三十九年四月山梨縣  
 明治四十年四月新潟縣  
 文官普通試驗)

解説

此區別ハ我現行法制ノ下ニ於テ確然タル分界ヲナスコト甚ク至難ニ屬セリ何トナレハ行政訴訟ヲナスニ付テハ或ル場合ニハ訴訟ヲナシタル後ニアラサレハ爲シ能ハサルヲ以テ此點ヨリ見レハ訴訟ハ行政訴訟ノ第一審タルカ如ク見ユルカ故ニ行政訴訟

モ訴訟モ元來同一ノ理由ニ本キテ提起セラルルコトヲ得ルモノニシテ其間ニ別ニ實質上ノ區別ナケレハナリ之レ此區別ノ至難ナリト云フ所以ナリ

訴訟ハ行政監督ノ作用ニ出ツル一種ノ行政法上ノ行爲ニシテ行政訴訟ハ違法ノ行政處分カ一私人ノ既得權ヲ毀損シタル場合ニ於テ提起スルコトヲ得ルモノナリ故ニ今此標準ニ因リテ二者ノ區別ヲ要約シテ示セハ左ノ如シ

一、一般ニハ訴訟ハ權利ノ毀損ヲ條件トシ訴訟ハ専ラ利害ノ感覺ニヨリテ起ルモノナリ

又實質上ノ區別ノ至難ナルコトハ前已ニ説明セシ所ナリ而シテ之レカ形式上ノ區別ヲナセハ

二、行政訴訟ハ訴訟ノ形式ニヨリテ全國唯一ノ行政裁判所ニ訴フルモ訴訟ハ訴訟ノ形式ニヨリテ行政處分ヲ爲シタル官廳ヲ經由シテ直接上級官廳ニ對シテ之ヲ提出スルノ差アリ

● 行政訴訟ト行政訴訟並ニ請願トノ異ナル點ヲ詳述スヘシ  
(明治四十二年八月  
 新潟縣文官普通試驗)

解説



第一 訴願ト訴訟ト異ナル點

此點ニ付テハ前問ノ説明ヲ參照スヘシ

第二 訴願ト請願トノ異ナル點

請願ハ臣民カ其利益ノ爲メニ種々ナル願望ヲ國家ニ對シテ爲スモノナルモ訴願ハ臣民カ特定ノ行政處分ノ取消若クハ變更ヲ國家ニ對シテ要求スルモノナリ

解説

●本邦ニ於テ行政裁判所ヲ設ケタル主旨如何(明治三十三年四月)  
(宮崎縣文官普通試験)

行政法ナルモノハ實際ノ便宜ヲ酌ンテ制定セラレタルモノナルカ故之ヲ其精神ニ從テ適用セントスルニハ行政ノ便否ヲ能ク知ルコトヲ要ス然ルニ行政事務ト其性質ヲ異ニスル司法事務ヲ司ル裁判官ハ行政ノ便否ヲ知ルコトニ熟達スルモノニアラスカル官吏ニ行政法ノ適用ヲナサシムルハ其當ヲ得タルモノニアラス之レ行政裁判所ノ特設アル所以ナリ

●行政上ノ強制手段ヲ説明スヘシ(明治三十六年七月)  
(山形縣文官普通試験)

解説

行政上ノ強制手段トハ法令ニ基ツク行政處分ニヨリ人民カ行爲又ハ不行爲ノ義務ヲ負フニ拘ハラヌ之ヲ履行セサル場合ニ於テ行政機關ノ執ルヘキ手段ヲ謂フ而シテ行政執行法ニ定メラレタル強制手段ヲ舉示スレハ左ノ如シ

第一 戒告 戒告ハ書面ヲ以テスヘキモノニシテ其履行期間ヲ定メ處分令ニ基ク

行爲不行爲ヲ督促スルモノナリ通常ハ不履行者アルトキ先ツ此方法ニヨルヘキモノナルモ急迫ノ場合ニ於テハ直チニ次ノ手段ヲ用フルコトヲ得ルモノナリ

第二 代執行 處分ヲ受ケタルモノニシテ之ヲ履行セサル場合ニ於テ警察官應自ラ之ヲ行フカ又ハ第三者ヲシテ之ヲ行ハシメ其費用ヲ義務者ヨリ追徴スルノ方法ナリ

第三 強制罰 強制罰ハ刑罰ト其目的異ナリ單ニ行爲不行爲ヲ強制スル爲メニ用ユル手段タルニ外ナラス故ニ強制罰ハ刑罰ト異ナリ命令セラレタル者カ其處分ノ目的ヲ履行スルマテ幾度ニテモ之ヲ科スルコトヲ得ルモノニシテ所謂一事不再理ノ原則ノ適用ナキモノナリ

第四 直接強制 此手段ハ前掲三個ノ手段ヲ以テ其目的ヲ達スルコト能ハサル場



合ニ直接ニ實力ヲ以テ其履行ヲ強制スルノ方法ナリ例ヘハ集會ニ對シ強カヲ以テ其解散ヲ爲サシムルカ如シ

#### 第四部 地方制度

●地方自治ノ意義ヲ論セヨ(明治四十二年四月 山口縣文官普通試験)

解説

地方自治トハ地方公共團體カ公法上ノ意思主體トシテ國ノ法規ニ依リ自己ノ事務ト爲リタル行政事務ヲ自己ノ機關ニ依リテ行フヲ謂フ今此定義ヲ分析説明センニ

- 第一 自治ハ自己ノ機關ヲ以テ行政事務ヲ處理スルモノナラサルヘカラス茲ニ所謂自己ノ機關トハ其團體ノ團體員カ直接間接ニ選出シタル者ヲ指稱ス故ニ府縣郡ノ如キ官吏ヲ以テ行政事務ヲ處理スル團體ハ一ノ例外ニ屬ス
- 第二 其處理スル行政事務ハ自己ノ事務ナラサルヘカラス、故ニ其處理スル事務ニシテ國家ヨリ委任セラレタル國務ナルトキハ假令自己ノ機關ヲ以テスルモ所謂自治行政ニアラズ然レトモ其事務ニシテ全然國ノ行政事務ニ關係ナキ私務ナルトキハ是レ亦自治行政ト謂フヘカラス

ルトキハ是レ亦自治行政ト謂フヘカラス

●地方自治ト行政トノ區別(明治三十二年三月 福井縣文官普通試験)

解説

問題ノ意義夫レ何レニアルヤ疑ナキ能ハスト雖モ出題者ノ真意ハ蓋シ左ノ如クナラム乎

地方行政ト地方自治トノ區別 故ニ此標準ニ據リテ左ニ其解説ヲ試ミム  
地方自治トハ府縣郡市町村ノ如キ公共團體カ國家ノ委任ニヨリ其團體共同ノ事務ヲ處理シ利益ヲ圖リテ團體夫レ自身ノ生存ヲ維持シ發達ヲ企圖スルヲ云フ而シテ其行動ヲナスヤ一ニ法令ノ範圍ヲ超越セサルコトヲ要ス亦其機關ノ如キハ之レヲ團體ノ設備ニ一任セリ但シ上級廳ノ認可ヲ要スル如キハ唯其監督方法タルニ過キス之レ即チ地方自治ノ神髓ナリト思考ス然レトモ廣義ニ於テハ地方自治モ亦國ノ行政ナリト云フヲ得ヘシ

地方行政トハ國家行政ノ一部ナリ國家行政ノ一部ナルカ故ニ國家夫レ自身カ直接ニ行フ處ノ行政ニシテ其機關ノ如キモ國家カ自ラ之ヲ設備ス唯其行政カ地方ニ屬スル



ヲ以テ之ヲ地方行政ト稱スルノミ要スルニ地方行政ト地方自治トノ區別ハ國家カ自ラ設備スル機關ヲ以テ自ラ政ヲ行フト府縣郡市町村ナル團體ニ委任シテ政ヲ行ハシムルトノ差異ヨリ生スルモノナリ  
一言ニシテ盡セハ地方自治ハ國家行政ノ一部分ナリト云フコトヲ得ルモ地方行政ハ必スシモ地方自治ナリト云フコトヲ得ス

●地方分權ト地方自治トノ區別ハ如何(明治三十三年二月 大分縣文官普通試驗)

解説

地方分權トハ中央集權ニ對スル語ニシテ自治トハ官治組織ニ對スル觀念ナリ抑モ中央集權及ヒ地方分權ナル觀念ハ統治權ノ所在ヲ事實上ヨリ觀察シタルモノニシテ一般ノ政務カ中央ニ集中セラルルコトナク各地方ニ於テ處理セラルルノ状態即チ地方組織ノ極端ナルモノヲ地方分權トハ謂フナリ故ニ自治行政ヲ絕對ニ擴張スルトキハ常ニ地方分權ヲ來タスヘシ如何トナレハ自治組織ハ一定地域内ノ人民ノ共同團體ニ自主獨立ノ目的ヲ與ヘ其地方ノ公共事務ヲ處理セシメ國家事務ノ一部ヲ其團體ノ事務トシテ行ハシムルノ方法ナレハナリ然レトモ地方分權ハ常ニ必スシモ自治組織ノ

擴張ニ因リテ發現スルモノニアラス如何トナレハ官治組織ト雖トモ一地方限リニ於テ政務ノ處理セラルルトキハ亦地方分權ト爲ルヘケレハナリ

●公共團體トハ如何ナルモノヲ謂フヤ(明治四十二年三月 北海道國文官普通試驗)

解説

公共團體トハ國家事務ノ一部ヲ行フヘキ公法上ノ義務ヲ負擔シ其義務ノ履行ヲ以テ自己生存ノ目的トスル公法人ヲ指スモノナリ

○市町村公民權取得ノ條件如何(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試驗)

解説

市町村公民權ハ市町村住民中其市町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ヘキ權利ヲ公民權ト稱ス而シテ其取得ノ條件ハ掲ケテ市町村制第七條ニアリ之ヲ分析シテ舉示スレハ左ノ如シ

- 一、帝國ノ臣民タルコト
- 二、公權ヲ有スル獨立ノ男子タルコト



- 三、二年以來市町村ノ住民タルコト及其市町村ノ負擔ヲ分任スルコト
- 四、二年以來其市町村ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二面以上ヲ納ムルコト
- 五、公費ヲ以テ救助ヲ受ケタルモノハ受救後二年ヲ經タルコト

解説

●市町村住民ノ權利義務ヲ説明スヘシ(明治四十二年三月 北海道廳文官普通試験)

市町村ノ住民トハ市町村ニ住居ヲ有スル者ニシテ市町村ノ團體員タルモノヲ謂フ  
 市町村ノ住民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ公共ノ營造物並ニ市町村有財産ヲ共有  
 スルノ權利ヲ有シ市町村ノ負擔ヲ分任スルノ義務ヲ負フモノナリ但シ其營造物又ハ  
 市町村共有財産ニ付キ特ニ民法上ノ權利義務ヲ有スル者存在スルトキハ住民ト雖ト  
 モ其者ノ權利ヲ妨クルコトヲ得サルモノナリ

解説

●市ト町村トノ區別(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試験)

現今ノ市町村制ニ依レハ市ト町村トハ種々ノ點ニ於テ異ナル所アル今其重ナルモノ  
 ヲ舉示スレハ左ノ如シ

- 第一 市ハ郡ヨリ獨立シタル團體ナルモ町村ハ郡ノ區域内ニ屬ス
- 第二 市ノ執行機關ハ市參事會ナル合議體ナルモ町村ノ執行機關ハ町村長ナル單  
 獨機關ナリ
- 第三 市會議員ノ選舉方法ハ三級制ナルモ町村ハ二級制ナリ
- 第四 市長ハ市會ノ選舉シタル候補者三名中ヨリ裁可ニ因リテ就任スルモノナル  
 モ町村長ハ町村會ニ於テ選舉シタル後府縣知事ノ認可ヲ受ケテ就職スルモノナ  
 リ
- 第五 町村ノ直接上級監督廳ハ郡長及ヒ郡參事會ナルモ郡ノ直接監督廳ハ府縣知  
 事及ヒ府縣參事會ナリ
- 第六 市會ノ議長ハ特ニ選舉セラル、モノナルモ町村會ノ議長ハ町村長之ニ當ル  
 モノナリ

●市町村會議員、郡會議員、府縣會議員ハ何人カ之ヲ選舉スルヤ



解説

第一 市町村會議員

市町村會議員ハ市町村公民ニ於テ之ヲ選舉ス而シテ其選舉ハ町村ニアリテハ二級選舉ニシテ市ニアリテハ三級選舉ナリ

第二 郡會議員

郡會議員ハ町村ノ公民ニシテ町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且ツ其郡内ニ於テ一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ニ於テ之ヲ選舉ス

第三 府縣會議員

府縣會議員ハ市町村ノ公民ニシテ市町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且ツ其府縣内ニ於テ一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ニ於テ之ヲ選舉ス

●市町村會議員ノ選舉ニ關シ選舉人ノ等級ヲ設ケタル理由如何

解説

(明治三十二年六月)  
新潟縣文官普通試験

(明治三十一年三月)  
静岡縣文官普通試験

市町村會議員ノ選舉人ニ等級ヲ設ケタルハ強チ各級ノ選舉人ハ他級ノ人ヲ選舉スルヲ得スト云フニアラサレトモ要スルニ利害ノ關係ノ密接ナル者ヲ合併シテ一階級ヲ組織スルヲ以テ適當ナル代表者ヲ選定スルニ於テ意志ノ衝突スルコト少ク幾分カ財產ニ應シ選舉權ノ區域ニ差等ヲ生スルノ利アルニ依ル

●府縣制第四條一項ニ府縣内市町村公民中選舉權ヲ有シ其府縣ニ於テ一年以來直接國稅十圓以上ヲ納ムルモノハ府縣會ノ被選舉權ヲ有ストアリ茲ニ所有地ニ屬スル地租ト質取地ニ屬スル地租トヲ合セテ十圓以上ヲ納ムル他ノ要件ヲ具備スルモノアリトセハ被選舉權上ノ有無如何(明治三十一年七月)  
茨城縣文官普通試験  
(本問ハ舊府縣制ニ於ケル問題ナルモ現行府縣制第六條第二項ニ於テモ亦同一ノ規定アルヲ以テ同條ノ問題トシテ解説ヲ附スヘシ)

解説

本問ニ對スル解答ニ付テハ議論百出容易ト決スルヲ得スト雖モ府縣制ニ於テハ十圓以上ヲ納ムルモノ云々トアルノミナルヲ以テ所有地ニ屬スル地租ト質取地ニ屬スル地租トヲ合セテ十圓以上ヲ納ムルトキハ府縣制中明文ノ徵スヘキモノナキヲ以テ解



釋上被選舉權アルカ如シ然シナカラ立法ノ精神ヲ探究スルトキハ決シテ然ラサルモ  
ノト信ス聊所信ヲ記シテ以テ答案ト爲サント欲ス

凡ソ地租ヲ納ムル原因ニ二アリ即チ自己ノ土地ヲ所有スルニ因ルモノト土地ニ質取  
權ヲ設定シタルニ依ルモノト之レナリ

一、土地ヲ所有スルニ納ムル地租 府縣内市町村民カ土地ヲ所有スルトキハ之ニ對

シテ法定ノ租稅ヲ納メ以テ公民タルノ資格ヲ取得シ被選舉權ヲ有スルニ至ルモ  
ノトス故ニ地租ヲ納ムルモノハ土地所有者タルコト普通タリ

一、土地ニ質權ヲ設定シタルニ因リ納ムル地租 此場合ニ於ケル地租ハ前段ニ述ヘ  
タル場合ノ變例ニシテ質權者カ地租ヲ納ムルハ質權ノ效果ナリ其然ル所以ノモ  
ノハ質取地ヨリ果實ヲ收取スルコトヲ得ルカ故ニ從テ其土地ニ要スル費用ハ勿  
論納稅ノ義務ヲ負擔スルモノトス

以上ノ所說ニ依リ地租ヲ納ムルモノハ普通土地ノ所有者タルコトヲ以テ本態ト  
シ質權者カ地租ヲ納ムルハ變例ニ屬スルヲ知ルニ足ラン然ラハ府縣制第六條第  
二項ニ定ムル直接國稅十圓以上トハ此變例ノ場合ヲ含有セス一般何人ト雖トモ  
當然ニ想像シ得ル所ノ所有地ニ屬スル地租ノミヲ指スモノニアラサルナキカ立

法ノ精神蓋シ茲ニ存スルナラン故ニ本問ニ於ケル場合ハ決シテ被選舉權ナントス  
然レトモ反對論多キヲ以テ之レカ採否ハ讀者ノ自由ニ任カス

●府縣會議員ノ選舉ノ投票ノ無効ナル場合ヲ列記セヨ(明治三十三年四月  
岐阜縣文官普通試驗)

解説

其無効ナル場合ハ掲ケテ府縣制第二十七條ニアリ即左ノ如シ

- 一、成規ノ用紙ヲ用キサルモノ
- 二、一投票中二人以上ノ選舉人ヲ記載シタルモノ
- 三、被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
- 四、被選舉權ナキモノ、氏名ヲ記載シタルモノ
- 五、被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ

●府縣會議員選舉ノ無効ト當選ノ無効トノ區別(明治三十三年二月  
大分縣文官普通試驗)

解説

選舉ノ無効トハ選舉其モノカ效力ヲ生セサルヲ謂ヒ當選ノ無効トハ選舉ハ有效ニ行



ハレタルモ投票カ無効ナルモノナリシカ又ハ最多數ノ投票ヲ得タル者カ被選舉資格ヲ有セザリシカ爲メ等ニ因リ其投票カ效力ヲ生セズシテ當選者ト爲ルコトヲ得サル場合ナリ故ニ選舉カ無効ナルトキハ當然ニ當選落選ノ問題ヲ生スルニ至ラサルモノナルモ一人ニ對スル當選、無効ハ其選舉ノ效力ニ影響ヲ及ホスモノニアラス

●選舉ノ無効及ヒ當選ノ無効ヲ説明スヘシ(明治四十三年三月 島根縣文官普通試驗)

解説

前問ノ答案ヲ参照スヘシ

●町村會ハ町村ノ行政ヲ監督スル權利アリヤ若シアリトセハ其監督方法如何(明治三十二年六月 新潟縣文官普通試驗)

解説

町村會ハ町村ノ行政ヲ監督スルノ權ヲ有ス之ヲ行フ方法ハ町村事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ又町村長ノ報告書ヲ請求スルニ在リ若シ不正不法ノ所爲アリタルトキハ之ヲ監督官廳ニ具申シ其處分ヲ仰クコトヲ得

●市町村ハ自治體ナリトセハ何故ニ市町村會ハ法令ニ依リテ認許セラレタル事ノ外議決權ヲ有セシメサルヤ(明治三十一年五月 岩手縣文官普通試驗)

解説

市町村ハ自治體ナリ而シテ其自治體タルヤ法律ニ依テ認メラレタルモノナレハ其市町村カ自治體トシテ行動スルハ即法律ニ依テ認メラレタル範圍内ニ於テセサルヘカラス此範圍ヲ超逸シテハ我國法上自治體ナルモノノ存在ヲ認メス而シテ市町村會ハ市町村タル自治體ノ議事機關ナレハ此自治體タル目的ノ範圍ヲ越ヘテハ議決權ノ及フヘキ所ナシ故ニ法令ニヨリテ認メタル以外ニ於テ議決權ヲ認メサル所以ナリ之レ國家カ自治體ヲ認メタル當初ノ意思目的ニ反スレハナリ

●郡會ノ決議スヘキ事件ハ何ナリヤ(明治三十三年四月 宮崎縣文官普通試驗)

解説

郡會ニ於テ決議スヘキ事項ヲ舉ケレハ左ノ如シ

第一 郡ノ歳入歳出豫算ヲ議定スルコト

第二 決算報告ニ關スルコト

法律學 地方制度



- 第三 法律命令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手数料及ヒ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スルコト
- 第四 不動産ノ處分並ニ買受讓渡ニ關スルコト
- 第五 積立金穀等ノ設置及ヒ處分ニ關スルコト
- 第六 歳入歳出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及ヒ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
- 第七 財産及ヒ營造物ノ管理方法ヲ定ムルコト但シ法律命令中ニ別段ノ規定ナキモノニ限ル
- 第八 其他法律命令ニ依リ郡會ノ權限ニ屬セシメラレタル事項

●郡會ノ違法決議ニ對スル郡長ノ處置如何(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試驗)

解説

郡會ノ違法決議ニ對シテハ郡長ハ自己ノ意見又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ直ニ其議決ヲ取消スカ又ハ之ヲ再議ニ付シ即其議決ヲ改メサル時之ヲ取消スニアリ(郡制第六十九條第一項)而シテ問題ハ「違法ノ議決」云々ト限定セルヲ以テ彼ノ公

益ヲ害スル議決ト認ムヘキ場合ハ此内ニ含有セサルモノト信スルヲ以テ説明セス但郡制第六十九條四項ヲ緝閱スレハ自ラ明瞭ナリ

●府縣制第八十六條中抹符セル所ヲ解釋スヘシ(明治三十二年三月 福井縣文官普通試驗)

府縣制第八十六條

府縣會召集ニ應セヌ又ハ成立セサルトキハ府縣知事ハ内務大臣ノ指揮ヲ請ヒ處分スルコトヲ得

(本問ハ舊府縣制ニ於ケル問題ニシテ現行府縣制第八十五條ニ相當スルモノナルヲ以テ現行法ノ問題トシテモ亦應用スルコトヲ得ヘシ)

解説

一、召集ニ應セス

府縣會召集ニ應セストハ府縣制ニ於テ府縣會ハ府縣知事之ヲ召集ストアルヲ以テ定期ト臨時トヲ問ハス府縣會ノ開會ヲ要スルハ府縣會ノ一分子タル議員ニ向テ召集狀ヲ發スルナリ此場合ニ於テ出席議員開會スルヲ得ヘキ定數ニ滿ツル迄ノ人員出席セサルトキハ開會スル能ハサルヲ以テ假令一二人ノ出席アルモ府



縣會召集ニ應シタリト云フコトヲ得サルヲ以テ此場合ハ即チ本間ノ府縣會召集ニ應セサルモノトス

二、成立セサルトキ

一人一個ノ働キハ單獨一人ノ組織既ニ自然ノ成立アルヲ以テ一人一個ノ意思ノ發表ニ依リテ直チニ外部ニ向テ有效ノ働キヲ爲スヲ得レトモ合議制ニ依リ組織セレタル團體ノ意思ハ苟モ其意思ノ發表ニ付テハ外部ニ向テ有效ノ働キヲ爲ス迄ニ内部ノ組織完全セサレハ其團體ノ組織成立セリト云フコトヲ得ス故ニ府縣會ニ於テモ定數ノ議員出席シタル後即チ府縣會召集ニ應シタル後議長選舉ヲ了ハリ其會ノ議決ハ直チニ外部ニ向テ府縣會ノ議決トシテ働キヲ爲ス迄ニ進行セサレハ成立シタリト云フコトヲ得ス換言スレハ府縣會ノ成立ニハ開會ヲ爲シ得ヘキ定數ノ議員出席スルコト及議長ノ選舉ヲ行ヒ議長ノ就任アルコトヲ必要トスルカ故ニ唯定數ノ議員出席シ議長ノ選舉ヲ行ヘタリト云フノミニテハ府縣會ハ成立セサルナリ

●府縣會ノ解散ハ何人カ如何ナル手續ヲ以テ命スルカ(同上)

解説

府縣會ノ解散ハ舊府縣制ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ命スルモノト爲シタリシモ現行府縣制ニ於テハ解散ヲ命スルノ權ハ元首ノ大權ニ屬シ内務大臣其裁可ヲ乞フテ之ヲ決行スヘキモノト爲セリ蓋シ解散ハ議員ニ對スル一ノ處分令ニシテ一般臣民ニ對スル效力ヲ有スルモノニアラサルカ故ニ敢テ必スシモ勅令ニ依ルコトヲ必要トスルモノニアラサレハナリ

●市參事會ノ組織並ニ職務ヲ述ヘ郡參事會ト異ナル點ヲ舉ケヨ

(明治四十三年三月  
島根縣文官普通試験)

解説

第一 市參事會ノ組織

市參事會ハ市長及ヒ助役(東京市ニ於テハ三名京都大阪ニ於テハ二名其他ノ市ニ於テハ一名)並ニ名譽職參事會員(東京ハ十二名京都大阪ハ九名其他ノ市ハ六名)ヲ以テ組織セラル

第二 市參事會ノ職務

法律學 地方制度



(イ) 市參事會ノ職務ノ主タルモノハ市會ノ議案ヲ發案シ其議決ヲ執行シ且ツ市ヲ代表シテ市ノ行政ヲ統括スルノ點ニアリ其他

(ロ) 市有財産及市ノ設置ニ係ル營造物ヲ管理シ若シ特ニ管理者在ルトキハ其事務ヲ監督スルコト

(ハ) 市ノ收入支出ノ命令ヲ爲シ且ツ會計上ノ監督ヲ爲スコト

(ニ) 訴訟和解等ニ付キ市ヲ代表スルコト

(ホ) 市ノ公文書類其他權利ニ關スル證書等ヲ保管スルコト

(ヘ) 市税使用料手数料加入金及ヒ夫役現品ノ賦課徵收ヲ爲スコト

(ト) 市吏員ノ監督及ヒ懲戒ヲ爲スコト

第三 市參事會ト郡參事會ト異ナル點

市參事會ハ市ノ執行機關タル地位ヲ有スルモノナルモ郡參事會ハ郡會ト等シク一ノ議決機關タルニ過キス是レ兩者ノ間ニ於ケル重要ナル差異ノ點ナリトス

●市參事會ト府縣參事會トノ異同ヲ辯セヨ (明治四十二年四月 山口縣文官普通試驗)

解説

第一 兩者ノ異ナル點

市參事會ハ市ノ執行機關ナルモ府縣參事會ハ純然タル府縣ノ議決機關ナリ是レ兩者ノ間ニ存スル重要ノ差異ナリ

第二 兩者ノ同一ナル點

(イ) 兩者ハ共ニ合議制ノ機關ナリ

(ロ) 兩者ハ共ニ人格ナキ機關ナリ

(ハ) 兩者ハ共ニ名譽職參事會員ナルモノヲ有ス

●市町村ノ法規設定權ヲ説明スヘシ (明治三十四年一月 宮城縣文官普通試驗)

解説

法規設定權ハ其源ヲ市町村ノ自主權ニ根基スル所ノ命令作用ニシテ市町村條例ナル形式ヲ以テ表ハルルモノナリ而シテ此條例ヲ發シ得ヘキ場合ハ左ノ要件ヲ具フルヲ必要トス

一、市町村事務ノ範圍内ニ於テ設定スルコト

二、市町村制ニ條例ヲ許セルカ又ハ明文ヲ設ケサル場合はレナリ



●市町村條例ト市町村規則トノ差別如何(明治三十二年三月福井縣  
明治三十三年四月岐阜縣文官普通試驗  
明治四十二年三月北海道)

條例ト云ヒ規則ト云ヒ等シク市町村カ命令權ヲ行フ爲メニ設クル所ノ法規ナルモ條例ハ市町村ノ組織又ハ市町村住民ノ權利義務ヲ規定シ規則トハ市町村ノ營造物ノ組織及其使用法ヲ規定スル法規ナリ

今市町村制ニ依レハ兩者ノ間ニ其設定權ノ基礎ニ於テ大ナル差アリ即規則ノ設定ニハ唯國家ノ監督ヲ受クルヲ以テ足ルモ條例設定權ハ制限ヲ受ク即法律ニ明文ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ許シタル場合若クハ法律ニ明文ナクモ自主權ヲシ許タル場合ニ限ル要スルニ規則ハ一般ニ涉リ規定シ得ルモ條例ハ制限ヲ受クルノ差アリ

●市町村公吏ノ性質ヲ説明スヘシ(明治三十四年一月  
宮城縣文官普通試驗)

解説

市町村ノ公吏ハ市町村ノ機關ニシテ而カモ執行機關ナリ市町村ノ事務執行ノ責ニ任スルモノナリ而シテ其市町村ニ對スル關係ハ恰モ官吏カ國家ニ對スル關係ノ如シ矣

●府縣吏員ノ義務ヲ説明スヘシ(明治三十四年十一月  
長崎縣文官普通試驗)

解説

府縣吏員ハ府縣ノ公吏ナリ府縣制ニ據テ設ケラレタルモノニシテ府縣知事ノ任命スル所ナリ而シテ其職務ハ府縣制ニヨリ府縣知事ノ職務ニ屬スル事務ヲ補助シ時ニ或ハ知事ノ代理行爲ヲナス場合アリ故ニ府縣吏員ノ知事ニ對スル關係ハ恰モ府縣ノ官吏(事務官其他ノ)カ知事ニ對スル關係ノ如ク亦府縣吏員ハ府縣團體ノ公吏ナルヲ以テ其奉仕スル府縣團體ニ對シテハ職務ニ精勵シ且忠實ナルヲ要スルコト恰モ國家ノ機關タル官吏カ其奉仕スル國家ニ對シテ忠順勤勉ナラサル可ラサルカ如シ  
要之府縣吏員ハ府縣團體ノ機關ニシテ而カモ府縣行政執行ノ機關タル知事ノ補助機關ナリ而シテ問題ニ所謂義務トハ果シテ如何ナルモノカ之ヲ府縣制其他ノ行政法規ニ照査スルモ判然適確ナル規定ヲ不見ト雖トモ府縣制ノ精神ヨリ府縣吏員ノ性質ニ鑑ミ之ヲ抽象的ニ考覈スルトキハ蓋シ官吏ト同シク其府縣ニ對シテハ忠順勤勉ニシテ熱誠ナルニ在リトス矣

●左ノ各號ヲ説明スヘシ(明治四十三年三月  
島根縣文官普通試驗)

法律學 地方制度



解説

(イ)市町村條例(ロ)普通水利組合(ハ)不均一賦課

第一 市町村條例

前ニ説明シタル所ヲ参照スヘシ

第二 普通水利組合

普通水利組合トハ府縣稅又ハ郡費ノ支辨ニ屬セサル水利土功ニ關スル事業ニシテ市町村若クハ町村組合カ其經理ヲ爲ササル場合ニ設置セラルル所ノ水利組合ノ一種ニ屬シ川濇水路等專ラ土地ノ保護ニ關スル事業ヲ目的トスル公益法人ナリ

第三 不均一賦課

不均一賦課トハ市町村稅ヲ賦課スルニ當リ其市町村ノ全部ニ對シテ平等均一ニ賦課スルコトナク土地物件ノ使用者若クハ其使用ノ區域ニノミ賦課スルヲ謂フ此方法ハ一ノ例外ナルヲ以テ之ヲ爲スニハ府縣參事會若クハ郡參事會ノ許可ヲ得サルニヘカラス

●府縣郡市町村ハ如何ナル收入ヲ以テ其支出ニ充ツルモノナリヤ

(明治三十一年三月) 長野縣文官普通試驗

解説

一、府縣ハ其府縣ノ收入ヲ以テ其費用ニ充ツルモノニシテ即府縣稅ナルモノ之レナリ而シテ此府縣稅トシテ徵收スヘキ稅目並ニ賦課徵收ノ方法ハ地方稅規則及府縣制等ニヨリテ定マル

今地方稅規則ニ依レハ其稅目ハ地方稅地租割(地租三分ノ一以内)營業稅雜種稅及戶數割等ニシテ之レ等ノ賦課徵收ノ方法ハ府縣會ノ議決ニ一任シタル如ク見ユ

其他府縣制ニ於テハ府縣知事カ一定ノ手續ヲ經テ其府縣ノ全部又ハ市制施行ノ地ニ(1)家屋稅ヲ賦課シ及(2)家屋稅又ハ戶數割ノ全部又ハ一部ニ對スル步役又ハ現品ノ代納ヲナサシメ及(3)步役現品ヲ增課スルコトヲ得而シテ此等ノ府縣稅ノ賦課方法ハ寧ロ直接ニ府縣内ノ市町村住民ニ賦課スルヲ以テ原則トス又徵收ノ手續モ法律命令ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外各市町村長ニ於テ市町村稅徵收ノ手續ニ從テ徵收スルコトナレリ要スルニ府縣ハ其府縣内ヨリ徵收スル府縣稅ヲ以テ其支出ニ充ツ



郡ハ其郡ノ費用ニシテ府縣稅ノ支辨ニ屬スルモノハ之ヲ府縣稅ヨリ支出シ其他ハ郡稅ヲ徵收シテ支辨ス其徵收方法ハ郡稅ハ直接ニ郡内町村ノ住民ニ賦課スルニアラヌシテ郡ヲ組織スル各町村ニ賦課シ各町村ハ更ニ之ヲ町村ノ豫算ニ編入シテ町村稅トシテ徵收シ其總額ヲ郡ノ金庫ニ收ムルニアリ

三、市町村ノ財產ヲ大別シテ二種トシ基本財產及消費財產トス前者ハ現物ヲ消費スルコトナクシテ其收入スルモノヲ云フ後者ハ現物ヲ消費スル財產ニシテ市町村稅及雜收入トス

而シテ市町村ノ歳入トシテ收入スル處ノモノハ市町村稅及雜收入ニシテ之レ等ノ收入ヲ以テ其支出ニ充ツ

市町村稅ハ國稅ト同シク絶對的ニ一個人ノ財產ノ一部分ヲ徵收スルモノニシテ其賦課方法ノ異ナルニ從ヒ附加稅及特別稅ノ二種トナル

雜收入ハ市町村稅以外ノ一切ノ收入ヲ總稱ス其主ナルモノハ基本財產ノ收入使料手數料過怠金及過料等ナリ

●郡費賦課ノ方法如何(明治三十三年四月)  
(岐阜縣文官普通試驗)

解説

郡費ハ郡有財產ヨリ生スル收入及其他ノ收入ヲ以テ充ツルモノノ外之ヲ郡内各町村ニ分賦ス即郡内在住ノ人民ニ對シテ直接ニ賦課スルニ非スシテ郡ヲ組成スル町村ヘ賦課スルニアリ(郡制第八十九條)其分賦ノ割合ハ其豫算ノ屬スル年度ノ前々年度ニ於ケル各町村ノ直接國稅府縣稅ノ徵收額ニ依ルヲ原則トス(第九十條國稅府縣稅ノ徵收額トアルヲ以テ二者ヲ合算シテ之ニ一定ノ率ヲ乘スルニアリ但場合ニヨリテハ監督官廳ノ許可ヲ得テ特別ノ分賦割合ヲ定ムルコトヲ得ルハ勿論ナリ

●使用料手數料及町村稅ノ性質ヲ説明スヘシ(明治三十四年三月)  
(宮城縣文官普通試驗)

解説

使用料手數料及町村稅共均シク町村ノ公法上ノ收入ナルモ其性質ヲ説明分說スレハ左ノ如シ

(一) 町村稅 ハ町村内在住ノ人民ノ財產(負擔力)ノ多少ニ應シテ賦課徵收スルモノナリ而シテ之レヲ町村ノ一般的費用ニ充當シ以テ其費消ノ目的ヲ限定セサルヲ本則トス而カモ例外トシテ目的ヲ定メテ徵收スヘキモノハ之レヲ其目的ノ



用途ニ使用スル場合アルヘシ

- (二) 使用料 ハ其町村内ノ住民ニ限リ又ハ住民ニ限ラス一般ニ町村ノ財産及營造物ヲ使用シタル者ヨリ報酬トシテ收入スル一ノ料金ナリ
  - (三) 手数料 ハ町村カ特ニ一人ニ對シテ利益ヲ與ヘタル場合ニ徴收スル所一ノ料金ニシテ使用料ト同シク一ノ報酬ナリ
- 以上其要旨ヲ概説シタリ而レトモ此問題ハ行政法上ノ問題トシテハ重要ニシテ旨味多キヲ以テ研究ノ價值アリト思料シタルヲ以テ聊カ記シテ讀者ノ注意ヲ惹起ス

●左ノ法條ヲ説明スヘシ(明治三十二年三月  
長野縣文官普通試驗)

町村制第六十二條ニ收入役ハ町村長及助役ヲ兼スルコトヲ得ス

解説

之レ收入役ヲシテ絶對ニ町村長及助役ヲ兼スルコトヲ否認スル法文ナリ今何故ニ斯ル制限ヲ設クルヤ其立法ノ主旨ヲ窺フニ蓋シ町村長ハ町村ノ收入支出ニ付テハ之レカ命令ヲナスモノニシテ恰モ支拂命令官ト測定官トノ如ク而シテ收入役ハ町村長ノ

命令ニ依テ初メテ現金ヲ收入支出スルモノニシテ一ノ收入官吏並ニ出納官吏ニ外ナラス故ニ若シ之ヲ相兼スルコトヲ得ルトセハ收入役ハ收入支出ニ付全權ヲ掌リ爲メニ財政ノ紊亂ヲ來スコトナキヲ保セス之レ之ヲ禁スル所以ナリ

●市町村内ノ一部落カ財産ヲ所有スルモ特別ノ機關ヲ設ケテ之ヲ處理セサル場合ニ於テ其部落並ニ財産ノ地位如何(明治三十四年一月  
宮城縣文官普通試驗)

解説

此場合ニ於テハ財産ハ市町村全體ノ有ニ歸シ從テ其部落ハ之ニ對スル特有ノ權利ヲ失ヒ只市町村ノ一分子トシテ間接ニ其利益ヲ受クルニ過キス但反對説アルコトニ注意スヘシ

●町村監督ノ目的及之ヲ達スル方法ヲ述ヘヨ(明治三十一年五月  
岩手縣文官普通試驗)

解説

町村ハ一ノ地方自治團體タルト同時ニ又國家ノ最下級ノ行政區畫タリ故ニ町村カ自治ノ目的ヲ達シ法律ノ範圍内ニ於テ正常ナル行動ヲ爲シ得ルヤ否ヤハ直接國家ノ利



害休戚ニ關スルヲ以テ國家ハ常ニ之ヲ監督スルノ必要アリ故ニ今市町村制ノ理由書ニヨリ其監督ノ目的ヲ概説スレハ

- 一、法律有效ノ命令及官廳ヨリ其權限内ニテ爲シタル處分ヲ遵守スルヤ否ヤヲ監視スルコト
- 二、事務ノ錯亂滯滞セルヤ否ヤヲ監視シ時宜ニ於テハ強制ヲ施スコト（市制第一一七條町村制第一二二條）
- 三、公益ノ妨害ヲ防キ殊ニ市町村ノ資力ヲ保持スルコト等之レナリ  
以上ノ目的ヲ達スル爲メノ方法ハ凡ソ左ノ如シ
- 一、市町村ノ重役ヲ認可シ又ハ臨時町村長助役ヲ選任スルコト（町村制第五九條第六〇條第六一條第六二條）
- 二、議決ヲ許可スルコト（町村制第一二六條第一二七條）
- 三、行政事務ノ報告ヲナサシメ書類帳簿ヲ査閲シ事務ノ現況ヲ視察シ並ニ出納ヲ檢閲スルコト（町村制第二二條）
- 四、強制豫算ヲ命スルコト（町村制第一二二條）
- 五、上班ノ參事會ニ於テ代テ議決ス（町村制第一二三條）

- 六、町村會ノ議決ヲ停止スルコト（町村制第六八條一項）
- 七、懲戒處分ヲ行フコト（町村制第一二八條第一二九條）
- 八、町村會ヲ解散スルコト（町村制第一二四條）  
等之レナリ

●町村住民ノ權利義務ニ關シ町村會ノ議決ニ不服ニシテ郡參事會ニ訴願シ郡參事會ノ裁決ニ不服ニシテ府縣參事會ニ訴願シ府縣參事會ノ裁決ニ不服ニシテ行政裁判所ニ出訴セントスルトキハ前町村會郡參事會府縣參事會何レヲ對手トスルヤ（明治三十一年三月）  
靜岡縣文官普通試驗

解説

本問ノ場合ニ於テハ最初議決ヲナシタル町村會ヲ對手トシテ出訴スルモノトス凡ソ訴訟ノ對手ハ直接ニ其權利義務ニ付テ利害ノ關係ヲ有スルモノナラサルヘカラス此場合ニ於ケル町村會ハ當初住民ノ權利義務ニ關シテ直接ニ是非ノ議決ヲナシタルモノナレハ其對手タルヤ必セリ換言スレハ住民ノ權利義務ニ付テ不服ナル議決ヲナシタル其源ハ町村會ナルヲ以テナリ假令郡參事會及府縣參事會ノ裁決ヲ等シク不



服ナリトスルモ之レ直接ニ住民ノ權利義務ニ付裁決シタルニアラスシテ町村會ノ議決ニ對スル訴願ニ付テ裁決シタルニ過キサレハ之ヲ以テ住民ノ權利ヲ毀損シタルモノト言ヒ難シ果シテ然ラハ當初ノ根源ヲナシタル町村會カ對手タルヤ必セリ況ンヤ參事會ノ裁決ニ不服ナルハ即チ町村會ノ議決ニ不服ナル所以ナルニ於テヲヤ

### 第五部 刑法

●刑法ト刑事訴訟法トノ關係ヲ説明スヘシ(明治三十二年三月 長野縣文官普通試驗)

刑法トハ國家カ違法ト認ムル行爲並ニ之ニ對スル刑罰ヲ規定シ刑事訴訟法ハ違法行爲者ヲ所罰スルノ手續方法ヲ規定スルモノナリ即如何ナル所爲ハ犯罪ヲ構成スルカ之レニ如何ナル刑ヲ適用スヘキヤハ刑法ニ規定スル所ニシテ如何ニシテ法定ノ刑罰ヲ犯者ニ科スヘキヤノ手續方法ニ至テハ刑事訴訟法ノ規定スル所ナリ故ニ刑法ヲ制定シテ單ニ罪ト刑トヲ規定スルニ止マラン乎如何ニシテ犯者ニ法定ノ刑罰ヲ科スヘキヤ將タ如何ニシテ刑罰權ヲ實行スヘキヤ其據ルヘキ所ナキニ至リ刑法存スルモ其

效ナク刑罰權ハ空權タランノミ是ニ於テカ一方ニ於テハ罪ト刑トヲ定ムルト同時ニ他方ニ於テハ之ヲ實行處分スル所ノ手續方法ヲ制定スルノ必要アリ如斯實體法アリテ而シテ後訴訟法存在スルモノナレハ實體法ト訴訟法トハ目的ト手段トノ關係ヲ有スルモノナリ

●刑罰ノ種類ヲ列舉スヘシ(明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)

#### 解説

現行刑法ニ於テ認メラルル刑罰ノ種類ヲ舉示スレハ左ノ如シ

- 第一 死刑
- 第二 懲役
- 第三 禁錮
- 第四 罰金
- 第五 拘留
- 第六 科料

以上六種ノ刑罰ヲ以テ主刑ト爲ス



第七 沒收 之ヲ附加刑ト爲ス

解説

●刑ノ執行猶豫ノ條件如何(明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試験)

刑ノ執行猶豫ヲ爲スニハ現在ノ事實ニ關スルモノト過去ノ經歷ニ關スルモノトノ二個ノ條件ヲ具備スルコトヲ必要トス

第一 現在ノ犯罪ニ付テハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル者ナルコトヲ要ス、之ヲ二年以下ノモノニ限リタルハ刑ノ執行猶豫ハ短期ノ自由刑ヨリ生スル弊害ヲ避クルヲ目的トスルモノナルニ因ル

第二 犯人過去ノ經歷ニ付テハ前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者又ハ前ニ禁錮以上ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者タルコトヲ要ス、此條件ヲ設ケタルハ蓋シ是ニ適合セサル者ハ執行ヲ猶豫スルモ其效果ヲ全フスルコトヲ得サルヘケレハナリ又右ノ「處セラレタル者ト」云フ中ニハ大赦ヲ受ケタル者又ハ前ニ執行猶豫ヲ完フシタル者ヲ包含セサルモノナリ

以上二個ノ條件ヲ備フル者ハ刑ノ執行猶豫ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖トモ必ス之ヲ爲ササルヘカラサルニアラス之ヲ爲スト否トハ一ニ裁判所ノ職務上ノ裁量ニ依リ情狀ニ照シテ決定スヘキモノナリ

●正當防衛ノ成立條件ヲ説述スヘシ(明治四十二年八月 新潟縣文官普通試験)

解説

正當防衛ハ急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムヲ得サルニ出テタル加害行為ニシテ其性質上適法ナルカ爲メ一般ノ場合ニ於テハ犯罪タルヘキ行為ノ違法性ヲ阻却スルモノナリ而シテ其成立ニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ必要トス

第一 急迫不正ノ侵害アルコトヲ要ス、但其侵害ハ必スシモ刑法ノ適用ヲ受クヘキ行為タルコトヲ要スルモノニアラス

第二 防衛行為ハ不正ノ侵害者ニ對シテ行ハルコトヲ要ス、故ニ侵害者ニアラサル者ニ對スル加害行為ハ或ハ緊急避難行為ト爲ルコトアルヘシト雖トモ所謂正當防衛行為ト爲ルモノニアラス



第三 防衛ノ爲メニスル加害行爲ハ權利ヲ防衛スル爲メ已ムヲ得サルノ範圍内ニ於テ行ハルルコトヲ要ス、故ニ其範圍ヲ超ヘタル加害行爲ハ正當防衛トシテ違法性ヲ阻却スルモノニアラス但シ侵害ノ目的タル法益ト防衛行爲ニ因リ害セラレタル法益トハ均等ナルコトヲ要スルモノニアラス

解説

●罪ヲ犯スノ意ナキ所爲ト罪トナルヘキ事實ヲ知ラヌシテ犯シタルモノハ性質如何ナル區別アリヤ例ヲ擧ケテ説明スヘシ(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試験)

- 罪ヲ犯スノ意ナク又罪トナルヘキ事實ヲ知ラヌシテ犯シタル所爲ハ共ニ犯意ヲ缺クニ基ク無罪ノ場合ナリト雖モ其性質上ノ區別ヲ求ムレハ
- 一、前者ハ國法カ罪ト認メタル所ノ所爲ヲ行フノ意思ナカリシモ注意ヲ缺キタル爲メニ偶々其結果ノ發生セシメタル行爲ヲ云フ通常之ヲ過失ト稱ス、(過失ニヨリ過失犯生スルコトアリ)
  - 二、後者ハ犯人ノ行フタル所爲ノ目的物若クハ手段ニ犯罪構成ノ要素ノ具ハルコトヲ犯人自身カ覺ラサリシ場合ヲ云フ

故ニ一ノ場合ハ直接ニ犯意ナカリシコトヲ證明シ二ノ場合ハ直接ニ所爲ノ目的物又ハ手段ニ犯罪構成ノ要素アルコトヲ知ラサリシ點ヲ證明スルヲ要スル差異アリ二三例ヲ擧クレハ左ノ如シ

銃獵者カ銃獵ノ際過テ人ヲ殺シタル場合ノ如キハ前者ノ例ニシテ自己ノ所有物ナリト信シテ持歸リタルニ偶々他人ノ物ナリシトキ又ハ處女ト信シテ通シタルニ有夫ノ婦ナリシ場合ハ後者ノ例ナリ

●法律不知ト事實ノ不知トノ刑法上ノ責任如何(明治三十九年四月 山梨縣文官普通試験)

解説

法律ノ不知及ヒ事實ノ不知ハ共ニ所謂錯誤ノ問題ニ屬スルモノニシテ其刑法上ノ責任ハ左ノ如キ區別ヲ生ス

第一 法律ノ不知

(イ) 刑罰法令ノ存在ヲ知ラスシテ罪ヲ犯シタル者ハ單ニ其法律ノ不知ノミヲ以テ罪ヲ犯スノ意思ナキ者ト云フコトヲ得サルカ故ニ其者ハ刑法上ノ全責任ヲ負ハサルヘカラス但シ其情狀如何ニ因リテハ其刑ヲ減輕セラルルコトアル



(ロ) 刑罰法令以外ノ法令ノ不知ハ刑法上ヨリ見テ亦一ノ事實ノ不知ニ外ナラサルヲ以テ次ノ場合ト同一ニ論スヘキモノナリ

第二 事實ノ不知

(イ) 罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラスシテ罪ヲ犯シタルトキハ其所爲ハ犯意ナキ所爲ナルヲ以テ刑法上ノ責任ヲ負ハサルヲ原則トス但シ法律ニ特別ノ規定アル場合ハ其責任ヲ負ハサルヘカラス例ヘハ過失犯ノ場合ノ如シ

(ロ) 罪ト爲ルヘキ事實ノ存在スルコトハ認識スルモ其認識シタル所ト實在ノ事實ト異ナリタル場合例ヘハ甲ナリト信シテ發砲シタルモ乙ナリシ場合ノ如キハ犯意ヲ缺クモノニアラサルヲ以テ常ニ其責任ヲ負ハサルヘカラス

●左ノ語ヲ説明スヘシ(明治三十九年四月 山梨縣文官普通試驗)

未遂犯、不能犯、中止犯

解説

第一 未遂犯トハ犯罪行為ノ實行ニ着手シ又ハ其實行々爲ヲ終結スルモ犯人意外ノ

障礙舛錯ニ因リテ其實行ヲ終結スルコトヲ得ヌ又ハ犯人ノ企圖シタル結果ヲ生スルニ至ラザリシ場合ヲ謂フ

第二 不能犯トハ犯罪カ其手段若クハ目的ノ不適合ナルカ爲メニ既遂ニ至ルコト能ハサル状態ヲ謂フ

第三 中止犯トハ犯人カ一旦犯罪ノ實行ニ着手スルモ其任意ニ實行ヲ終結セサル場合及ヒ既ニ實行ハ終結シタルモ任意ニ其結果ノ發生ヲ妨止シタル場合ヲ謂フ

●併合罪トハ何ソヤ(明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)

解説

併合罪トハ同一犯人ニ依リテ確定裁判ヲ經サル前ニ犯サレタル數罪相互ノ關係ヲ謂フ故ニ併合罪ハ各罪ヲ併合シテ一罪ト爲スモノニアラスシテ各罪ハ尙ホ依然トシテ獨立ノ存在ヲ保チ單ニ之ヲ併合シテ處斷スルニ過キサルモノナリ

●自首減刑ト宥恕減刑トノ區別及理由ヲ説明スヘシ(明治四十二年八月 新潟縣文官普通試驗)

解説



宥恕減刑ナル文字ハ舊刑法ニ用ヘラレタル所ニシテ新刑法ニ於テハ之ヲ用フルコトナシト雖トモ其實質ハ新刑法ニ於ケル法律上ノ減輕中自首減輕ヲ除キタルモノト殆ント相一致ス而シテ此兩者ノ間ニ存スル區別ノ重ナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ

甲 自首減輕ニ於テハ其減輕ノ事由犯罪ノ成立後ニ生スルモノナルモ其他ノ法律上減輕ハ犯罪ノ當時ニ減輕ノ事由存スルモノナリ

乙 自首減輕ハ常ニ相對的ニシテ之ヲ與フルト否トハ裁判官ノ裁量ニアルモ其他ノ法律上減輕ニハ必ス之ヲ爲ササルヘカラサル絕對的ノモノアリ例ヘ中止ノ減輕心神耗弱者及ヒ癡癡者ノ行爲ノ如シ

丙 自首減輕ハ犯人自ラ進ンテ首服シ來ルトキハ犯罪捜査ノ職責アル官房ニ於テ犯人ヲ捜査スル手數ヲ省キ誤ツテ無辜ノ人ヲ逮捕シ及處罰スルノ憂ナク犯罪必罰ノ原則ヲ實行スルニ利便ナリトノ理由ニ出ツルモノナルモ其他ノ法律上ノ減輕ハ其犯情若クハ犯人ノ能力ニ於テ全責任ヲ負ハシムルコトヲ得サル事情アルカ又ハ中止犯ノ如ク犯罪ヲ既行セシメサランコトヲ欲スル刑事政策ノ必要ニ出ツルモノナリ

●謀殺犯ト故殺犯トノ區別ヲ示セ(明治三十三年四月 岐阜縣文官普通試驗)

解説

謀殺故殺ハ共ニ故意ヲ以テ不法ニ他人ノ生命ヲ斷ツ所ノ所謂殺人行爲ナルモ此兩者ハ左ノ如キ區別アリ

(イ) 謀殺トハ豫謀ニ基ク殺人行爲即チ殺意ヲ決行スルニ深思熟慮ヲ費シタル後ニ於テ爲スモノヲ謂ヒ

(ロ) 故殺トハ豫謀ナク單ニ突然殺意ヲ生シテ人ヲ殺ス場合ヲ謂フ  
附言 謀殺ト故殺トヲ區別スルハ舊刑法ニ於テハ重要ノ實益存セシト雖トモ新刑法ニ於テ其刑ニ付キ何等ノ區別ヲ設ケサルヲ以テ是レカ區別ヲ爲スノ實益殆ントナキニ至リ唯裁判官カ其刑ヲ量定スルニ多少ノ參考ト爲ルニ過キサルモノナリ

●毆打致死ト過失殺及ヒ故殺ノ差異ヲ問フ(明治三十九年四月 山梨縣文官普通試驗)

解説

本問ニ付テハ左ノ三箇ニ分チテ説明スルヲ便宜ナリトス



第一 毆打致死ト過失殺トノ差異

殺人ノ故意ヲ缺ク點ニ於テハ毆打致死ト過失殺トニ異ナル所ナシト雖トモ毆打致死ニ於テハ不法ニ他人ノ身體ヲ傷害スルノ故意ヲ存スルモ過失殺ニ於テハ此ル故意モ存スルコトナシ

第二 毆打致死ト故殺トノ差異

毆打致死ニ於テハ單ニ他人ノ身體ヲ傷害スルノ故意ヲ有スルニ止マリ殺人ノ故意ヲ缺クモノナリト雖トモ故殺ハ殺人ノ故意ヲ以テ人ヲ殺スモノナリ

第三 過殺ト故殺トノ差異

過失殺ニ於テハ殺人ノ故意ハ勿論傷害ノ故意ヲモ有セサルモノナリト雖トモ故殺ニ於テハ人ヲ殺スノ故意ヲ以テ之ヲ死ニ致スモノナリ

第六部 刑事訴訟法

●公訴ト私訴ハ其性質及ヒ目的ニ於テ如何ナル差異アリヤ其理由ヲ詳述スヘシ(明治三十四年三月)  
(鳥取地方裁判所書記試験)

解説

公訴トハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用ルニ爲メニ社會ノ名ニ於テ爲ス裁判上ノ請求ヲ謂ヒ私訴トハ犯罪ヲ原因トシテ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償若クハ贓物ノ返還ヲ目的トシテ被害者ヨリ犯人其他私訴負擔者ニ對シテ爲ス裁判上ノ請求ヲ謂フ故ニ此兩者ハ其性質並ニ目的ヲ異ニス今左ニ之ヲ分説セン

イ、性質上ノ差異 凡ソ犯罪アレハ國家ハ必ス其害ヲ受クルモノナリ故ニ國家ハ夫レ自體ノ生存ヲ維持シ其安寧秩序ヲ保持スルニ於テ犯人ヲ罰スルノ必要ヲ生ス之レ公訴權ノ發生スル所以ナリ故ニ公訴ハ犯罪ノ場合ニ發生スルヲ原則トス反之私訴ハ犯罪ノ種類ニヨリ或ハ生セサルコトアリ而シテ犯罪ニヨリテ公益ヲ害スルト同時ニ又一私人ニ損害ノ及フモノアリシトキ例之人ノ身體財產ノ害ヲ加ヘタル犯罪之レナリ私訴ハ此場合ニ於テ發生ス即此場合ニハ公訴訴並ヒ起ルモノナリ此ノ如ク公訴ト云ヒ私訴ト云ヒ共ニ一ノ犯罪ヨリ生スルモノニシテ其原因ヲ同フスルト雖モ一タヒ其源ヲ出ツルヤ二者各獨立シテ其目的ノ方向ニ進行スルモノナリ要スルニ公訴ハ公安ヲ害シタルヲ以テ起リ私訴ハ公訴ニ伴フ犯罪カ原因トナリテ一私人ノ私法上ノ權利ヲ害シタル場合ニ



起ルモノナリ故ニ公訴權ハ國家ニ屬シ私訴權ハ被害者ニ屬ス  
 ロ、目的上ノ差異 公訴ノ目的ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルヲ目的トスルモノニ  
 シテ法律ニ依リ檢事之ヲ行フモノナリ(第一條)私訴ハ犯罪ニヨリ生シタル損  
 害ノ賠償、贓物ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス(第  
 二條)

●公訴ト私訴トノ區別如何(明治四十一年四月名古屋地方裁判所書記試驗)  
 (明治四十二年八月札幌地方裁判所書記試驗)

解説

公訴ト私訴トハ同一犯罪事實ヲ原因トシテ發生スル請求權ニシテ而カモ同一刑事裁  
 判所ニ於テ審理裁判スルモノナリト雖トモ此兩者ハ左ノ點ニ於テ差異アルモノナリ  
 第一 兩者ハ其性質ニ於テ異ナル  
 第二 兩者ハ其目的ニ於テ異ナル  
 (右二箇ノ差異ハ前ニ説明シタルヲ以テ參照スヘシ)  
 第三 兩者ハ其原告ヲ異ニス、即チ公訴權ハ社會ニ屬シ國家之カ原告タリ私訴ハ  
 被害者ニ屬シ被害者即チ原告ナリ

第四 兩者ハ其被告人ヲ異ニス、即チ公訴ハ犯罪者ニ對シテノミ提起セラルルモ  
 私訴ハ犯人ハ勿論民事擔當人又ハ贓物ノ占有者ニ對シテモ提起セラル  
 第五 公訴ニ付テハ親告罪ヲ除クノ外職權主義勵行主義行ハルルモ私訴ニハ常ニ  
 處分權主義行ハレ之ヲ提起スルト否トハ一ニ被害者ノ隨意ニ依ル  
 第六 兩者ハ其消滅原因ヲ異ニス、即チ公訴ニハ(一)被告人ノ死去(二)告訴ノ拋  
 棄(三)確定判決(四)刑ノ廢止(五)大赦(六)時效等六箇ノ消滅原因存スルモ私訴  
 ニハ(一)拋棄又ハ和解(二)確定判決(三)時效ノ三消滅原因アルニ過キス

●公訴ト私訴トノ區別並ニ消滅原因如何(明治三十二年三月新潟地方裁判所書記試驗)  
 (明治四十年四月盛岡地方裁判所書記試驗)

解説

前問ノ解説ヲ參照シテ答案ヲ附スヘシ

●公訴權消滅ノ原因ヲ列記シ且其理由ヲ詳述スヘシ

(明治三十四年四月大分地方裁判所書記試驗)  
 (明治四十二年三月山形地方裁判所書記試驗)

●公訴ハ如何ナル事項ニ因テ消滅スヘキモノカ詳説スヘシ

(明治三十三年三月福岡地方裁判所書記試驗)



●公訴消滅ノ各原因ヲ明示スヘシ(明治三十四年五月  
佐賀地方裁判所書記試験)  
解説 (本解説ハ右ノ三問ニ共通スルモノナリ)

公訴消滅ノ原因アルトキハ訴ヲ提起スルコトヲ得ス一度起リタル訴ハ爲メニ消滅ス  
ルモノトス以下公訴消滅ノ原因タル事項ヲ逐次説述ス可シ

第一 被告人ノ死去(以下刑訴第六條)

公訴ノ目的物タル被告人ニシテ死亡スルトキハ是レ刑ノ目的消滅ニ歸シタルモ  
ノナルカ故ニ亦公訴消滅ノ一原因ナリ故ニ被告人カ起訴前死亡シタルニ檢事之  
ヲ知ラスシテ起訴シタルトキニ於テモ又訴訟中死亡シタルトキニ於テモ共ニ公  
訴ハ消滅セサルヲ得ス

第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄 犯罪アレハ國家ハ自ら進  
シテ之ニ刑罰ヲ科シ故テ一私人ノ告訴ヲ待ツコトナキハ刑法上ノ原則ナリ然レ  
トモ之ト同時ニ又一ノ例外ヲ認メ脅迫誹毀姦通略取誘拐狼襲家畜殺傷等ノ所謂  
親告罪ニ付テハ公益上被害者ノ告訴ヲ待テ然ル後刑罰ヲ科スルノ主義ヲ採リタ  
ルニ因リ此等ノ犯罪ニ付テハ國家進シテ公訴權ヲ行フ者ニ非ス一ニ被害者ノ告  
訴ヲ以テ公訴成立ノ條件ト爲シタル者ナレハ被害者カ其告訴權ヲ拋棄シタルト

キハ公訴權モ亦消滅スヘキナリ而シテ被害者ハ已ニ告訴ヲ提起シタルト否トヲ  
問ハス又公訴カ既ニ起リタルト否トヲ論セヌ苟モ判決確定前ナルニ於テハ何時  
ナリトモ有效ニ拋棄スルヲ得ヘク從テ公訴權ノ消滅ヲ來スヘキハ論ナキナリ

第三 確定判決

確定判決トハ上訴又ハ故障ヲ以テ動カス可カラサルニ至リタル判決ヲ云フ故ニ  
其判決カ刑ヲ言渡シタルモノナルト無罪免訴ヲ言渡シタルモノナルトヲ問ハス  
公訴カ正當ニ使用シテハラレタルモノナレハ一事不再理ノ原則ニ基キ之ニ依リ  
テ公訴權ノ消滅ヲ來スハ素ヨリ當然ノコトナリトス

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

此場合ハ新法カ其所爲ニ刑ヲ科セサルヲ云フ換言セハ舊法ニ於テ犯罪ト認メタ  
ル所爲ヲ新法ニ於テハ犯罪ト認メサルヲ云フ故ニ一度ヒ刑ノ廢止アリタルトキ  
ハ公訴ノ提起前ハ勿論縱令判決後ト雖モ其未タ確定セサル間ハ公訴消滅スルヤ  
言ヲ俟タサルナリ

第五 大赦

大赦ハ社會ノ狀態ト刑罰ノ程度トノ均勢ヲ保タンカ爲メ設ケタル制度ニシテ國



家カ犯罪訴追權及ヒ裁判執行權ヲ拋棄スルモノナリ是レ大赦ヲ公訴權消滅ノ原因ト爲シタル所以ナリ而シテ此大赦權タルヤ獨リ 天皇陛下ノ握有セラルル處ナレハ如何ナル犯罪ニ付キ之ヲ爲ス可キヤハ國法上限定スルヲ得サルモノトス  
第六 時效

時效ハ時ノ經過ニ一種ノ效力ヲ附スルモノニシテ公訴ノ時效ハ大赦ト等シク犯罪ニ因リテ生シタル國家ノ科刑權及ヒ之ニ伴フ義務ヲ消滅セシムルモノナリ此科刑權消滅ノ結果公訴權ハ其目的ヲ失ヒ當然消滅ニ歸スルモノナリ而シテ公訴ノ時效期間ハ刑事訴訟法第八條ニ規定スル所ニシテ罪ノ輕重ニ從ヒ之ヲ六箇ニ分チ最長ヲ十五年トシ最短ヲ六ヶ月ト爲セリ

●時效ニ因リ公訴權ノ消滅スル理由如何(明治三十三年十一月 山形地方裁判所書記試驗)

●公訴ノ時效ヲ設クル理由(明治三十七年九月 安濃津地方裁判所書記試驗)

公訴ノ時效ヲ認ムルノ根據如何ニ付テハ從來學者ノ見解一致セサル所ニシテ或ハ社會ノ怠慢ト犯罪ノ遺忘ニ基クト爲ス者アリ或ハ犯罪ノ證據殊ニ防禦的證據カ一定ノ

日時ノ經過ニ因リテ減損スルヲ以テ之ヲ罰セントスルモ正當ニ目的ヲ達スルヲ得サルハ勿論被告人ハ爲メニ充分ナル辯護ノ道ヲ失フニ至ルカ故ナリト爲ス者アリ殊ニ甚シキニ至リテハ犯人カ一定ノ日時内悔悟發覺ノ畏怖其他ノ事由ニ因リ科刑ト同一若クハ以上ノ苦痛ヲ受ケタルニ基クト爲ス者アリ然レトモ此等ノ諸説ハ何レモ正當ニアラス余輩ノ見解ヲ以テスレハ公訴ノ時效ヲ設クルノ根據ハ全ク事實ノ勢力ニ重キヲ置キ時ノ抹消的效力ヲ認ムルニ出ツルモノニ外ナラスト信ス蓋シ時ハ抹消的ノ效力ヲ有スルモノニシテ一定時日ノ經過ハ科刑ヲ爲スモ遂ニ其目的ヲ達スルコトヲ得サルノミナラス却テ現在ノ法律秩序ヲ害シ正義ノ要求ニ反スルニ至ルヘケレハナリ

●時效ヲ認メタル理由及其中斷ノ場合ヲ説明スヘシ(明治四十二年六月 根室地方裁判所書記試驗)

解説

本問ノ時效ヲ認メタル理由ニ付テハ前問ノ解説ヲ參照スヘク其時效中斷ノ場合如何ニ付テハ次問ノ解説ヲ參照スヘシ

●時效中斷ノ原因及效果如何(明治三十四年三月 船島地方裁判所書記試驗)



解説

一、時效中斷ノ原因

時效ノ中斷ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續ヲ以テ之ヲ行フモノトス(一一條)然レトモ此等ノ手續ハ適法ナルコトヲ要スルカ故ニ若シ其手續ニシテ不法ナルトキハ全ク中斷ノ效無シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續無効ト爲ル場合ハ此限ニアラス(一二條)時效中斷ノ權ヲ有スル者ハ檢察豫審判事又ハ裁判所ニシテ其他ノ者ハ之ヲ有セス而シテ茲ニ聊カ問題ヲ生スルハ彼ノ人違ノ犯人ニ對シテ起訴シタルトキノ如キハ時效中斷ノ效力アリヤ否ヤノ點是レナリ余ヲ以テ見レハ此場合ニ於テハ事件ニ對シテ中斷スルノ主義ニ依リ縱令檢事カ人違ノ犯人ニ對シテ起訴スルモ是レ實體上ノ關係ニ依リ犯罪事件ト認メタルモノナレハ刑事訴訟法第十二條ノ規定ニ於ケル無効ノ手續ト云フヘキニ非ス故ニ訴訟法上ニ於テハ犯罪ノ主體ハ人違ナルモ時效ハ有效ニ中斷セラルルモノト云ハサル可カラズ

二、時效中斷ノ效果

時效ヲ中斷シタルトキハ爾後時效ハ新タニ開始スルモノニシテ從來既ニ經過シタル時效ハ全ク無効トナルカ故ニ斯ル場合ニ於テハ其中斷ノ手續ヲ爲シタル日

ヨリ更ニ時效ノ進行ヲ開始ス可シ而シテ時效カ一タヒ有效ニ中斷セラレタルトキハ其未タ發覺セザル正犯從犯及ヒ民事擔當人ニ對シテモ亦其效力ヲ生スヘシ故ニ此場合ニ於テハ法律ハ人ニ對シテ時效ヲ中斷スルモノニアラスシテ事件ニ對シテ中斷スルモノト云ハサルヘカラス

●時效中斷ハ如何ナル者ニ對シ如何ナル效果ヲ生スルヤ

(明治三十四年五月) 松江地方裁判所書記試驗

解説

時效ハ事件全體ニ關スル公訴權消滅ノ原因ナレハ中斷ノ效モ亦事件全體ニ對シテ生ス故ニ共犯ノ一人ニ對シテアリシ中斷手續ハ他ノ未發覺ノ正犯從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ其效ヲ生ス又人違ニテ起訴アリシ場合ニ眞ノ犯人ニ對シテ時效中斷ノ效力ヲ及ホスコトハ前問ノ解説ヲ參照スヘシ而シテ中斷手續ヲナセハ已ニ經過セシ期間ヲ空無ニ歸セシメ其手續ノ最終ノ日ヨリ更ニ全期間ヲ計算ス

●私訴トハ何ソヤ (明治四十二年六月福岡地方裁判所書記試驗) (明治四十二年十月松山地方裁判所書記試驗)

法律學 刑事訴訟法



解説

私訴トハ公訴ニ對シテ附セラレタル名稱ニシテ犯罪ヲ原因トシテ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償若クハ贓物ノ返還ヲ目的トシテ被害者ヨリ犯人其他私訴負擔者ニ對シテ爲ス裁判上ノ請求ヲ謂フ故ニ私訴ニハ左ノ三箇ノ性質ヲ具有スルモノナリ

第一 私訴ハ被害者ヲ原告トシ犯人其他ノ私訴負擔者ヲ以テ其被告ト爲ス裁判上ノ請求ナリ

第二 私訴ハ犯罪ヲ原因トスル裁判上ノ請求ナリ

第三 私訴ハ犯罪ニ因リテ生シタル損害賠償若クハ贓物ノ返還ヲ目的トスル裁判上ノ請求ナリ

●私訴ヲ公訴ニ附帶シテ爲スコトヲ許シタル理由及其利益如何

(明治四十二年十月  
鳥取地方裁判所書記試験)

解説

私訴ハ元來一個ノ私法上ノ請求ナルヲ以テ民事裁判所ノ管轄ニ屬セシムヘキヲ本則トス然レトモ私訴モ亦犯罪ヲ原因トスルモノナルカ故ニ之ト同一原因ヨリ生スル公

訴ニ附帶セシムルトキハ夥多ノ實益アルモノナリ即チ公訴ト私訴トヲ分離シテ各別ノ裁判所ヲシテ之ヲ審理裁判セシムルトキハ同一原因ヲ生スル請求ナルニ拘ハラズ雙方ノ判決ニ牴觸ヲ生スルノ虞アリ又民事裁判所ニ於テハ證據ノ不充分ナルカ爲メニ原告ノ證明相立タス爲メニ原告ノ敗訴ニ歸スルカ如キコトアリテ其權利ヲ保護スルコト能ハサルノ弊害ヲ生スルコトアルト同時ニ他方ニ於テハ徒ラニ繁雜ヲ増シ多額ノ費用ト時間ヲ徒消スルニ至ルノ不利益ヲ生スヘシ是レ附帶私訴ノ制度ノ認メラルル所以ナリ要スルニ私訴ヲ公訴ニ附帶セシムルノ實益ハ手續ヲ省略シ時間ト費用ヲ節減シ且ツ判決ノ牴觸ヲ防クコトヲ得ルノ點ニアルモノナリ

●公訴ニ附帶シテ私訴ヲ提起スル實益ヲ説明セヨ (明治四十二年八月  
大分地方裁判所書記試験)

解説

前問ノ解説ヲ参照スヘシ

●私訴ノ時効ト公訴ノ時効ト其期間ヲ同フセシ理由 (明治三十三年九月  
熊本地方裁判所書記試験)

解説

公益上ノ必要ヨリ此制度ヲ設ケタルモノナラム若シ互ニ其期間ヲ異ニセハ刑事上既



ニ其所爲ヲ罰セサルニ拘ラヌ其犯罪タル所爲ニ因リテ生セシ損害ヲ賠償ヲ民事裁判所ニ求ムルコトヲ得トセハ既ニ社會カ遺忘シテ犯人視セサル者ヲ再ヒ犯人視スルノ奇觀ヲ呈スルニ至ル之レ豈裁判所ノ威嚴ヲ損シ法律ノ實力ヲ弱ムルモノト云ハスシテ何ソヤ殊ニ公訴私訴素ト同一ノ犯罪行爲ニ基因ス而シテ同一ノ所爲ニ付社會既ニ遺忘シテ公訴權消滅シタルニ其社會ノ一部分ヲナス被害者ニ對シテ亦其訴權ノ消滅スルコト當然ナリト云ハサル可ラス是此規定ノ存スル所以ナラム乎

解説

●時効ノ適用ニ付キ公訴ト私訴トノ間ニ差違アリヤ(明治三十三年九月) (青森地方裁判所書記試験)

若シ公訴ヨリモ私訴ノ時効期限ヲ長クセハ檢事ハ起訴シ得サルニ被害者ハ尙ホ民事裁判所ニ私訴ヲ起スヲ得ル故法律ノ實力ヲ弱ムルノミナラス社會ノ遺忘シテ犯人視セサル者ヲ再ヒ犯人視スルノ非理ニ陥イラン又同一所爲ニ付社會ニ對シ公訴權消滅セハ社會ノ一原素タル被害者ニ對シテモ亦其訴權ノ消滅スルコト當然ナリ故ニ時効ニ關シ原則トシテ其運命ヲ共ニス即チ時効ノ期間其起算點及ヒ中斷手續ヲ同フス然レトモ場合ニ依リ其例外ナキニアラス即チ

一、私訴原因カ已ニ犯罪以前ニ成立スル所ノ權利ニ在ル時 例へハ贓物取戻ノ如シ 此場合ハ公訴ト運命ヲ共ニセス民法ニ從フ

二、刑ノ言渡アリシ時又ハ刑ヲ全免セシ時 此場合モ私訴時効ノ期間ハ普通民事ノ規則ニ從フ何者已ニ刑ノ言渡アレハ期間後ニ犯罪ヲ證明セシムルモ社會ノ遺忘ヲ攪破スルノ害ナク從テ法律ノ實力ヲ減スルノ恐ナキナリ

●時効ノ期間ヲ計算スルニ初日ヨリ起算シ最終日休暇ニ當ルモ仍ホ之ヲ期間ニ算入スル理由如何(明治三十三年六月) (水戸地方裁判所書記試験)

解説

刑事訴訟法ニ於テ期間ノ計算方法ヲ規定シタルハ第十五條ノ明文ナリ通常ノ計算方ハ初日ヲ除キ且最終日休暇日ニ當ルトキハ之ヲ算入セサルヲ本則トスルニ拘ラス一ノ例外ヲ示シ時効期間ヲ計算スルニハ初日並ニ最終ノ日休暇ナルモ之ヲ算入スルハ蓋シ二個ノ理由アリ一ハ被告人ノ利益ノ爲ニシテ二ニ初日ハ即犯罪ノ日ニシテ犯罪ノ日ハ即公訴權發生ノ日ナルヲ以テ之ヲ消滅セシムヘキ時効期間又其日ヨリ開始スルコト條理上當然ナレハナリ



解説

●刑事訴訟法上官吏公吏ノ作ルヘキ書類ヲ列挙スヘシ(明治四十二年八月 札幌地方裁判所書記試験)

刑事訴訟法上官吏公吏ノ作ルヘキ書類其數少ナカラスト雖トモ今其重ナルモノヲ舉示スレハ左ノ如シ

- 第一 告訴及ヒ告發書
- 第二 令狀及ヒ逮捕狀
- 第三 諸般ノ調書
- 第四 公判始末書

解説

●官吏公吏ノ作ルヘキ書類ニ具備スヘキ要件如何(明治三十四年六月 熊本地方裁判所書記試験)

本問ハ刑事訴訟法第二十條ニ規定スル所ナリ即チ

- 一、官公吏所屬ノ官公署ノ印ヲ用ユルコト
- 但官公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサルトキハ其旨記載スルヲ要ス

二、年月日及場所ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契印スルコト  
以上二條件ヲ具備スルヲ要ス

●訴訟ニ關スル書類ノ調製ニ付テハ如何ナル方式ニ依ルヘキカ之ヲ説明スヘシ(明治三十四年二月 宮崎地方裁判所書記試験)

●官吏ノ作ルヘキ訴訟書類ノ要式如何(明治三十三年十月 福岡地方裁判所書記試験)

●書類ノ作成ニ關シ本法ニ規定セル形式ヲ詳述スヘシ(明治三十三年十一月 神戸地方裁判所書記試験)

解説 (右ノ三問ハ同一趣旨ノモノナルヲ以テ一括シテ解説ヲ附スヘシ)

刑事訴訟法上官吏公吏ノ作成スヘキ書類ハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス

第一 書類自體ノ形式

作成スヘキ書類ニハ作成者ノ所屬官署公署ノ印ヲ用ヒ作成ノ年月日及ヒ場所ヲ記載シ作成者自身ノ署名捺印ヲ爲シ且ツ毎葉ニ契印セサルヘカラス若シ所屬官公署ノ印ヲ捺捺スルコト能ハサル場合ナルトキハ其事由ヲ書類ニ記載シ置カサルヘカラス

第二 字句變改ノ形式

法律學 刑事訴訟法



若シ書類ニ新字句ヲ挿入セントスルトキハ其欄内ニ於テスルト其欄外ニ爲スト  
ヲ問ハス其記入シタル部分ニ作成者即チ變改ヲ爲シタル者ノ捺印ヲ爲スコトヲ  
要ス又字句ヲ削除スル場合ニ於テハ變改者ハ其削除ヲ爲シタル部分ニ捺印ヲ爲  
シ削除ニ係ル文句ヲ讀ムコトヲ得ヘキ程度マテニ其字體ヲ存シテ之ヲ抹消シ且  
ツ其削除シタル字數ヲ記載スルコトヲ要ス

右ノ作成ノ形式ヲ遵守セシテ作成シタル書類ハ所謂書類タルノ效力ヲ生セサル  
モノニシテ又變改ノ形式ヲ守ラサルトキハ其増減變更ハ效力ヲ生セサルモノナリ

●同一事件ニ付キ同時ニ又ハ日ヲ異ニシテ甲乙ニケテ裁判所ニ起訴アリタル  
トキ其管轄ハ何レノ裁判所ニ屬スルヤ(明治三十三年四月  
長野地方裁判所書記試驗)

解説

抑裁判所ノ管轄權ハ階級、事物、土地(裁判籍)ニ依リ各異リト雖モ本問ヲ案スルニ  
同一事件ニ付同時ニ又ハ日時ヲ異ニシテ甲乙ニケテ裁判所ニ起訴アリタルトキト云  
フカ故ニ等シク裁判管轄權ヲ有スル裁判所ニ起訴シタル場合ナルコト想像シ得ヘシ  
是ニ於テ刑事訴訟法第二十七條ハ規定シテ曰ク數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テ

ハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトスト故ニ本問  
ノ管轄權ハ其件ニ付最初ニ豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ニ存スルモノトス

●刑事訴訟法第二十八條ニ從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリト  
ストアリ之ヲ説明スヘシ(明治三十三年四月  
岐阜地方裁判所書記試驗)

解説

本條ハ規定ハ畢竟治罪上ノ便宜ニ由テ出テタルニ過キヌ素ト正犯ト從犯トハ其犯罪  
ノ系統ヨリ云ヘハ同一ノ事件ニシテ犯罪行為ヲ行フタル點ハ同一ナルモ唯其加工ノ  
程度ニ於テ差アルニ過キヌ故ニ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトスセハ證  
據ノ聚集治罪ノ手續等ニ於テ相互關連シテ取調上便宜ナルヲ以テナリ

●地方裁判所ニ於テ被告事件區裁判ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキハ如  
何ナル判決ヲ爲スヘキヤ且其理由ヲ説明スヘシ(明治三十三年十二月  
鳥取地方裁判所書記試驗)

解説

地方裁判所ニ於テ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタル場合ニ於テモ管



轉達ナリトシテ之ヲ却下スルコトナク地方裁判所ハ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス  
コトヲ得而シテ此判決ハ審級ヨリ言フトキハ第二審タルヘキモノナレトモ第一審ト  
シテ之ヲ爲スモノトス(二四〇條)原則上ヨリ云ヘハ本問ノ如キ場合ニ於テハ地方裁  
判所ハ管轄違ナリトシテ之ヲ却下シ檢事ヨリ更ニ區裁判所ニ起訴スヘキモノノ如シ  
ト雖モ地方裁判所ニ於テ審理ヲ遂ケ既ニ裁判ヲ爲スニ熟セルニ之ヲ却下シテ更ニ區  
裁判所ニ起訴セシムルカ如キハ實際頗ル迂遠ニシテ且無用ノ手續ヲ繰返ササルヘカ  
ラス加之區裁判所ノ判決ニ對シテ控訴シタルトキハ其地方裁判所ハ再ヒ之カ公物ヲ  
開廷セサルヘカラサルヲ以テ一刀兩斷斯クハナシタルナリ

解説

●除斥廻避忌避トハ如何ナル差別アリヤ(明治三十三年六月  
水戸地方裁判所書記試験)

除斥ハ判事カ法律上當然其職務ノ執行ヨリ斥ケラルル場合ヲ云フ(刑事訴訟法第四  
十條二、三、四號)

忌避・回避ハ共ニ判事ニ除斥ノ原因アル場合ト偏頗ノ恐レアル場合トニ其裁判ヨリ  
避去セシメントスルノ申請ナルモ前者ハ檢事其他訴訟關係人ヨリシ後者ハ其原因ア

リト思料シタル判事自ラ申請スルノ差異アリ

●裁判所書記カ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ場合如何

(明治四十二年十月  
函館地方裁判所書記試験)

解説

裁判所書記カ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ場合ニ付テハ判事カ其職務ノ執行ヨリ  
除斥セラルヘキ原因タル第四十條ノ規定ヲ準用セラルルヲ以テ(第四五  
條參照)同條ノ規定ニ  
基キ其場合ヲ舉示スレハ左ノ如シ

第一 書記カ被害者ナルトキ 被害者トハ犯罪ニ因リ直接ニ損害ヲ被ムリタル者  
ヲ謂フ

第二 書記カ被告人又ハ被害者ト親屬ノ關係ヲ有スルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ  
既ニ解除シタル後ト雖トモ亦同一ナリ

第三 書記カ其事件ニ付キ證人鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告人若クハ被害者ノ  
法律上代理人ナルトキ

以上三ヶノ場合ニ於テハ裁判所書記ハ其職務ノ執行ヨリ除斥セラルルモノナリト



雖トモ刑事訴訟法第四十條第四號ノ場合ハ書記ニ適用ナキモノナリ蓋シ其職務上豫審終結又ハ前審ノ裁判ニ關與シ得ヘキモノニアラサレハナリ

解説

●裁判所ハ如何ナル場合ニ於テ公訴ヲ受理スルヤ(明治三十四年三月 福島地方裁判所書記試験)

第一 區裁判所

區裁判所ハ(一)檢事ノ起訴アリタルトキ(二)豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理スル區裁判所ノ管轄スヘキ事件ハ違警罪及輕微ナル輕罪ニシテ豫審ヲ經サルモノナレハ檢事ヨリ直ニ起訴スルコトヲ得又豫審判事ヨリ事件ヲ移シタルトキハ其事件ヲ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノトシテ檢事ヨリ起訴シ豫審ヲ行ヒタルニ區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ナルコト判明シタル場合ニシテ豫審判事ハ區裁判所ニ移スノ決定ヲ爲ササル可カラス又上級裁判所カ事件ヲ移ス裁判ヲ爲シタルトキハ公安又ハ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スカ如キ場合トス(二二二條)

第二 地方裁判所

地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及重罪ノ公訴ヲ受理ス地方裁判所ニ於テモ輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リテモ受理スルモノトス然レトモ重罪ニ付テハ豫審ヲ經ルヲ要スルヲ以テ檢事ヨリ直ニ公訴ヲ受理スルコトナシ(二三三條)

第三 大審院

其他大審院ハ大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ノ送付ニ因リテ其特別權限ニ屬スル事件ノ公訴ヲ受理ス

●檢事ノ起訴ナクシテ公訴ノ起ル場合ヲ舉ケテ説明スヘシ

(明治四十二年八月 神戸地方裁判所書記試験)

解説

現行刑事訴訟法ニ於テハ訴訟ノ方式ヲ彈劾ニ組織シ所謂不告不理ノ原則ヲ認メタルヲ以テ檢事ノ起訴ナケレハ裁判所ハ其審理裁判ヲ爲スコトヲ得サルヲ原則トス然レトモ此原則ニ對シテハ左ノ如キ例外アリ

第一 豫審判事カ檢事ニ先チテ現行犯處分ヲ爲シタル場合 此場合ニ於テハ豫審



判事カ檢證調書ヲ作成スルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノト爲ル

第二 公判ニ於テ附帶犯ヲ發見シタル場合 此場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ起訴ヲ俟ツコトナク直チニ其審理裁判ヲ爲スコトヲ得

第三 偽證又ハ虛偽ノ鑑定ヲ爲シタ者アル場合 此場合ニ於テハ裁判所ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ又ハ拘引狀ヲ發シテ豫審判事ニ送致スヘキモノナリ

●公訴ハ檢事ニ於テ起訴スルヲ原則トス之ニ例外アラハ詳説スヘシ

(明治三十二年十一月 宮崎地方裁判所書記試驗)

解説

前問ノ解説ヲ参照スヘシ

●裁判所ハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲スヘキコトアルカ若シ之アリト

セハ其場合ヲ掲ゲテ説明スヘシ (明治三十三年三月 福岡地方裁判所書記試驗)

解説

我法律ハ不告不理ノ原則トス即チ裁判所ハ訴ヲ受ケサル事件ニ付自ラ進ンテ裁判ヲ爲ササルヲ云フ然レトモ又例外ノ場合ヲ認メサルニ非ス即チ左ニ列舉スル場合ハ實

ニ其例外ナリトス

- 一、公判中附帶犯罪ヲ發見シタル場合 我法律ハ(一)同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ(二)數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ(三)自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免ルル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキノ三個ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪トス而シテ公判ノ辯論中附帶犯罪ヲ發見シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ起訴ナキモ併セテ之ヲ裁判スヘキモノトス其理由ハ兩件併理スレハ手續省略ノミナラス附帶犯ハ本案件ト牽連スル故附帶件ニヨリ本案件ノ模樣ヲ知り本案件ニヨリ附帶件ノ性質ヲ知ル等事實發見上ノ便アレハナリ然レトモ辯論中發見セシ附帶犯ニシテ其事件犯罪ノ種類ニ由ル管轄ニ從ヒ其裁判所若クハ下級裁判所ノ管轄ニ屬セザルトキハ之ヲ審理裁判スルコトヲ得ス又區裁判所其職權ニ屬スル事件ノ辯論中同一被告ニ對シ附帶ノ重罪ヲ發見セシトキハ重罪ヲ審理スルノ權ナキハ勿論初メ受理セシ事件ニ付テモ亦管轄權ナシ而シテ附帶事件ト本案事件ト被告ヲ別ニシ兩事件共ニ同一權限ニ屬スヘキ犯罪ナルトキハ土地ニ關スル管轄異ナルモ本案裁判所ハ自ラ本案事件ト共ニ裁判スヘシ但附帶犯ニ付キ區畫上正當管轄裁判所カ先キニ豫



審公判ニ着手セシトキハ本案裁判所ハ本案事件ト共ニ管轄邊ヲ言渡ス可シ(一八四條)

二、證人鑑定人正當ノ事由ナク出頭セヌ又ハ宣誓ヲ肯セヌ若クハ宣誓シテ供述ヲ爲ササル場合 此場合ニ於テハ裁判所自ラ進ンテ其裁判ヲ爲ス(一一八條一二六條一三八條一九〇條參照)

三、證人又ハ鑑定人ノ供述不實ナル場合 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ之ヲ處分スルコトヲ得(一九五條)

四、沒收ニ係ラサル差押物 沒收ニ係ラサル差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ裁判所ハ之ヲ還付スルノ言渡ヲ爲ササルヘカラス(二〇二條)

五、豫審判事カ檢證調書ヲ作リタル場合 豫審判事カ檢事ヨリ先キニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アリタルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タヌシテ犯所ニ臨檢シ其檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス(一四二條一四三條)

●不告不理トハ如何又其例外ノ場合ヲ掲ケテ説明スヘシ

(明治三十四年十一月 福岡地方裁判所書記試驗)

●不告不理ノ原則ニ對スル例外ノ場合ヲ説明スヘシ

(明治三十四年四月 長野地方裁判所書記試驗)

解説

右二問共前二問ノ答案ヲ參照シテ答解ヲ付スヘシ

●告訴ト告發ノ區別ヲ説明スヘシ

明治三十三年五月名古屋地方裁判所  
明治三十三年五月長野地方裁判所  
明治三十三年五月京都地方裁判所  
明治三十三年六月根室地方裁判所  
明治三十三年九月青森地方裁判所  
明治三十三年五月高松地方裁判所  
明治三十三年十月横濱地方裁判所

解説

告訴トハ犯罪ニ因リ損害ヲ被リタル者カ罪ノ發生ヲ檢事又ハ司法警察官ニ通知スルノ行爲ヲ謂ヒ告發トハ被害者以外ノ者カ罪ノ發生ヲ檢事又ハ司法警察官ニ通知スルノ行爲ヲ謂フ故ニ此兩者ハ共ニ犯人以外ノ者カ罪ノ發生ヲ搜查權者ニ申告スルノ點ニ於テ同一ナリト雖トモ尙ホ左ノ點ニ於テ差異アルモノナリ

第一 告訴ハ原則トシテ權利ニ屬シ唯現行犯人ヲ逮捕シ之ヲ巡查憲兵卒ニ引渡シタルトキハ例外トシ告訴ノ義務ヲ負フニ過キサルモ告發ハ官吏公吏カ爲ス場合

法律學 刑事訴訟法



ハ常ニ義務的ナリ

第二 告訴ハ親告罪ノ場合ニ於テハ訴追ノ條件ナルモ告發ハ常ニ捜査權者ノ犯罪  
認知ノ原因ト爲ルニ過キス

第三 告訴人ニ對シテハ檢事ハ捜査ノ結果タル處分ヲ通知スルコトヲ要スルモ告  
發人ニ對シテハ斯ル通知ヲ爲スコトヲ要セサルモノナリ

第四 告訴ヲ爲スハキ地ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地タルコトヲ要スルモ告  
發ヲ爲ス地ハ告發人ノ所在地又ハ犯罪ノ地ナリトス

第五 告訴ハ被害者ヨリ之ヲ爲スモノナルモ告發ハ被害者以外ノ者ヨリ爲スモノ  
ナリ

第六 告訴ハ法定代理人ニ於テ無能力者ニ代リテ之ヲ爲スコトヲ得ルモ告發ハ然  
ラス

●告訴告發ノ區別及ヒ其手續ヲ詳述スヘシ(明治三十三年十月  
福岡地方裁判所書記試驗)

解説

第一 告訴告發ノ區別

前問ノ答案ヲ参照スヘシ

第二 告訴告發ノ手續

告訴告發ハ口頭又ハ書面ニテ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ書面ニテ告訴告發ヲ爲シタル  
トキハ告訴告發人自ラ署名捺印セサルヘカラス又口頭ヲ以テ爲ス場合ニ告訴告發  
人署名捺印シ能ハサルトキハ之ヲ受取リタル官吏ニ於テ其旨ヲ附記セサル可カラ  
ス又告訴告發ハ本人又ハ代理人ニテモ之ヲ爲スコトヲ得若シ代理人ナルトキハ委  
任狀ヲ添ヘサルヘカラス又無能力者ノ告訴ハ法律上代理人ニ於テ有效ニ之ヲ爲ス  
コトヲ得ヘシ然レトモ官吏公吏ノ告發ハ代理人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ス又必ス  
書面ヲ以テ爲ツサル可カラス而シテ可成證據及事實參考ト爲ル事物ヲ添フルコト  
ヲ要ス(四九條乃至五四條)

●告訴ノ取下ハ如何ナル效果ヲ生スルヤ(明治三十四年四月  
富山地方裁判所書記試驗)

解説

告訴取下ノ效果如何ニ付テハ親告罪ニ於ケル告訴ト其他ノ一般ノ告訴トヲ區別シテ  
説明セサルヘカラス

法律學 刑事訴訟法



第一 親告罪ニ於ケル告訴取下ノ效果

甲 積極的ノ效果 親告罪ニ於ケル告訴ハ訴追ノ條件タルト同時ニ判決ノ條件タルヲ以テ告訴ノ取下アリタルトキハ公訴權ハ其條件ヲ失ヒテ消滅スルニ至ルヲ以テ裁判所ハ免訴ノ言渡シヲ爲ササルヘカラス但シ此取下ハ取下ヲ爲シタル者ノ告訴權ヲ消滅セシムルニ過キササルヲ以テ他ニ告訴權者アリテ告訴ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其訴訟手續ヲ進行セサルヘカラス

乙 消極的的效果 告訴ノ取下ヲ爲シタル者ハ再ヒ告訴ヲ爲スコトヲ得サルニ至リ又告訴ハ不可分ナルヲ以テ共犯者ノ一人ニ對シテ爲シタル告訴ノ取下ハ他ノ總テノ共犯者ニ對シテ其效力ヲ生スルモノナリ

第二 一般ノ告訴取下ノ效果

一般ノ告訴ハ親告罪ニ於ケル告訴ト異ナリ犯罪訴追ノ條件ニアラサルヲ以テ其取下ヲ爲スモ公訴權ニ對シテハ何等ノ影響ヲ及ホスモノニアラス隨テ檢事ニ於テハ其取下ニ拘ハラヌ起訴スルコトヲ得ヘク裁判所モ亦其審理ヲ繼續スルコトヲ得ヘシ然レトモ告訴者自身ハ其取下ニ因リテ判決ノ結果生スルコトアルヘキ刑事上ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ヘシ但シ刑事訴訟法第十三條ニ依リ損害賠償ノ

責任ヲ負擔セサルヘカラサルハ勿論ナリ

●告訴告發ノ區別及ヒ其取下ニ付テノ效果如何(明治三十二年三月和歌山地方裁判所書記試驗)

解説

前數問ニ説明シタル所ヲ參照シテ答案ヲ附スヘシ

●官吏公吏其職務ヲ行フニ依リ犯罪アリト認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ如何ニスヘキヤ(明治三十三年四月岐阜地方裁判所書記試驗)

解説

官吏公吏カ其職務ヲ行フニ當リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發セサルヘカラス此場合ニ於テハ其告發ヲ爲スニハ告發者タル官吏公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ且ツ成ル可ク證憑及ヒ事實參考ト爲ルヘキ事物ヲ添付セサルヘカラス

司法警察官及ヒ巡查憲兵卒カ其職務ヲ行フニ當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ルヘキ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ令狀ヲ待タヌシテ被告人ヲ逮捕シ司法警察官ニアリテハ之ヲ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ送致シ又巡查憲兵卒ニアリテハ之ヲ司法警察



官ニ引致シ且ツ告發ヲ爲ササルヘカラス  
巡査憲兵卒ヲ罰金ノ刑ニ該ルヘキ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキ  
ハ被告人ノ氏名、住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事違警罪ニ付テハ即決ヲ爲スヘキ官署  
ニ告發ヲ爲スコトヲ要シ若シ其氏名住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若ク  
ハ即決官署ニ引致スルコトヲ得ルモノナリ

●左ノ用語ノ區別ヲ略説スヘシ(明治四十二年八月  
大分地方裁判所書記試驗)  
(イ)告訴、告發(ロ)送致、送達(ハ)除斥、回避、忌避(ニ)控訴、抗告

解説

第一 告訴、告發ノ區別

此區別ニ付テハ前ニ既ニ説明シタルヲ以テ參照スヘシ

第二 送致、送達ノ區別

送致トハ被告事件ヲ甲官廳ヨリ乙官廳ニ移シ又ハ訴訟行爲ニ關係ナキ書類ヲ送付  
スルヲ謂ヒ送達トハ訴訟行爲ニ關シ裁判所ヨリ被告人其他ノ關係人ニ書類ヲ送付  
スルヲ謂フ

第三 除斥、回避、忌避

此三ヶノ區別ニ付テハ前ニ説明シタルヲ以テ參照スヘシ

第四 控訴、抗告

控訴トハ第一審ノ判決ニ對シテ第二審ニ不服ヲ申立ツル方法ヲ謂ヒ抗告トハ裁判  
所ノ決定ニ對シテ上級審ニ不服ヲ申立ツル方法ヲ謂フ

●現行犯ト非現行犯トハ其治罪手續上ニ如何ナル差異アリヤ

(明治四十二年九月  
山口地方裁判所書記試驗)

解説

現行犯タルト非現行犯タルトハ其治罪手續上ニ於テ左ノ如キ差異存在ス

第一 現行犯ニ於テハ豫審判事ニ於テ檢事ヨリ先キニ其犯罪アルコトヲ知リタル  
トキハ檢事ノ請求ヲ待ツコトナク直チニ豫審ニ着手スルコトヲ得ルモ非現行犯

ニ於テハ必ズ檢事ノ請求ヲ待テ豫審ニ着手セサルヘカラス

第二 現行犯ニ於テハ檢事及ヒ司法警察官ハ強制力ヲ用ヘテ豫審判事ニ屬スル處  
分ヲ爲スコトヲ得ルモ非現行犯ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス



第三 現行犯ニ於テハ司法警察官及ヒ巡查憲兵卒ハ禁錮以上ノ犯人ヲ令狀ナクシテ逮捕スルコトヲ得ルハ勿論常人ト雖トモ亦直チニ犯人ヲ逮捕スルコトヲ得ルモ非現行犯ニ於テハ之ヲ許サス

第四 現行犯ニ於テハ勅奏任官、華族、帶勳者、帝國議會ノ議員ト雖トモ直チニ之ヲ逮捕シ起訴スルコトヲ得ヘシト雖トモ非現行犯ニアリテハ必ス奏聞シテ允許ヲ得又ハ議會ノ承諾ヲ得ルコトヲ要スルモノナリ

●左ノ語ノ概念ヲ解説セヨ(明治四十二年二月) 千葉地方裁判所書記試験  
(イ)現行犯(ロ)檢證調書(ハ)故障(ニ)上訴

解説

第一 現行犯

現行犯トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル犯罪ヲ謂フ  
第二 檢證調書

檢證調書トハ裁判官カ事實發見ノ爲メニ必要ナル場合ニ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミテ其狀況ヲ視察シ或ハ犯罪ノ痕跡ヲ證明スル等證據ノ蒐集ニ關スル處分ヲ爲ス

場合ニ作成スル調書ヲ謂フ

第三 故障

故障トハ缺席判決ヲ受ケタル者カ其判決ニ對シテ同一裁判所ニ爲ス不服申立ノ方法ヲ謂フ

第四 上訴

上訴トハ下級審ノ判決若クハ決定ニ對シテ其直近上級裁判所ニ不服申立ヲ爲スノ方法ヲ謂フ

●豫審トハ何ソヤ(明治四十二年二月) 千葉地方裁判所書記試験

解説

豫審トハ被告人ノ犯罪所爲ニ付キテ下調ヲ爲シ被告事件ヲ公判ニ付スヘキヤ將タ又被告人ヲ免訴シテ其訴訟ヲ終了セシムヘキヤヲ決スルニ必要ナル程度ニマテ事實ノ關係ヲ明確ナラシメ以テ公判審理ノ手續ヲ簡易ナラシムルノ目的ヲ以テ裁判官ノ爲ス準備手續ヲ謂フ故ニ豫審ハ其形式ニ於テ一ノ裁判上ノ審理手續ナリト雖トモ其實質ハ全く捜査處分ノ延長繼續タルモノナリ



解説

● 捜査處分ト豫審處分トノ異同如何 (明治三十三年六月) (盛岡地方裁判所書記試験)

犯罪事實ニヨリ證據ヲ蒐集スル點ハ兩者同一ナルモ (1) 捜査處分ハ檢事之ヲ行ヒ豫審處分ハ豫審判事之ヲ執行ス (2) 捜査處分ハ罪質ノ何タルヲ問ハス苟モ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキ之ヲ行フモ豫審處分ハ重罪事件ニ付之ヲ行フ但輕罪ト雖モ其重且難ナリト思料スルモノハ豫審處分ヲナス (3) 豫審處分ハ現行ノ重罪輕罪ヲ除ク外檢事ノ請求アルニ非サレハ豫審處分ニ着手セサルモ捜査ハ此ノ如キコトナシ

● 豫審判事ノ作ルヘキ檢證調書ハ如何ナル事項ヲ記載スヘキヤ

解説

(明治三十二年四月) (大阪地方裁判所書記試験)

豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ス此場合ニ於テ作ルヘキ臨檢調書ハ左ノ事項ヲ記載スルヲ要ス (第一〇六條)

イ、犯罪ノ性質方法

ロ、犯罪ノ日時場所

ハ、被告人ノ人違ヒナキコトヲ證明スヘキ模様ニ付キ調書ヲ作ルヘシ

ニ、又被告人ノ利益トナルヘキ模様ヲモ記載スヘシ

● 豫審判事ノ家宅搜索ニ立會タル書記ノ職務如何 (明治三十三年五月) (名古屋地方裁判所書記試験)

解説

豫審判事ノ家宅搜索ニ立會ヒタル書記ハ其豫審判事ノ命ニ依リ家宅搜索ニ關スル調書ヲ作製セサルヘカラス

豫審判事 家宅搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲ス此場合ニ於テハ書記ハ其目錄ヲ作製スヘシ而シテ又書記ハ其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルノ任ニ當ル

豫審判事カ必要ニ依リ搜索ノ場所ニ於テ證人ノ訊問ヲナストキハ書記ハ其訊問調書ヲ作ル可キハ勿論ナリ



解説

●令状ノ種類ヲ擧ケテ之ヲ略説スヘシ(明治四十年五月  
秋田地方裁判所書記試験)

現行刑事訴訟法上令状トシテ認メラレタルモノハ召喚状、拘引状、拘留状ノ三種ニシテ逮捕状ノ如キハ所謂令状ニアラス今左ニ其意義性質ヲ略述セン

第一 召喚状 相當裁判所又ハ豫審判事ヨリ被告人ニ對シ一定ノ日時ニ一定ノ場所ニ出願スヘキコトヲ命スル書面ナリ

第二 拘引状 裁判所又ハ豫審判事ヨリ一定ノ人ヲ一定ノ場所ニ引致スヘキコトヲ命スル書面ナリ

第三 拘留状 訴訟事件ノ完結又ハ令状ノ取消シアルマテ被告人ヲ拘禁スルコトヲ命スル書面ナリ

解説

●令状ノ種類及ヒ之ヲ發スル場合如何(明治三十三年四月  
京都地方裁判所書記試験)

令状ノ種類ヲ分チ三ト爲ス曰ク召喚状拘引状及拘留状之レナリ而シテ之ヲ發スル場合ハ各其軌ヲ一ニセス今左ニ之ヲ説明スヘシ

第一 召喚状 召喚状ハ重罪又ハ輕罪ニ付キ檢事ノ起訴ヲ受ケタル場合ニ於テ被告人ニ對シ第一着ニ發スヘキ令状ナリ故ニ此場合ニ於テハ公訴ニシテ提起セラレタル以上ハ更ニ何等ノ條件ヲ要スルコトナク何時ニテモ之ヲ發スルコトヲ得ルモノトス

第二 拘引状 拘引状ハ通例先ツ召喚状ヲ發シ之ニ應セサルトキニアラサレハ之ヲ發スルコトヲ得ス然レトモ左ノ場合ニ於テハ召喚状ヲ發セスシテ直ニ之ヲ發スルコトヲ得ヘシ

- 一、被告人ノ住所不定ナルトキ
  - 二、被告人カ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ノ恐アルトキ
  - 三、未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ達ケントスル恐レアルトキ
- 又拘引状ハ證人呼出ニ應セサル場合ニ於テモ尙ホ之ヲ發スルコトヲ得

第三 拘留状 拘留状ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノト思料シタルトキニアラサレハ之ヲ發スルヲ得サルヲ原則トス然レトモ若シ被告人逃亡シタル場合ニ於テハ例外トシテ訊問ヲナサスシテ發スルコトヲ得レトモ是レ亦禁錮以上ノ刑ニ該ルモノト認メタル場合ニ限ルヘキハ勿論ナリトス



●拘引狀、拘留狀ハ如何ナル場合ニ發スルコトヲ得ルヤ

一一二

解説

(明治四十二年六月)  
福岡地方裁判所書記試験

前問ノ解説ヲ参照スヘシ

●令狀ノ種類及ヒ其效力如何(明治三十二年四月大阪地方裁判所書記試験)  
(明治三十八年九月千葉地方裁判所書記試験)

解説

本問ヲ第一令狀ノ種類第二令狀ノ效力ニ區別シテ説明セム

第一 令狀ノ種類

(イ) 召喚狀

(ロ) 拘引狀

(ハ) 拘留狀

第二 令狀ノ效力

(イ) 召喚狀

ハ相當裁判所ヨリ一定ノ人ニ對シテ一定ノ時日ニ一定ノ場所ニ出頭スヘキコトヲ命令シタル書類ニシテ之ヲ發スルノ權ヲ有スルモノハ豫審判事

若クハ受命受託判事ナリ而シテ其效力ハ此召喚狀ヲ受ケタルモノハ必スヤ其命令ニ從ヒ一定ノ時日ニ一定ノ場所ニ出頭セサルヘカラス約言スレハ一國ノ裁判ニ服スルモノハ凡テ裁判所ノ召喚ニ應シテ出頭スルノ義務ヲ有ス

又此召喚狀ニ因リ出頭シタル者ハ即時ニ之ヲ訊問セサルヘカラス遅クトモ出頭ノ日ヲ過クヘカラス(第六九條)而シテ召喚狀ヲ以テ拘留スルコトヲ得ス

(ロ) 拘引狀 ハ其性質召喚狀ト異ルコトナシ只二者ノ異ル處召喚狀ハ書面ノミノ召喚ナルモ拘引狀ハ公カヲ用ユルノ召喚ナルノ點ニ在リ故ニ召喚狀ニテ召喚ニ應セサルモノ及第七十二條一二三號ノ場合ニ於テハ直ニ拘引狀ヲ發スルコトヲ得而シテ拘引狀ヲ發シタル被告人ハ四十八時間内ニ之ヲ訊問スルヲ要ス(第七三條二項)

(ハ) 拘留狀 ハ訴訟ノ完結ニ至ルマテ被告人ノ自由ヲ束縛スル所ノ裁判所ノ命令ニシテ其目的トスル所ハ被告人ノ逃走及罪證ノ湮滅ヲ防キ訴訟ヲ完全ニ進行セシムルニアリ

●令狀ノ種類ヲ列舉シ其各種ノ性質及ヒ效力ヲ説明セヨ

法律學 刑事訴訟法

一一三



本問ニ付テハ前數問ニ爲シタル解説ヲ参照シテ答案ヲ附セラルヘシ  
(明治三十三年四月 神戸地方裁判所書記試験)

解説

●令狀ノ種類及ヒ其差異如何(明治三十四年四月 長野地方裁判所書記試験)

第一 令狀ノ種類

前ニ説明シタル所ヲ参照スヘシ

第二 差異

召喚狀ハ單ニ被告人ヲ裁判所ニ召喚スル場合ニ發スルモ拘引狀ハ召喚狀ニ依リテ召喚ニ應セサル時ニ公力ヲ用イテ引致スル效力ヲ有シ拘留狀ハ被告人禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノト思料シタルトキ又ハ被告人訊問ヲ受ケスシテ逃亡シタル時發スルモノニシテ(1)召喚狀ハ單ニ裁判所ニ召喚スルニアリ(2)拘引狀ハ公力ヲ用イテ引致シ(3)拘留狀ハ裁判ニ留置スルノ差異アリ

●召喚狀、拘引狀、拘留狀ノ差異如何(明治三十四年五月 京都地方裁判所書記試験)

前問ノ解説ヲ参照スヘシ

解説

●令狀ノ種類及ヒ其效力ノ差異ヲ示セ(明治三十四年五月 青森地方裁判所書記試験)

第一 令狀ノ種類

前既ニ説明シタリ

第二 效力ノ差異

- 一、召喚狀ハ公力ヲ用ヒスシテ單ニ出頭ヲ命令スルモ拘引狀ハ公力ヲ以テ之ヲ引致シ拘留狀ハ自由ヲ剝奪シテ之ヲ拘禁ス
- 二、召喚狀ハ其召喚ノ當日ノミ被召喚者ヲ裁判ニ在ラシムルノ効ヲ有スルニ止マレトモ拘引狀ハ其引致シ來リタル者ヲ令狀執行ノ時ヨリ起算シテ四十八時間留置スルノ效力ヲ有シ拘留狀ハ拘禁ノ期間ハ殆ント無期限ニシテ幾年月ノ久シキト雖モ放免又ハ釋放ノ言渡ヲ爲スマテハ其效力ヲ有ス

●保釋ト責付トノ差異ヲ説明スヘシ(明治三十三年十一月 長野地方裁判所書記試験)

法律學 刑事訴訟法



解説

保釋ト責付ハ共ニ拘留狀ノ拘留狀ノ效力ヲ一時停止シ被告人ノ拘禁ヲ解クニアリト雖トモ此兩者ノ間ニハ左ノ如キ差異存在ス

- 第一 保釋ハ現金又ハ有價證券ヲ以テ保證ヲ立ツルコトヲ要スルモ責付ハ之ヲ要セス
- 第二 保釋ハ本人又ハ法律上代人ノ請求アルコトヲ要スルモ責付ハ之ヲ要セス
- 第三 保釋ハ被告人釋放ノ場所ノ何レタルヲ問ハスト雖モ責付ハ親屬故舊ノ外被告人ヲ引取ラシムルヲ得ス

●保釋ト責付ノ別並ニ保釋責付ヲ取消シ得ル場合(明治三十七年九月 福井地方裁判所書記試驗)

解説

第一 保釋ト責付ノ區別

此區別ニ付テハ前問ノ解説ヲ参照スヘシ

第二 保釋責付ヲ取消シ得ル場合

甲 被告人呼出ヲ受ケタルモ正當ノ理由ナクシテ出頭セサルトキ 此場合ニ於テ

ハ檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要セス

乙 裁判所ニ於テ必要ト認メタルトキ 此場合ニ保釋又ハ責付ヲ取消スニハ必ス

檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

以上ノ外舊刑法時代ニ於テハ被告人ヲ重罪公判ニ附スル豫審終結決定ヲ爲シタルトキハ保釋及ヒ責付ヲ取消スヘキモノト爲シタルモ(刑事訴訟法第六十八條)新刑法ノ施行ト共ニ同施行法第五十一條ヲ以テ削除セラレタリ

●證人呼出狀ニ記載スヘキ要件如何(明治三十四年五月 松江地方裁判所書記試驗)

解説

證人ノ呼出狀ニ記載スヘキ要件ハ刑事訴訟法第一百五條ニ規定スル所ニシテ左ノ如シ

- 第一 其證人トシテ呼出ヲ受クヘキ者ノ氏名、住所及ヒ職業
- 第二 出頭ノ日時及ヒ場所
- 第三 呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且拘引スルコトアルヘキ旨



解説

● 證人呼出ニ應セサルトキハ如何ニ處分スルヤ (明治三十四年四月 富山地方裁判所書記試驗)

證人裁判所ノ呼出ニ應セサルトキハ判事ハ檢事ノ意見ヲ聞キ其不參ニ因リテ生シタル費用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡スコトヲ得又判事ハ其罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ發シ或ハ直ニ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ヘシ若シ證人尙ホ出頭セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡シ又拘引狀ヲ發スルコトヲ得然レトモ證人ニ於テ罰金言渡書ノ送達アリタル日ヨリ三日内ニ其出頭セサリシコトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルトキハ判事ハ檢事ノ意見ヲ聞キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消スコトアルヘシ(一一八條一一九條)此ノ如ク證人カ裁判所ノ呼出ニ應セサルトキハ不參ニ因リテ生シタル費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ命スルノミナラス尙ホ拘引狀ヲ發シテ其證人ヲ拘引スヘシト雖モ若シ證人カ疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スルコト能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ判事其所在ニ就テ訊問スルコトアルヘシ(一一六條)

● 證人トシテ證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合ヲ掲ケ其理由ヲ述フヘシ

(明治三十四年七月 福岡地方裁判所書記試驗)

解説

證人トシテ證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合左ノ如シ

- 一、官吏公吏又ハ官吏公吏タリシ者其職務上黙秘ス可キ義務アル事情ニ關スルトキ  
 外交軍事ノ機密ハ勿論其他司法行政ノ事務ニ至ルマテ公益上之ヲ漏洩スルヲ許サ、ルモノ少ナカラス從テ官吏公吏カ其職務上取扱ヒタリシ此等ノ事項ニ關シテハ其秘密ヲ守ラサルヘカラサルノ義務ヲ有スルハ當然免カルヘカラサル處ナリ故ニ證言スヘキ事項ニシテ黙秘ノ義務アル事情ニ係ルトキハ其證言ヲ拒絕シ得ルノ權利ヲ與ヘタルモノナリ
- 二、醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニアリシ者及ヒ宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付知得タル事實ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ  
 此等ノ者カ其職業上委託ヲ受ケタルニ因リ知リ得タル事實ニ付テハ之ヲ黙秘スルノ義務アルノミナラス若シ漏洩シタルトキハ時トシテ刑法ノ制裁ヲ受クルヲ免カレヌ之レ公益上ノ規定ニ出テタルモノナレハ今更ニ同上ノ事項ニ付キ證言



義務ヲ負擔セシメハ其結果遂ニ何レカ一方ヲ破ラサルヘカラサルノ止ムナキニ至ルヘシ故ニ其職秘スヘキ義務アル事項ニ關シテハ縱令裁判所ノ審問ニ付テモ其證言ヲ拒ムコトヲ許シタルナリ

解説

●證言ヲ拒ムコトヲ得ルハ何人ナルヤ及其理由如何(明治三十三年九月)  
青森地方裁判所書記試驗

前問ノ解説ヲ参照スヘシ

解説

●何人ト雖トモ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ルヤ(明治四十二年十月)  
松山地方裁判所書記試驗

證人訊問モ亦一ノ裁判權ノ行動ナルヲ以テ我國ノ裁判權ニ服セサル者ハ之ヲ證人トシテ訊問スルコトヲ得サルハ勿論ナリト雖トモ苟クモ我國ノ裁判權ニ服従スヘキ者ハ何人タルヲ問ハス之ヲ證人トシテ訊問スルコトヲ得ヘキヲ原則トス然レトモ此原則ニ對シテハ一ノ例外アリ即チ法律ニ於テ證人ト爲ルコトヲ許ササル者は是レナリ今其如何ナル者ナルカヲ列舉スレハ左ノ如シ

(一) 民事原告人

(二) 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解消シタル後ニ於テモ亦同シ

(三) 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者

(四) 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

(五) 十六歳未満ノ幼者又ハ知覺精神ノ不充分ナル者及ヒ癡癡者

(六) 公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止セラレタル者

(七) 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者

(八) 現ニ供述スヘキ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證憑十分ナラサルニ因リ免訴ノ

言渡ヲ受ケタル者

右ノ外證言拒絶ノ權利ヲ有スル者カ其證言ヲ拒ミタルトキ及ヒ被告人及ヒ原告代理人タル檢事並ニ現ニ其事件ニ關與スル判事及ヒ書記ハ證人トシテ訊問スルコトヲ得サルモノナリ

●證人ト參考人トノ差異如何(明治三十四年五月)  
青森地方裁判所書記試驗

解説

法律學 刑事訴訟法



證人ハ宣誓ヲ爲スノ義務アレトモ參考人ハ宣誓ノ能力無シ兩者ノ差異ハ此一點ニ止  
 マル尤モ余ハ參考人モ證人ナリトノ説ヲ採ル（本問ニ所謂證人トハ狹義ナリ）刑事  
 訴訟法第二百二十三條第一項ニ曰ク「左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但  
 宣誓ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得」ト此條文ノ解釋ニ付  
 テハ二説アリ一ハ曰ク法文ニ於テ左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サストア  
 ル以上ハ同條ニ規定セラレタル者ハ凡テ證人ト爲ルコトヲ得サルモノナリト他ノ一  
 ハ曰ク證人ト爲ルコトヲ許サストアルハ宜シク之ヲ宣誓ノ不能力ノ意義ニ解スヘシ  
 換言セハ同條ハ事實參考人ハ證人ニ非ストノ義ニ非ス唯宣誓ノ不能力ヲ規定シタ  
 ルニ止マルヲ以テ事實參考人モ亦證人ニシテ眞實ヲ陳述スルノ義務ナリ唯一般ノ證  
 人ト異ナルハ宣誓ヲ爲ササル一點ニ在ルノミト其結果トシテ第一説ニ依レハ事實參  
 考人ハ證人ニ非ス其供述ハ證言ニ非ス從テ其供述ノミニ依リテ裁判ヲ下スコトヲ得  
 ス之ニ反シテ第二説ニ依レハ事實參考人ハ宣誓上不能力ノ證人ナリ然レトモ其供述  
 ハ證人ノ供述ナリ從テ他ニ證據之ナシト雖モ單ニ其證言ノミニ依リテ裁判ヲ下スコ  
 トヲ得トノ結果ニ於ケル大差異ヲ看ル可シ余ハ第二説ヲ可ナリトス惟フニ刑事訴訟  
 法上廣義ニ於ケル證人ト狹義ニ於ケル證人トヲ區別スルコト最モ正當ナラン廣義ニ

於ケル證人トハ宣誓セル證人ト宣誓セサル證人トノ二種ヲ包含シ狹義ニ於ケル證人  
 トハ單ニ宣誓シタル證人ヲ謂フ今ヤ刑事訴訟法ヲ按スルニ證人ノ呼出手續ニ付テハ  
 明文ノ規定アリト雖モ事實參考人ノ呼出手續ヲ規定スルコトナシ又證人ハ出頭ニ付  
 テノ旅費日當ヲ要ムルヲ得ルコトヲ規定スレトモ事實參考人ニ付テハ此規定ヲ設ク  
 ルコトナシ若シ夫レ事實參考人ヲ證人ニ非スト爲サハ我法律ニ於テハ裁判所ハ事實  
 參考人ノ呼出ニ如何ナル手續ヲ用フル乎又呼出ニ應シテ出頭シ供述ヲ爲シタル事實  
 參考人ハ旅費日當ヲ請求スルコトヲ得ル乎恐ラクハ法律上規定ナシト云ハサルヲ得  
 サルヘシ是レ豈ニ不都合ナラスヤ加之一步ヲ進メテ事實參考人ノ供述ハ如何ナル效  
 力アリヤト釋スルニ此場合ニ於テモ尙ホ第九十條ノ原則行ハレサルヲ得ヌ即チ其供  
 述ノ眞實ナリヤ否ヤハ一ニ判事ノ判斷スル所ニシテ若シ判事ニ於テ眞實ナリトスル  
 トキハ單ニ其供述ノミニ依リテ裁判ヲ下スコトヲ得ヘシ然ルニ第一説ノ論者ハ曰ク  
 判事ハ事實參考人ノ供述ノミニ依リテ裁判ヲ下スコトヲ得スト果シテ然リトセハ之  
 レ自由證據主義ヲ採ルニアラスシテ制限證據法ヲ採ルモノナリ苟モ自由證據主義ヲ  
 採ル以上ハ其效力ハ一ニ判事ノ判斷ニ任セサルヲ得ヌ刑事訴訟法ハ第九十條ニ於テ  
 明ニ自由證據主義ヲ採用シタルコトハ言ヲ俟タス若シ事實參考人ノ供述ハ單獨ニテ



證據トナラストセハ須ク之カ明文上ノ制限ナカル可ラス然ルニ此規定ナキヲ見レハ論者ノ說探ルニ足ラスト知ル可シ事實參考人ノ供述ハ一般證人ノ供述ト異ナルコトナキヲ斯ノ如ク夫レ我法律ハ事實參考人ノ供述ニ付キ別ニ規定ヲ設クルコトナク又其供述ハ證人ノ供述ト異ナルコトナケレハ之ヲ以テ宣誓ノ不能力者ト爲シ廣義ニ於テ證人ト云フモ亦敢テ失當ニアラス

解説

●證人ト鑑定人トノ差異ヲ説明セヨ(明治四十二年八月 神戸地方裁判所書記試驗)

證人トハ過去ノ事實ニ付キ訴訟外ニ於テ爲シタル實驗ニ基キ訴訟ニ於テ裁判官ニ對シ證明ノ爲メ供述ヲ爲ス第三者ニシテ鑑定人トハ自己ノ特別ナル智識技能ニ基キ訴訟中ニ於テ實驗シタル現在ノ事實ヲ供述スル第三者ナリ故ニ此兩者ノ間ニハ左ノ如キ差異存在ス

第一 證人ハ過去ノ事實ニ付キ陳述ヲ爲スモノナルモ鑑定人ハ現在ノ事實ヲ陳述スルモノナリ

第二 證人ハ訴訟外ノ實驗ヲ陳述スルモノナルモ鑑定人ハ訴訟ニ於ケル實驗ヲ陳

スルモノナリ

第三 證人ハ純然タル證據方法ナルモ鑑定人ハ證據方法タルト同時ニ裁判官ノ補助者タルモノナリ

第四 證人ハ之ヲ拘引スルコトヲ得ルモ鑑定人ハ拘引スルコトヲ得サルモノナリ

●證人ト鑑定人トハ其呼出狀ニ記載スヘキ要件ニ差異アリヤ

(明治三十二年四月 長野地方裁判所書記試驗)

解説

證人ノ呼出狀ト鑑定人ノ呼出狀トハ其記載事項殆ント同一ナリト雖トモ唯證人ノ呼出狀ニハ證人若シ其呼出ニ應セサルトキハ拘引ヲ爲スコトアルヘキ旨ヲ記載スルコトヲ要スルモ鑑定人ノ呼出狀ニハ此記載ヲ爲スコトヲ得サル點ニ於テ差異アルモノナリ蓋シ鑑定ハ學術又ハ職業上ノ智識技能ヲ有スル者ニ或一定ノ事實ニ付キ其意見ヲ供述セシムルモノナレハ鑑定人ハ證人ノ如ク必スシモ特定人タルコトヲ要セサルノミナラス其出頭ヲ肯セサルモノニ對シ強制ヲ加ヘテ拘引スルモ能ク其目的ヲ達スルコトヲ得ヘキモノニアラサレハナリ



●豫審ニ於ケル免訴ト公判ニ於ケル免訴ノ言渡トハ如何ナル差異アルカ

(明治三十四年七月  
福岡地方裁判所書記試験)

解説

豫審ニ於ケル免訴ノ言渡ト公判ニ於ケル免訴ノ言渡トノ間ニハ左ノ差異アリ

- 一、豫審ニ於ケル免訴ノ言渡ハ(一)犯罪ノ證據十分ナラサルトキ(二)被告事件罪ト爲ラサルトキ(三)公訴ノ時効ニ罹リタルトキ(四)確定判決ヲ經タルトキ(五)大赦アリタルトキ(六)法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキノ六ノ場合ニ之ヲ爲スモノナレトモ公判ニ於ケル免訴ノ言渡ハ右ノ(三)乃至(六)ノ場合ニノミ之ヲ爲ス
- 二、豫審ニ於ケル免訴ノ言渡ハ決定ヲ以テスレトモ公判ニ於ケル免訴ノ言渡ハ判決ヲ以テス
- 三、公判ニ於ケル免訴ノ言渡ハ本案ノ終局ヲ決定スルモノナレトモ豫審ニ於ケル免訴ノ言渡ハ事件ヲ公判ニ付スルノ價值無キヲ決定スルモノナリ
- 四、豫審ニ於ケル免訴ノ言渡ハ確定シタル後ニテモ新ナル證據アルトキハ同事件ニ

付再三審理スルヲ得レトモ公判ニ於ケル免訴ノ言渡確定スルトキハ再ヒ審理スルコトナシ

五、豫審ニ於ケル免訴ノ言渡ニ對シテハ抗告ヲ爲シ得ルノミナレトモ公判ニ於ケル免訴ノ言渡ニ對シテハ控訴上告ヲ爲スコト

●裁判所カ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任シ又ハ選任シ得ヘキ場合如何

(明治三十四年二月  
宮崎地方裁判所書記試験)

解説

- 一、被告人十五歳未満ナルトキ
- 二、被告人婦女ナルトキ
- 三、被告人聾者又ハ啞者ナルトキ
- 四、被告人精神病ニ罹リ又ハ意識不十分ノ疑ノ時
- 五、被告事件ノ模様ニ因リ裁判所ニ於テ辯護人ヲ必要ナリトスルトキ(一七九條二)
- 六、重罪ノ被告事件ニ付被告人辯護人ヲ付セサルトキ(二三七條)



解説

●裁判所ハ被告カ其罪ヲ自白シタルトキト雖トモ尙證據調ヲ爲ササルヘカラサルカ理由ヲ附シテ説明スヘシ(明治四十二年九月)高知地方裁判所書記試験

現行刑事訴訟法ニ於ケル區裁判所公判ノ規定タル第二百十九條第三項ニ依レハ「若シ被告人自白アリタル場合ニ於テ檢事民事原告人ノ異議ナキトキハ他ノ證據ヲ取調フルニ及ハス」トアルヲ以テ區裁判所ニ於テハ判事カ被告人ノ自白ニ因リテ心證ヲ得タルトキハ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ要セスト雖トモ地方裁判所ノ規定タル第三百三十九條ニ於テハ「裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖トモ仍ホ證據ヲ取調ヘサルヘカラス」ト規定シアルヲ以テ地方裁判所ニ於テハ縱令被告人ノ自白アルモ仍ホ他ノ證據調ヲ爲ササルヘカラサルモノナリ然レトモ右ニケ條ノ規定ハ區裁判所ニ於テハ必ス自白ヲ信スヘク地方裁判所ニ於テハ自白ヲ信スヘカラサルコトヲ命シタルモノニアラス如何トナレハ諸般ノ證據ハ一ニ判事ノ自由ナル心證ニ依リテ判斷スヘキモノナルコトハ我現行刑事訴訟法ノ採用シタル大原則ナレハナリ法律カ此ノ規定ヲ設ケタルハ地方裁判所ニ屬スル事件ハ重大ナルモノニシテ其犯情モ亦錯雜ナルヘキヲ以テ其眞實ヲ發見スルカ爲メニ審理手續ノ鄭重ナランコトヲ希圖シ

タルカ爲メニ外ナラサルヘシ

●附帯犯トハ何ソヤ(明治四十二年三月)山形地方裁判所書記試験

解説

附帯トハ互ニ獨立セル犯罪ナルモ其間多少ノ關係アリテ無形ノ連鎖ヲ以テ連結セラレタル犯罪ヲ謂フ故ニ附帯犯ノ存在ニハ必ス數個ノ犯罪成立スルコトヲ必要トス隨テ附帯犯ハ所謂共犯トハ其性質ヲ異ニスルモノナリ即チ共犯ニ於テハ犯人相互ノ間ニ於テ意思ノ連結アルコトヲ要シ且常ニ一罪ニ關スルモノナラサルヘカラサルモ附帯犯ノ場合ニ於テハ其相互ノ間ニ共同ノ觀念ヲ必要トスル場合ナキニアラサルモ常ニ數罪ノ成立スル場合ナラサルヘカラサルモノナリ

●附帯犯ノ性質其場合如何(明治三十三年四月)京都地方裁判所書記試験

解説

第一 附帯犯ノ性質

前問ノ説明ヲ參照スヘシ

法律學 刑事訴訟法



第二 附帯犯タル場合

- 一、同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ
- 二、數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ
- 三、自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスルタメ又ハ其罪ヲ免ルルタメ他罪ヲ犯シタルトキ

●附帯犯トハ如何何故ニ附帯犯ハ檢事ノ起訴ナクシテ審判ヲ爲シ得ルヤ

(明治四十二年九月 山口地方裁判所書記試験)

解説

第一 附帯犯ノ意義及ヒ性質

此點ニ付テハ前ニ説明シタル所ヲ参照スヘシ

第二 附帯犯ノ審判ニ檢事ノ起訴ヲ要セザル理由

附帯犯ニ付キ不告不理ノ原則ニ對スル例外ヲ認メタルハ必ス此ク爲ササルヘカラサル必然的ノ理由存スルニアラス唯附帯犯ハ其性質上既ニ繫屬セル犯罪ト相關連スルモノナルヲ以テ之ヲ併合シテ審理スルニ於テ多大ノ利益アルト且ハ其事件既

ニ裁判所ニ明白ト爲リタルモノナレハ敢テ檢事ノ起訴ヲ待ツノ要ナシト認メタルカ爲メニ外ナラス

●公判ニ於テハ如何ナル場合ニ無罪ヲ言渡シ如何ナル場合ニ免訴ヲ言渡スヘ

キヤ (明治三十二年三月 新潟地方裁判所書記試験)

●公判ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ト免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合トヲ列

舉スヘシ (明治三十四年六月 熊本地方裁判所書記試験)

本問ヲ無罪、免訴ノ二個ニ分チテ説明セム

- 一、公判ニ於テ無罪ヲ言渡スヘキ場合
  - イ、犯罪ノ證據十分ナラサルカ
  - ロ、又ハ被告事件罪ト爲ラサルトキ
- 二、公判ニ於テ免訴ヲ言渡スヘキ場合
  - イ、公訴ノ時効ニ罹リタルトキ
  - ロ、確定判決ヲ經タルトキ
  - ハ、大赦アリタルトキ



ニ、法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ  
是レナリ

● 關席判決ハ如何ナル場合ニ之ヲ爲スヘキヤ(明治三十三年十一月  
長野地方裁判所書記試験)

解説

關席判決ヲ爲スヘキ場合ハ

- 一、呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ當ルヘキ事件ニ付キ其代理人公判ノ  
期日ニ出頭セサルトキ(刑事訴訟法第二百二十六條)
- 二、私訴ニ付テハ私訴關係人ノ出頭セサルトキ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ關席判決  
ヲ爲ス(前同條)
- 三、禁錮ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付キ被告人出頭セサルモ尙豫審終結ノ言渡書又ハ公  
判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルトキ
- 四、豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スル能ハサルトキハ裁判所ニ  
テ豫豫期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲スヘキ告知書  
ヲ親屬又ハ本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達シタルトキ

五、若シ本籍若クハ最後ノ住所ノ分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一ヶ  
月間裁判所ノ掲示板ニ貼付シテ公示シタルトキ  
是レナリ

● 被告人公判期日ニ出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲スニ付犯罪ノ種類ニ依リ  
テ手續上如何ナル差異アリヤ(明治三十三年五月  
名古屋地方裁判所書記試験)

解説

被告人公判期日ニ出頭セサルトキハ關席判決ヲナス然レトモ法律ハ茲ニ一ノ制限ヲ  
附シ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付キ被告人出頭セスト雖モ豫審終結ノ言渡書又  
ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルニ非レハ關席判決ヲ爲スヘカラストセリ  
(二二七條一項)然ルニ其事件ニシテ罰金以下ノ刑ニ該ルヘキモノナルトキハ其犯罪  
ノ輕微ナルヲ以テ被告人或ハ其呼出ヲ受ケタルモ強テ自ラ辯護ヲ爲スコトヲ欲セサ  
ルヨリ出頭ヲ爲ササルモ知ルヘカラサルニ必ス對席ノ判決タルコトヲ要ストセハ訴  
訟ハ常ニ延滞シテ遂ニ其結局ヲ見ルノ期ナカルヘシ何トナレハ被告人ハ幾度呼出ヲ  
受クルモ肯テ出頭セサルトキハ裁判所ハ之ニ令狀ヲ發シテ拘引スルコト能ハサレハ



ナリ是故ニ呼出ヲ受ケナカラ被告人出頭セザレハ自ラ辯護權ヲ拋棄シタルモノト看  
 做シ直ニ檢事ノ意見ヲ聞キテ關席判決ヲ爲スヘキモノトス之ニ反シテ禁錮以上ノ刑  
 ニ該ルヘキ事件ハ事體良ヤ重大ニシテ漫ニ被告人ノ辯護權拋棄ヲ推定スヘカラス故  
 ニ其出頭セサル一事ヲ以テ直ニ關席裁判ヲ爲スコトヲ許サス尙ホ豫審終結ノ言渡書  
 又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證ナカルヘカラス既ニ本人此等ノ書類ヲ受取  
 リナカラ仍ホ出頭セザルトキハ本人ニ於テ責ムヘキ過失ナシト謂フ可カラス故ニ關  
 席ノママ判決ヲ言渡スコトヲ得其他ノ者カ受取リタルトカ即チ親屬雇人又ハ市町村  
 長ニ呼出狀等ヲ送達シタルトキハ本人果シテ之ヲ受取リテ公判ノ日ヲ知り居ルヤ否  
 ヤ分明ナラサルヲ以テ出頭セザルハ其過失ナリト速斷スヘカラス却テ被告人之ヲ知  
 ラサリシモノト推定スルヲ當然トス此ノ如キ場合ニモ亦直ニ關席判決ヲ爲ストキハ  
 是レ被告人ニ辯護權ヲ與ヘスシテ裁判スルト異ナラサルナリ然レトモ場合ニ依リテ  
 ハ其本人ニ送達スルコト能ハサルコト有リ本人外國ニ在ル場合ノ如キ是ナリ此場合  
 ニ於テモ亦本人カ開廷ノ日ヲ知ルマテハ何時ニテモ關席判決ヲ爲スヘカラストセハ  
 遂ニ公訴ノ時効期間ヲ經過スルニ至ルヲ以テ本人ニ送達スヘカラサル場合ニハ猶豫  
 ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭セザルトキハ關席判決ヲ爲スヘキ告知書ヲ其親屬

又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス若シ其本籍若クハ最後ノ住所  
 ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一日間裁判所ノ揭示板ニ貼付シテ  
 公示ス而シテ仍ホ出頭セザル場合ニ始メテ關席判決ヲナスナリ(二二七條二項)

●關席判決ニ要スル手續如何(明治三十三年十一月  
山形地方裁判所書記試驗)

解説

前問ノ解説ヲ参照スヘシ

●被告人及證人カ公判期日ニ出頭セザルトキハ如何ナル結果ヲ生スルヤ(明治四十二年十月  
鳥取地方裁判所書記試驗)

解説

第一 被告人出頭セザル場合

此場合ハ前三問ヲ参照スヘシ

第二 證人カ出頭セザル場合

此場合ハ前ニ説明シタル明治三十四年四月富山地方裁判所ニ於テ行ハレタル試驗

問題ノ答解ヲ参照スヘシ



●故障ノ期間及ヒ其起算點如何(明治三十三年三月  
新潟地方裁判所書記試驗)

解説

關席判決ヲ受ケタルモノハ刑事訴訟法第二百二十八條ニヨリ故障ノ申立ヲナスコトヲ得而シテ其故障申立ノ期間ハ三日間トス(第二二九條)  
此期間ノ起算點ハ之ヲ二ツニ分テ説明ス

イ、罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ關席判決ノ送達ヲ以テ期間ノ起算點トス

ロ、禁錮以上ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニヨリ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ其起算點トス

●關席判決ニ對スル故障期間ハ何ノ日ヨリ起算スヘキヤ

解説

前問ノ解説ヲ參照スヘシ

(明治三十三年九月  
熊本地方裁判所書記試驗)

●被告ノ法律上代理人及辯護人ハ被告ニ代ハリ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ得ルヤ否ヤ理由ヲ附シテ答フヘシ(明治三十四年五月  
京都地方裁判所書記試驗)

解説

被告ノ法律上代理人及辯護人ハ特別ノ委任アルニアラサレハ被告ニ代ハリ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス其理由ハ上訴ノ場合ニ於テ此等ノ者ニ上訴ヲナスコトヲ許セルハ上訴ニ依ル裁判ハ被告ノ利益ニ歸スルコトナキカ故ナリト雖故障ニ依ル裁判ハ被告ノ不利益ニ變スルコトアリ從テ被告ヲ保護セントスル精神ニ反スルニ至ルヘケレハナリ

●故障ハ之ヲ取下ルコトヲ得ルヤ理由ヲ附シテ説明スヘシ

(明治四十年五月  
秋田地方裁判所書記試驗)

解説

故障ハ之ヲ取下クルコトヲ得ルヤ否ヤノ點ニ付テハ法文ニ何等ノ規定スル所ナシト雖トモ故障申立ノ效力ヨリ推論スルトキハ一度爲シタル故障ハ之ヲ取下クルコトヲ

法律學 刑事訴訟法



得サルモノト解セサルヘカラス如何トナレハ適法ナル故障ノ申立ハ其不服ヲ申立テ  
ラレタル闕席判決ハ當然消滅シ訴訟ハ判決以前ノ程度ニ復スルモノナルヲ以テ若シ  
故障ノ取下ヲ許ストキハ被告人ノ意思ヲ以テ判決ノ效力ヲ消滅セシムルコトヲ得ル  
ノ結果ニ至リ到底許スヘカラサル事ニ屬スレハナリ

●豫審ノ終結決定ト判決トノ效力ニ如何ナル差異アリヤ

解説

(明治三十三年十月  
福岡地方裁判所書記試験)

豫審終結決定ト判決トハ其效力ニ於テ左ノ差異アリ

- 一、豫審終結決定ハ單ニ事件カ公判ニ付スルノ價値アルヤ否ヤヲ決定スルノ效力ヲ有スルニ過キサレトモ判決ハ本案又ハ其附帶ノ事項ヲ終局スル效力ヲ有スルモノナリ
- 二、豫審ノ場合ニ免訴ノ決定確定シタル後ニテモ新ナル證據アルトキハ同事件ニ付再三審理スルコトヲ得レトモ被告事件ニ付一タヒ下シタル判決確定スルトキハ同事件ニ付再ヒ審理スルコト無シ

三、豫審終結決定ニ對シテハ或ル制限内ニ於テ抗告ヲ爲シ得ルノ外其抗告ノ裁判ニ對シテハ更ニ復タ上訴スルヲ許サスト雖モ判決ハ第一審判決ニ對シテハ總テ控訴ノ方法ヲ以テ上訴ヲ爲スヲ得ヘク又第二審判決ニ對シテハ上告ノ方法ヲ以テ上訴ヲ爲スコトヲ得ヘシ

四、確定判決ハ私訴ノ裁判ニ效力ヲ及ホセトモ豫審ノ確定決定ハ然ラス確定判決ハ同一事件ニ付公訴ヲ受理セシ裁判所ヲ羈束スルモ豫審ノ確定決定ハ公判ノ裁判所ヲ羈束スルコトナシ

五、判決ハ罪ノ有無ヲ定ム豫審終結決定ハ然ラス

●公判始末書ニ記載スヘキ事項ヲ舉示スヘシ

明治三十二年四月	長野地方裁判所
明治三十三年十一月	京都地方裁判所
明治三十三年十一月	宮崎地方裁判所
明治三十四年三月	大分地方裁判所
明治三十四年三月	神戶地方裁判所
明治四十二年八月	神戶地方裁判所

解説

裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ



- 一、公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由
  - 二、被告人ノ訊問及其供述
  - 三、證人鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササルトキハ其事由
  - 四、證據物件
  - 五、辯論中異議ノ申立アリタルコト、其中立ニ付キ檢事其他訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判
  - 六、辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト
- 公判始末書ニハ右ニ掲ケタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所年月日裁判長陪席判事  
 檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ又辯論數日ニ涉ルトキハ其旨及同一ノ判  
 事出席シタルコト又辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ  
 (二〇八條二〇九條)

解説

●訴訟ヲ爲スニ付キ定メラレタル期間ヲ經過シタルトキ其訴訟行爲ヲ爲ス權  
 利ヲ喪失セサル場合ヲ詳説スヘシ(明治三十三年六月)  
(盛岡地方裁判所書記試験)

故障及上訴ノ期間ヲ經過セル場合及證人鑑定人カ不参ニ因リ罰金ヲ言渡サレタル場  
 合ニ限り訴訟關係人ハ天災其他避クヘカラサル事變等ノ障礙ノ止ミタル日ヨリ起算  
 シテ通常ノ期間内ニ其事實ノ疏明方法ヲ申立書ニ記載シ故障ヲナスヘキモノトス裁  
 判所ニ於テ其中立ヲ許可シタルトキハ故障若クハ上訴ハ未タ期間ヲ經過セザリシ以  
 前ノ程度ニ復シ更ニ之ヲナスコトヲ得(二二二條、二三四條、二四七條、一一九條、  
 一三六條、二四七條、二四八條)

●上訴ノ種類ヲ舉ケテ之ヲ説明スヘシ(明治三十三年十一月)  
(山形地方裁判所書記試験)

解説

- 上訴ハ之ヲ通常上訴及非常上訴ニ分類スルコトヲ得
- 通常上訴ヲ分テ左ノ三種トス
- 一、控訴 控訴トハ第一審判決ニ對シ事實及ヒ法律ノ點ニ付キ廢棄又ハ變更ヲ目的  
 トスル不服ノ申立ヲ云フ
  - 二、上告 上告トハ第二審ノ判決ニ對シ法律ノ點ニ付キ破毀又ハ變更ヲ目的トスル  
 不服ノ申立ヲ云フ



三、抗告 抗告トハ第一審タルト第二審タルトヲ間ハス裁判所又ハ裁判官ノ決定ニ對シ事實及法律ノ點ニ付キ廢棄變更ヲ目的トスル不服ノ申立ヲ云フ  
非常上訴ヲ分テ左ノ二種トス

一、再審 再審トハ重罪又ハ輕罪ノ刑ヲ言渡シタル確定判決ニ對シ事實上ノ錯誤ニ基キ法律ノ特定セル場合ニ於テ被告人ノ利益ノ爲メ其判決ノ破毀ヲ求ムル申立ヲ云フ

二、非常上告 非常上告トハ第一審タルト第二審タルトヲ間ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シ期間内上訴スル者ナクシテ確定シタル判決ニ對シ破毀ヲ求ムル爲メ相當官吏ヨリ爲ス所ノ申立ヲ云フ

解説

●上訴ノ種類ヲ舉ケ其特質ヲ説明スヘシ (明治四十年四月) (盛岡地方裁判所書記試験)

前問ノ解説ヲ参照スヘシ

●上訴ノ種類及其期間ヲ示スヘシ (明治四十二年三月) (山形地方裁判所書記試験)

解説

第一 上訴ノ種類

前ニ説述シタル答案ヲ参照スヘシ

第二 各上訴ノ期間

(イ) 控訴ノ期間ハ判決ノ言渡アリタル日ヨリ五日間トス

(ロ) 上告ノ期間ハ第二審判決ノ言渡シアリタル日ヨリ三日間トス

(ハ) 抗告申立ノ期間ハ不服ヲ申立テラル、裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日間トス

●公訴判決ニ對シ上訴ヲ爲シ得ル者ヲ列舉シ各其上訴權ノ性質ヲ説明スヘシ

(明治四十二年六月) (福岡地方裁判所書記試験)

解説

第一 上訴ヲ爲シ得ル者

公訴ノ判決ニ對シテ上訴ヲ爲シ得ル者ハ(一)檢事(二)被告人(三)被告人ノ法律上代理人(四)辯護人ノ四者ナリ

法律學 刑事訴訟法



第二 各上訴者ノ上訴權ノ性質

- (イ) 檢事及ヒ被告人ノ上訴權 檢事ハ原告タル國家ノ代理人トシテ其利益ノ爲メニ上訴權ヲ有スルト同時ニ他方ニ於テハ公益ノ代表者トシテ被告人ノ利益ノ爲メニ上訴ヲ爲スモノナリ被告人ハ自己ノ利益ノ爲メニ上訴ヲ爲スモノナリ
- (ロ) 法律上代理人ノ上訴權 獨立ノ上訴權ニシテ被告人ノ意思ニ反スルモ尙ホ被告人ノ利益ノ爲メニ上訴ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ
- (ハ) 辯護人ノ上訴權 辯護人ハ法律上代理人ト異ナリ獨立シテ上訴權ヲ有スルモノニアラスシテ被告人ニ代リ之ヲ爲スモノナルカ故ニ被告人ノ明言シタル意思ニ反セサル範圍ニ於テノ上訴ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ

●上訴ハ何人カ之ヲ爲シ得ヘキヤ(明治三十四年五月 松江地方裁判所出題試驗)

解説

(問題ニハ單ニ上訴トアルカ故ニ公訴判決ニ對スル上訴ハ勿論私訴判決ニ對スル上訴權者ヲモ舉ケサルヘカラス)

第一 公訴ノ判決ニ對シテ上訴ヲ爲シ得ル者

公訴ノ判決ニ對シテハ(一)檢事(二)被告人(三)法律上代理人(四)辯護人ニ於テ上訴ヲ爲スコトヲ得

第二 私訴ノ判決ニ對シテ上訴ヲ爲シ得ル者

私訴ノ判決ニ對シテハ(一)民事原告人(二)民事被告人(三)民事擔當人(四)民事參加人ニ於テ上訴ヲ爲スコトヲ得

●關席判決ニ對スル控訴期間ヲ論セヨ(明治三十三年四月 神戸地方裁判所出題試驗)

解説

關席判決ニ對シテ控訴ヲ爲ス場合ニハ控訴期間ヲ三日ト爲スノ說アリ其理由トスル所ヲ見ルニ全ク刑事訴訟法第二百五十二條第二項ノ解釋ヨリ生シタルモノニシテ同條ヲ解スルニ故障ノ期間内即チ三日ノ内ニ故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得ルモノト爲スナリ然レトモ此說ハ徒ラニ法文ノミニ拘泥シタル謬見ト云ハサルヘカラス余ハ此說ニ反對スヘキ三箇ノ理由ヲ得タリ即チ第一ニ關席判決タルト對席判決タルニ依リテ控訴ノ期間ヲ異ニスヘキ理由無シ第二ニ法文上ヨリ觀察スルモ「故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ」ト句ヲ切り其以下ヲ讀續クルトキハ論者ノ云フカ如



キ狹隘ナル解釋ヲ爲スノ必要ナシ第三ニ治罪法第三百六十六條ノ沿革ニ徴スルモ尙ホ五日ト爲スヲ至當トス此三箇ノ理由ニ依ルトキハ前論者ノ如ク強テ法文ヲ曲解スルニ及ハサルナリ

故ニ闕席判決ニ對スル控訴ノ期間モ對席判決ニ對スル控訴ノ期間ト同シク五日トス(二五二條)

●控訴抗告ノ區別(明治三十二年三月 和歌山地方裁判所書記試驗)

解説

控訴ハ第一審判決ニ對シ廢毀變更ヲ目的トスル不服ノ申立ナリ抗告ハ裁判所又ハ裁判官ノ決定ニ對シテ爲ス普通ノ上訴ナリ故ニ其異ル所ハ攻撃セラルル所ノモノ控訴ハ判決ニシテ抗告ハ決定タル一點ニシテ其他ハ二者同一ニシテ事實及法律ノ點ニ於テ原裁判ヲ攻撃スルコトヲ得ルモノナリ

●控訴ト故障トノ區別如何(明治四十二年十月 函館地方裁判所書記試驗)

解説

控訴トハ第一審ノ判決ニ對シテ上級裁判所ニ其取消變更ヲ求ムル不服申立ノ方法ニシテ故障トハ闕席判決ヲ受ケタル者カ其判決ヲ消滅セシメ訴訟ヲ闕席前ノ程度ニ復セシムル爲メ其判決ヲ爲シタル裁判所ニ對シテ爲ス不服申立ノ方法ナリ故ニ此兩者ハ左ノ點ニ於テ區別アリ

- 第一 控訴ハ闕席判決ニ對スルト對席判決ニ對スルトヲ問ハサルモ故障ハ常ニ闕席判決ニ對シテ爲スモノナリ
- 第二 控訴ハ上訴ノ一種ニシテ上級裁判所ニ爲ス不服申立ナルモ闕席判決ハ其判決ヲ爲シタル裁判所ニ爲スモノナリ
- 第三 控訴ハ檢事モ亦之ヲ爲スコトヲ得ルモ故障ハ檢事ニ於テ申立ツルコトヲ得ス蓋シ檢事ニ對シテハ闕席判決ナルモノナケレハナリ
- 第四 控訴ノ期間ハ五日ナルモ故障期間ハ三日ナリ
- 第五 控訴ハ之ヲ提起シタルノミニテ第一審判決ヲ消滅セシムルモノニアラサルモ適法ナル故障ノ申立ハ當然其闕席判決ヲ消滅セシムルモノナリ

●非常上告ト再審トノ區別如何(明治三十四年五月佐賀地方裁判所書記試驗)

法律學 刑事訴訟法



解説

- 一、非常上告ハ期間内上訴ナクシテ確定シタル判決ニ限り之ヲ爲スコトヲ得ルモ再審ノ訴ハ上訴ノ有無ヲ問ハス確定シタル判決ニ對シテ爲スヲ得
- 二、非常上告ハ法定ノ法律上ノ錯誤アル以上ハ重罪輕罪ハ勿論違警罪ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得レトモ再審ノ訴ハ法定ノ事實上ノ錯誤アル場合ニ於テ重罪輕罪ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
- 三、非常上告ハ單ニ事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ノミ之ヲ爲スヘキコトヲ得レトモ再審ノ訴ハ原裁判所ノ檢事ハ勿論控訴及ヒ上告裁判所ノ檢事又ハ被告人若シ被告人死去シタル場合ニ於テハ其親屬ヨリ申立ツルコトヲ得
- 四、非常上告ハ被告人死去ノ後ハ之ヲ爲スコトヲ得サルモ再審ノ訴ハ被告人死去ノ後ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得
- 五、非常上告ニ因リ原判決ヲ破毀シタル場合ニ於テハ常ニ上告裁判所直ニ自ラ裁判スルモ再審ノ訴ニ因リ原判決ヲ破毀シタル場合ニ於テ其申立カ死者ノ親屬ヨリ爲シタルモノナルトキハ上告裁判所ハ直チニ自ラ之ヲ裁判シ其他ノ場合ニ於テハ他ノ裁判所ニ其事件ヲ移ス

- 六、再審ノ訴ニ於テ原裁判ヲ破毀シタルトキハ私訴ニ付テモ亦當然裁判ヲ爲スモ非常上告ニ於テハ然カラズ
- 七、再審ノ訴ニ於テ無罪ノ言渡アリタルトキ及ヒ死者ノ親屬ヨリ申立タル場合ニ於テ原判決ヲ破毀シタルトキハ被告人ノ名譽回復ノ爲メ其判決ヲ揭示ス可シト雖モ非常上告ニ於テハ如何ナル場合ニ在テモ此等ノ手續ナシ

第七部 民法

●無能力者ノ意義ヲ略述シ併セテ妻ヲ無能力者ト定メタル理由ヲ問フ

(明治四十一年三月  
岩手縣文官普通試験)

解説

第一 無能力者ノ意義

無能力ナル意義ヲ廣義ニ解スルトキハ意思ヲ有セサルカ爲メニ無能力ナル者ヲモ包含スヘシト雖トモ我民法ニ所謂無能力者ナルモノハ斯ル廣意ノモノニアラスシテ獨立シテ一切ノ又ハ特定ノ法律行爲ヲ完全ニ爲スコト能ハサル者ヲ謂フ換言ス



レハ我民法ニ所謂無能力者トハ絶對ノ無能力者即チ意思能力ヲ缺ク者ニアラスシテ法律行為能力ヲ制限セラレタル獨逸民法ニ所謂限定能力者ヲ指稱スルモノナリ而シテ此無能力者ニハ二種アリ一般無能力者及ヒ特別無能力者即チ是ナリ一般無能力者トハ諸般ノ法律行為ヲ爲ス能力ナキ者ニシテ未成年者、禁治產者、準禁治產者及ヒ妻之ニ屬シ特別無能力者トハ特種ノ行為ヲ爲ス能力ナキ者ニシテ民法第七百九十二條第九百三十條第九百三十一條第九百三十九條等ニ規定スルモノ即チ是ニ屬ス

第二 妻ヲ無能力者ト爲シタル理由

妻ヲ無能力ト爲シタルハ他ノ一般無能力者ト異ナル妻自身ノ利益ヲ保護スルカ爲メニアラスシテ全ク一家ノ秩序ヲ保持センカ爲メニ夫權ニ服從セシムルノ必要ニ出テタルモノニ外ナラス蓋シ妻カ獨立シテ他人ヨリ恩惠ヲ受ケ又ハ其身體ニ羈絆ヲ受クヘキ契約ヲ爲シ若クハ財産上ニ重大ナル影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ爲スカ如キハ時ニ夫ノ感情ヲ害シ或ハ夫婦同居ノ義務ヲ完フスルコト能ハサルニ至リ到底家庭ノ圓滿ハ之ヲ望ムコトヲ得サルヘケレハナリ

● 一般ノ無能力者ヲ舉ケテ之ヲ説明スヘシ(明治四十二年八月)  
(新舊民法官制)

解説

我民法上一般無能力者ニ屬スルモノハ未成年者、禁治產者、準禁治產者及ヒ妻ノ四者トス其如何ナルモノナリヤハ左ニ之ヲ分説セン

第一 未成年者 未成年者トハ年齢滿二十年ニ達セサル者ヲ總稱ス

第二 禁治產者 禁治產者ハ心神喪失ノ常況ニ在ル者ニシテ裁判所ノ宣告ヲ以テ

後見人ヲ附セラルル者ヲ謂フ

第三 準禁治產者 準禁治產者トハ心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及ヒ浪費者等ニ

シテ裁判所ノ宣告ヲ以テ保佐人ヲ附セラルル者ヲ謂フ

第四 妻 妻トハ法律上ノ婚姻ニ依リ配偶者アル女子ヲ謂フ故ニ一度婚姻ヲ爲シ

タル者ト雖トモ夫ノ死亡若クハ離婚等ニ因リ婚姻關係ノ解消シタル者ハ妻ニア

ラス

(附言)右四者ノモノハ其行為能力ニ關シ如何ナル制限アリヤハ次回ニ之ヲ詳述スヘシ



解説

●私権行使ノ能力ニ關スル制限ヲ列擧スヘシ(明治四十二年四月 山口縣文官普通試験)

一五三

行爲能力ノ制限ニハ一般的ノ制限ト特別ノ制限トヲ存在スルヲ以テ左ニ之ヲ分説スヘシ

### 第一 一般的制限

(イ) 未成年者 未成年者ハ法定代理人ノ同意ヲ得ルニアラサレハ完全ニ法律行爲ヲ爲スコトヲ得サルヲ本則トシ民法第四條但書第五條第六條第百二條第百二十八條商法第六條等ノ場合ニハ例外トシテ獨立シテ法律行爲ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ

(ロ) 禁治産者 禁治産者ハ後見人ノ同意ヲ得ルモ完全ナル法律行爲ヲ爲スコトヲ得サルヲ原則トシ唯能力者タルコトヲ要セサル場合及ヒ當事者本人ニアラサレハ爲スコト能ハサル法律行爲ニ限り獨立シテ之ヲ爲スコトヲ得ルニ過キス(民第一〇二七四、八二八 八四七、一〇七三條等參照)

(ハ) 准禁治産者 准禁治産者ハ獨立シテ法律行爲ヲ爲シ得ルヲ原則トシ唯民法第十二條ニ規定セル九箇ノ行爲ニ限り保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノナリ

ノナリ

(ニ) 妻 妻モ亦獨立シテ法律行爲ヲ爲シ得ルヲ原則トシ唯民法第十四條ニ規定セル三箇ノ場合ニ限り夫ノ許可ヲ得ルニアラサレハ有效ニ爲スコトヲ得サルモノナリ

### 第二 特別的制限

或特別ノ行爲ニ關シ特定ノ一私人ノ利益ヲ保護スルカ爲メニ他ノ一私人ノ行爲能力ヲ制限スルモノニシテ例ヘハ民法第七百九十二條第九百三十條第九百三十一條第九百三十九條等ノ場合ノ如シ

●左ノ意義ヲ述フヘシ(明治四十二年三月 石川縣文官普通試験)

(1) 私権ノ享有 (2) 住所 (3) 失踪 (4) 相殺

解説

第一 私権ノ享有トハ權利ノ主體ト爲ルコトヲ意味シ行爲能力ニ對シテ之ヲ權利能力ト謂フ而シテ私権ヲ享有シ得ル者ハ自然人及ヒ法人ナリ我民法ニ於テハ自然人ハ出生ヨリ死亡ニ至ルマテハ總テ私権ヲ享有スルモノニシテ各人ノ隨意ニ之ヲ消

法律學 民法

一五三